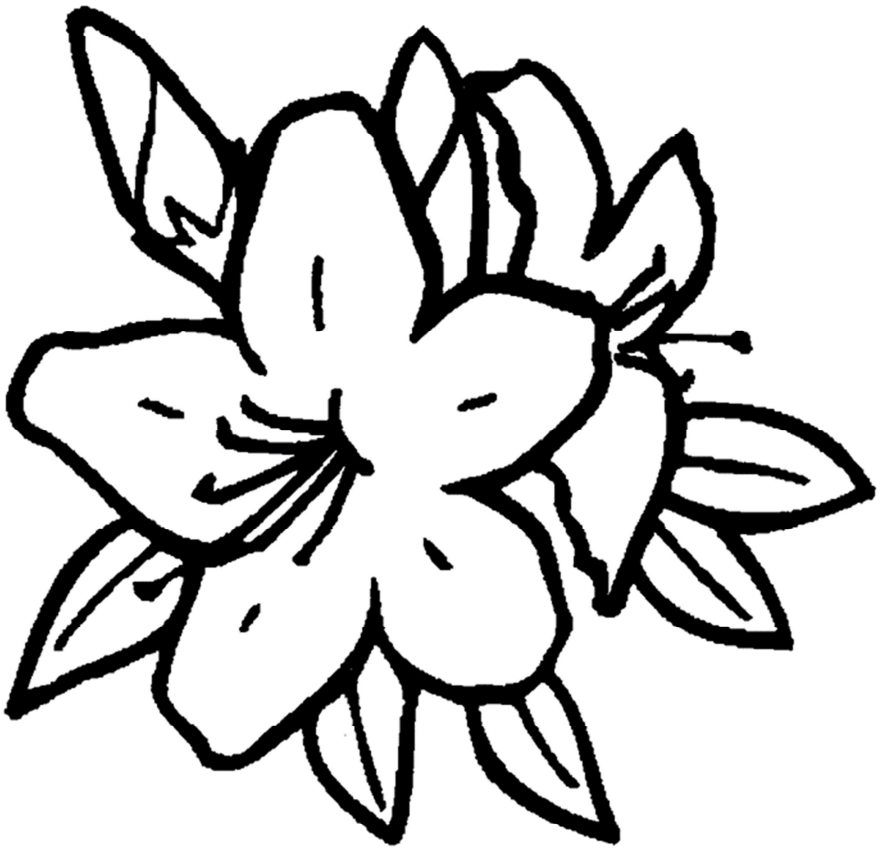
野田の保健福祉

令和８年度



野　　田　　市

福祉部・健康子ども部

目　　次

はじめに

第１章　野田市の概要 ……1

１．地理的概要 ……1

２．野田市の人口 ……2

３．令和８年度一般会計予算 ……6

４．令和８年度介護保険特別会計予算 ……9

第２章　野田市の保健福祉 ……10

１．保健福祉施策のあゆみ ……10

２．福祉部・健康子ども部の課等 ……22

第３章　主要施策の概要 ……30

第１節　児童福祉 ……30

１．児童の福祉 ……30

２．保育の概要 ……31

３．学童保育所 ……36

４．児童館 ……39

５．家庭児童相談室 ……40

６．児童福祉施設 ……40

７．子どもの発達相談室　ことば相談……41

８．子ども医療費の助成 ……41

９．児童手当 ……41

10．育児支援家庭訪問事業 ……41

11．ファミリー・サポート・センター ……42

12．ファミリー・サポート・センター利用料の助成 ……42

13．児童虐待防止推進月間事業 ……42

14．子育て短期支援事業 ……43

第２節　母子家庭等の福祉 ……44

１．母子福祉 ……44

２．父子福祉 ……44

３．児童扶養手当 ……45
４．ひとり親家庭等医療費の助成 ……46
５．母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ……46
６．母子・父子自立支援員・女性相談員 ……50
７．養育者支援手当 ……51
８．ひとり親家庭等日常生活支援事業 ……52
９．母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ……52
10．母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ……53
11．ひとり親家庭情報交換事業 ……53
12．母子家庭等就業自立支援事業 ……53
13．ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ……54
第３節　障がい者(児)の福祉 ……55
１．障がい者手帳 ……55
２．障害福祉サービス等 ……56
３．医療・補装具関係 ……61
４．手当等 ……65
５．日常生活の充実 ……68
６．相談・派遣等 ……70
７．野田市の障がい者(児)施設サービス ……74
第４節　生活保護 ……78
第５節　高齢者の福祉 ……82
１．高齢者の人口 ……82
２．ねたきり老人対策 ……82
３．ひとり暮らし老人対策 ……83
４．敬老事業 ……84
５．老人クラブ ……84
６．ゲートボール場等整備用砂支給 ……84
７．老人デイサービス事業 ……85
８．介護職員の養成 ……85
９．老人福祉施設 ……86
10．シルバー人材センター ……87
第６節　介護保険 ……88
１．介護保険料 ……88

２．要介護(要支援)認定申請 ……89
３．介護認定審査会 ……90
４．介護サービス受給者数 ……91
５．介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会 ……92
６．市直営介護保険サービス事業 ……93
７．地域支援事業 ……93
第７節　社会福祉 ……97
１．難病患者援助金 ……97
２．被爆者健康管理援助金 ……97
３．災害見舞金 ……97
４．総合福祉会館 ……97
５．福祉のまちづくり ……98
６．生活困窮者自立支援事業 ……98
第８節　人権施策の推進 ……101
１．人権教育・啓発事業 ……101
２．同和対策 ……105
第９節　男女共同参画の推進 ……106
第10節　保健事業 ……109
１．母子保健事業 ……109
２．子どもの発達相談室 ……115
３．予防接種 ……117
４．地区組織育成事業 ……128
５．健康づくり推進事業 ……129
６．思春期講演会 ……130
７．健康増進事業 ……130
８．急病センター診療状況 ……135
９．オンライン診療 ……135
10．骨髄移植におけるドナー支援事業費 ……136
11．実習生受け入れ状況 ……136
12．新型コロナウイルス感染症対策 ……136
13．がん患者等の支援 ……138
第11節　地域福祉施設 ……139
１．福祉センター ……139

２．福祉会館 ……140
３．福祉施設一覧表 ……142
第12節　民間福祉活動 ……146
１．民生委員児童委員 ……146
２．野田市社会福祉協議会 ……146

第１章　野田市の概要

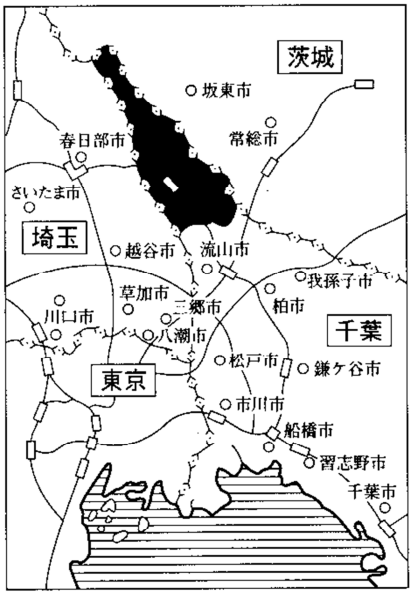
第１章　野田市の概要

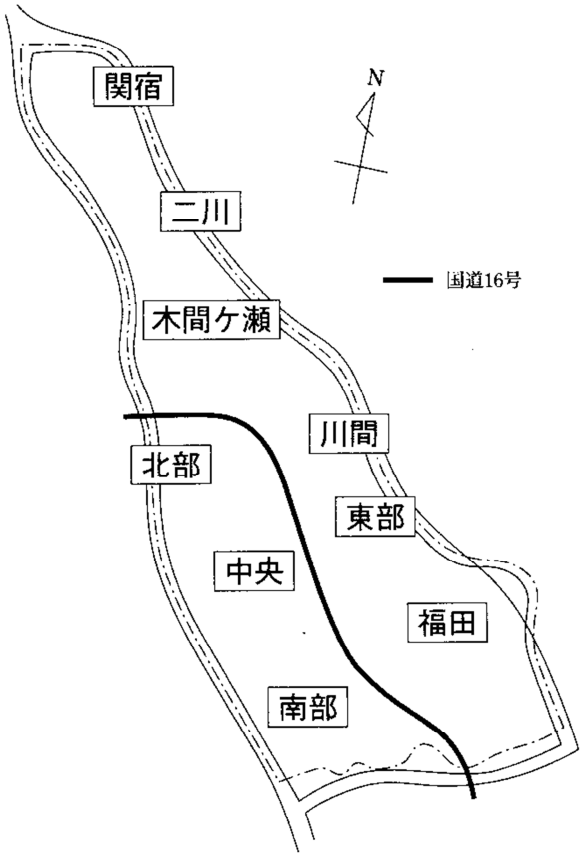
1.　地理的概要【生活支援課】

野田市は、千葉県北西部に位置し、東京都心から約３０ｋｍ、県庁所在地千葉市から約４５ｋｍの距離にあり、市域面積は１０３．５５ｋ㎡、南北間約２１ｋｍ、東西間約１６ｋｍとなっています。

地形的には、市の最北端で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河によって、三方を河川に囲まれております。また、北は五霞町・境町（茨城県）、幸手市（埼玉県）、南は流山市・柏市、東は坂東市・常総市・守谷市（茨城県）、西は杉戸町・春日部市・松伏町・吉川市（埼玉県）にそれぞれ隣接しています。

平成１５年（２００３年）６月６日に、旧野田市と旧関宿町が合併し、新しい野田市が誕生しました。令和５年４月には、15 万人の市民のため、「夢のある住みよいまち」「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、「健康スポーツ文化都市」を宣言し、文化教育、都市計画に意欲的に取り組んでいます。





2.　野田市の人口【市民課・情報政策課】

(1)　人口の推移

単身世帯の増加や核家族化が進んだことから世帯数は増加傾向にあるが、人口はその年により多少の増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっている。

（各年度 4.1 現在）

年度	世帯数（世帯）	人　口（人）	男（人）	女（人）	1世帯当たりの人員（人）	前年比人口増加率（%）
H28	65,405	155,134	78,003	77,131	2.37	△0.31
H29	66,237	154,772	77,822	76,950	2.33	△0.23
H30	67,122	154,348	77,570	76,778	2.29	△0.27
R1	68,166	154,404	77,653	76,751	2.26	0.04
R2	69,151	154,330	77,647	76,683	2.23	△0.05
R3	70,022	153,993	77,456	76,537	2.19	△0.21
R4	70,482	153,529	77,117	76,412	2.17	△0.30
R5	71,379	153,600	77,141	76,459	2.15	0.05
R6	72,456	153,656	77,169	76,487	2.12	0.04
R7	73,331	153,336	77,049	76,287	2.09	△0.21
R8	74,146	152,923	76,908	76,015	2.06	△0.27

(2)　人口動態

自然動態は少子高齢化の進展により減少傾向であるが、社会動態は転入の増加により、増加傾向となっている。

（単位：人、住民基本台帳による）

年度	自然動態			社会動態			人口増減	婚姻	離婚
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
H28	883	1,539	△656	5,136	4,842	294	△362	1,446	416
H29	876	1,570	△694	5,448	5,178	270	△424	1,450	427
H30	853	1,551	△698	5,822	5,068	754	56	1,293	428
R1	834	1,604	△770	5,902	5,206	696	△74	1,332	422
R2	791	1,737	△946	5,659	5,050	609	△337	1,190	362
R3	801	1,844	△1,043	5,569	4,912	657	△386	1,238	343
R4	747	1,979	△1,232	6,511	5,208	1,303	71	1,177	368
R5	765	1,905	△1,140	6,459	5,263	1,196	56	1,127	403
R6	763	2,100	△1,337	6,643	5,626	1,017	△320	1,290	378
R7	692	2,000	△1,308	6,819	5,924	895	△413	1,232	359

(3)　人口構成

（単位：人、R8.4.1現在）

年　齢	男	女	計	年　齢	男	女	計
0～ 4	2,210	2,025	4,235	55～59	5,658	5,112	10,770
5～ 9	2,706	2,609	5,315	60～64	4,608	4,300	8,908
10～14	3,098	2,948	6,046	65～69	4,039	4,374	8,413
15～19	3,776	3,429	7,205	70～74	4,806	5,493	10,299
20～24	4,233	3,645	7,878	75～79	5,748	6,997	12,745
25～29	4,017	3,411	7,428	80～84	3,746	4,522	8,268
30～34	4,040	3,537	7,577	85～89	2,010	2,948	4,958
35～39	4,138	3,591	7,729	90～94	634	1,505	2,139
40～44	4,888	4,215	9,103	95～99	121	458	579
45～49	5,659	4,932	10,591	100～	14	85	99
50～54	6,759	5,879	12,638	合　計	76,908	76,015	152,923

(4)労働力の状態(15歳以上)

（単位：人、R2.10.1現在）

区分	※総数	労働力人口							非労働力人口			
		総数	就業者					完全失業者	総数	家事	通学	その他
			総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者					
総数	133,282	73,973	71,129	57,053	10,283	1,774	2,019	2,844	47,096	17,474	6,452	23,170
男	66,310	42,104	40,233	37,003	1,080	984	1,166	1,871	17,575	2,221	3,450	11,904
女	66,972	31,869	30,896	20,050	9,203	790	853	973	29,521	15,253	3,002	11,266

※労働力状態「不詳」を含む

(5)　産業別就業人口

（単位：人、R2.10.1現在）

※総　数	第１次産業			第２次産業			第３次産業		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
71,129	1,274	742	532	17,506	12,934	4,572	49,457	25,031	24,426

※分類不能の産業を含む

(6)大字別人口及び世帯数

(単位：人、世帯　R8.4.1現在)

大字名	人口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
野　田	2,543	2,745	5,288	−3	2,760	1
上花輪	2,156	2,072	4,228	19	2,066	2
中野台	1,863	1,897	3,760	−1	1,865	1
清　水	3,353	3,418	6,771	7	3,407	7
堤　台	744	727	1,471	−5	738	0
中野台鹿島町	385	398	783	6	394	3
上花輪新町	640	624	1,264	2	644	1
清水公園東一丁目	520	535	1,055	7	361	0
清水公園東二丁目	346	376	722	−1	250	0
桜の里一丁目	129	142	271	−3	134	1
桜の里二丁目	249	239	488	1	148	0
桜の里三丁目	801	789	1,590	−2	530	1
つつみ野一丁目	211	204	415	−1	143	0
つつみ野二丁目	662	607	1,269	1	446	2
中央地区計	**14,602**	**14,773**	**29,375**	**27**	**13,886**	**19**
前月計	**14,586**	**14,762**	**29,348**		**13,867**	
増減	16	11	27		19	

目　吹	1,023	936	1,959	1	970	7
金　杉	25	22	47	−1	34	−1
鶴　奉	615	664	1,279	−2	646	0
柳　沢	2,568	2,494	5,062	−8	2,436	1
宮　崎	1,673	1,768	3,441	10	1,675	9
横　内	149	169	318	5	158	5
中　根	1,901	2,005	3,906	21	2,040	11
大殿井	895	902	1,797	−3	915	2
東部地区計	**8,849**	**8,960**	**17,809**	**23**	**8,874**	**34**
前月計	**8,840**	**8,946**	**17,786**		**8,840**	
増減	9	14	23		34	

山　崎	9,440	8,932	18,372	−1	9,854	12
今　上	302	299	601	1	271	0
桜　台	837	828	1,665	−7	844	1
花　井	2,169	2,263	4,432	−11	1,919	3
堤　根	658	570	1,228	5	570	2
山崎貝塚町	1,019	974	1,993	−3	975	2
山崎梅の台	280	313	593	−1	260	1
花井一丁目	458	437	895	−7	393	0
みずき一丁目	606	638	1,244	−9	439	−1
みずき二丁目	481	534	1,015	−2	386	1
みずき三丁目	469	450	919	1	292	0
みずき四丁目	520	490	1,010	−1	357	0
桜　木	236	266	502	−6	244	2
山崎新町	688	612	1,300	18	600	13
梅　郷	153	179	332	9	154	5
南部地区計	**18,316**	**17,785**	**36,101**	**−14**	**17,558**	**41**
前月計	**18,343**	**17,772**	**36,115**		**17,517**	
増減	−27	13	−14		41	

大字名	人口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
岩　名	659	695	1,354	−9	691	1
五　木	63	80	143	0	63	0
谷　津	705	693	1,398	−1	655	1
吉　春	620	671	1,291	−4	639	0
蕃　昌	400	419	819	−4	402	0
座　生	0	0	0	0	0	0
五木新田	87	83	170	−5	73	−3
七光台	2,533	2,528	5,061	−10	2,642	−3
岩名一丁目	1,442	1,580	3,022	−10	1,481	2
岩名二丁目	1,640	1,676	3,316	15	1,449	7
五木新町	738	688	1,426	7	689	5
春日町	1,066	1,064	2,130	−12	982	−4
谷　吉	0	0	0	0	0	0
泉三丁目	0	0	0	0	0	0
光葉町一丁目	754	723	1,477	−8	513	0
光葉町二丁目	656	660	1,316	−1	479	4
光葉町三丁目	872	864	1,736	−1	573	4
北部地区計	**12,235**	**12,424**	**24,659**	**−43**	**11,331**	**14**
前月計	**12,256**	**12,446**	**24,702**		**11,317**	
増減	−21	−22	−43		14	

船　形	765	798	1,563	−10	696	−2
中　里	1,035	978	2,013	−9	1,004	−3
尾　崎	2,672	2,614	5,286	12	2,730	18
東金野井	318	297	615	1	295	1
長　谷	0	0	0	0	0	0
小　山	131	136	267	1	128	0
莚　打	16	16	32	0	15	0
日の出町	628	716	1,344	−8	683	3
尾崎台	762	769	1,531	−4	763	2
泉一丁目	25	26	51	2	25	1
泉二丁目	0	0	0	0	0	0
川間地区計	**6,352**	**6,350**	**12,702**	**−15**	**6,339**	**20**
前月計	**6,363**	**6,354**	**12,717**		**6,319**	
増減	−11	−4	−15		20	

下三ケ尾	453	406	859	10	484	4
三ツ堀	1,255	1,266	2,521	−17	1,232	−1
瀬　戸	606	585	1,191	−4	599	0
瀬戸上灰毛	0	0	0	0	0	0
木野崎	926	934	1,860	−1	891	5
上三ケ尾	120	135	255	1	156	0
二ツ塚	320	289	609	7	294	4
西三ケ尾	420	445	865	−3	415	−1
福田地区計	**4,100**	**4,060**	**8,160**	**−7**	**4,071**	**11**
前月計	**4,107**	**4,060**	**8,167**		**4,060**	
増減	−7	0	−7		11	

野田地域計	**64,454**	**64,352**	**128,806**	**−29**	**62,059**	**139**
前月計	**64,495**	**64,340**	**128,835**		**61,920**	
増減	−41	12	−29		139	

大字名	人　口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
関宿台町	947	850	1,797	4	840	7
関宿江戸町	124	128	252	0	119	0
関宿町	76	74	150	0	66	0
関宿元町	135	104	239	3	110	0
関宿内町	18	20	38	0	22	0
関宿三軒家	8	6	14	0	8	0
関宿台町番外	0	0	0	0	0	0
関宿町番外	1	1	2	0	1	0
平　成	0	0	0	0	0	0
小計	1,309	1,183	2,492	7	1,166	7

大字名	人　口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
木間ケ瀬	5,084	4,821	9,905	−16	5,035	1
岡　田	684	671	1,355	4	698	5
丸　井	16	16	32	0	16	0
岡田新田	0	0	0	0	0	0
木間ケ瀬新田	2	3	5	0	2	0
小計	5,786	5,511	11,297	−12	5,751	6

関宿地域計	**12,454**	**11,663**	**24,117**	**−44**	**12,087**	**10**
前 月 計	**12,482**	**11,679**	**24,161**		**12,077**	
増減	−28	−16	−44		10	

平　井	149	140	289	−7	160	−7
東宝珠花	408	386	794	−5	381	−3
次　木	473	421	894	−3	438	−1
親野井	340	340	680	1	352	1
古布内	1,100	1,045	2,145	−9	1,008	−6
桐ケ作	620	624	1,244	4	687	9
柏　寺	350	305	655	−5	318	−1
新田戸	271	238	509	0	255	1
中　戸	184	173	357	1	196	2
東高野	159	130	289	−4	159	0
西高野	104	91	195	0	102	2
関宿江戸町飛地	7	6	13	0	6	1
関宿元町飛地	1	1	2	0	1	0
はやま	3	0	3	0	3	0
中戸谷津	0	0	0	0	0	0
なみきー丁目	347	293	640	−8	317	−3
なみき二丁目	268	258	526	−3	246	−1
なみき三丁目	309	261	570	2	306	2
なみき四丁目	266	257	523	−3	235	1
小計	5,359	4,969	10,328	−39	5,170	−3

総　計	**76,908**	**76,015**	**152,923**	**−73**	**74,146**	**149**
前月計	**76,977**	**76,019**	**152,996**		**73,997**	
増減	−69	−4	−73		149	

3.　令和８年度一般会計予算（当初）【生活支援課】

歳　　入　　（単位：千円）

款	令和７年度	令和８年度	増減	構成比％
市税	24,232,428	26,067,167	1,834,739	42.3%
地方譲与税	420,700	414,400	△6,300	0.7%
利子割交付金	20,400	42,300	21,900	0.1%
法人事業税交付金	322,700	352,200	29,500	0.6%
地方消費税交付金	3,845,300	4,075,600	230,300	6.6%
配当割交付金	159,900	211,500	51,600	0.3%
株式等譲渡所得割交付金	225,200	312,100	86,900	0.5%
ゴルフ場利用税交付金	157,200	164,100	6,900	0.3%
自動車取得税交付金	1	1	0	0.0%
環境性能割交付金	79,000	1	△78,999	0.0%
地方特例交付金	183,896	293,981	110,085	0.5%
地方交付税	5,730,405	5,056,428	△673,977	8.2%
交通安全対策特別交付金	14,532	14,425	△107	0.0%
分担金及び負担金	394,631	382,703	△11,928	0.6%
使用料及び手数料	1,130,039	1,139,004	8,965	1.8%
国庫支出金	10,805,452	12,554,531	1,749,079	20.4%
県支出金	4,410,748	4,451,287	40,539	7.2%
財産収入	99,765	86,160	△13,605	0.1%
寄附金	248,662	310,392	61,730	0.5%
繰入金	1,312,869	1,207,399	△105,470	2.0%
繰越金	500,000	500,000	0	0.8%
諸収入	1,483,072	1,006,921	△476,151	1.6%
市債	4,370,100	3,015,400	△1,354,700	4.9%
合　　計	60,147,000	61,658,000	1,511,000	100.0%

歳　　出　　（単位：千円）

款	令和７年度	令和８年度	増減	構成比	本年度予算額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
議会費	359,586	375,705	16,119	0.6%			93	375,612
総務費	4,803,729	5,464,106	660,377	8.9%	407,053	19,100	670,842	4,367,111
民生費	27,441,683	29,020,398	1,578,715	47.1%	14,416,997	110,200	873,904	13,619,297
衛生費	4,667,430	5,344,690	677,260	8.7%	524,285	483,300	549,280	3,787,825
労働費	71,288	70,270	△1,018	0.1%			144	70,126
農林水産業費	929,589	858,523	△71,066	1.4%	139,747	45,900	94,753	578,123
商工費	349,233	350,055	822	0.6%	583			349,472
土木費	3,574,032	3,246,152	△327,880	5.3%	83,558	242,500	313,691	2,606,403
消防費	2,103,335	2,067,138	△36,197	3.3%	6,458	25,100	11,972	2,023,608
教育費	10,662,505	9,558,963	△1,103,542	15.5%	1,427,137	2,089,300	876,511	5,166,015
災害復旧費	2	2	0	0.0%				2
公債費	4,613,604	4,643,149	29,545	7.5%			200,502	4,442,647
予備費	210,081	209,313	△768	0.3%				209,313
合　計	60,147,000	61,658,000	1,511,000	100.0%	17,005,818	3,015,400	3,631,666	38,005,116

保健福祉関係一般会計予算（当初）　　（単位：千円）

科目＼年度		令和７年度	令和８年度	増減	上昇率（%）
民生費		21,826,078	22,542,180	716,102	3.28
	社会福祉費	5,028,747	5,348,021	319,274	6.35
	老人福祉費	2,298,825	2,475,099	176,274	7.67
	児童福祉費	11,110,003	11,243,989	133,986	1.21
	生活保護費	3,388,503	3,475,071	86,568	2.55
衛生費		1,283,308	1,376,709	93,401	7.28
	保健衛生費	1,283,308	1,376,709	93,401	7.28

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

民生費各項目別予算（当初）　　（単位：千円）

項　　目		令和７年度	令和８年度	増減	上昇率(%)
民　生　費（款）		21,826,078	22,542,180	716,102	3.28
社会福祉費		5,028,747	5,348,021	319,274	6.35
	社会福祉総務費	185,742	205,635	19,893	10.71
	人権施策推進費	4,015	4,571	556	13.85
	福祉会館費	21,728	71,118	49,390	227.31
	障がい者福祉費	4,460,133	4,703,795	243,662	5.46

	心身障がい者福祉作業所費	57,300	57,511	211	0.37
	あすなろ職業指導所費	112,490	115,353	2,863	2.55
	こぶし園費	97,544	102,959	5,415	5.55
	あおい空費	89,795	87,079	△2,716	△3.02
老人福祉費		2,298,825	2,475,099	176,274	7.67
	老人福祉総務費	2,074,545	2,178,845	104,300	5.03
	デイサービスセンター費	54,487	56,225	1,738	3.19
	養護老人ホーム費	114,797	187,580	72,783	63.40
	老人福祉センター費	15,169	15,655	486	3.20
	地域福祉センター費	39,827	36,794	△3,033	△7.62
児童福祉費		11,110,003	11,243,989	133,986	1.21
	児童福祉総務費	759,909	761,215	1,306	0.17
	児童措置費	5,353,555	5,369,089	15,534	0.29
	母子福祉費	683,287	642,145	△41,142	△6.02
	保育所費	2,106,634	2,175,554	68,920	3.27
	障がい児福祉費	1,183,906	1,341,689	157,783	13.33
	あさひ育成園費	39,629	43,083	3,454	8.72
	こだま学園費	181,320	148,968	△32,352	△17.84
	学童保育所費	611,996	551,537	△60,459	△9.88
	児童館費	181,075	198,947	17,872	9.87
	子どもの発達相談室費	8,692	11,762	3,070	35.32
生活保護費		3,388,503	3,475,071	86,568	2.55
	生活保護総務費	65,791	60,183	△5,608	△8.52
	扶助費	3,322,712	3,414,888	92,176	2.77
衛　生　費（款）		1,283,308	1,376,709	93,401	7.28
保健衛生費		1,283,308	1,376,709	93,401	7.28
	保健衛生総務費	59,697	64,241	4,544	7.61
	母子衛生費	290,373	291,661	1,288	0.44
	成人病予防費	363,610	371,633	8,023	2.21
	予防接種費	439,626	518,581	78,955	17.96
	救急医療体制確保対策費	130,002	130,593	591	0.45

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

4.　令和８年度介護保険特別会計予算（当初）【高齢者支援課、介護支援課、地域包括支援課】

歳　入　　（単位：千円）

款	令和７年度	令和８年度	増減	構成比(%)
保険料	3,133,876	3,149,898	16,022	22.5
使用料及び手数料	1	1	0	0.0
国庫支出金	2,676,991	2,809,719	132,728	20.0
支払基金交付金	3,526,997	3,689,277	162,280	26.3
県支出金	1,909,611	1,994,555	84,944	14.2
財産収入	1	177	176	0.0
繰入金	2,058,968	2,103,386	44,418	15.0
繰越金	1,903	1,365	△538	0.0
市債	137,000	275,000	138,000	2.0
諸収入	652	622	△30	0.0
合計	13,446,000	14,024,000	578,000	100.0

歳　出　　（単位：千円）

款	令和７年度	令和８年度	増減	構成比(%)	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
総務費	289,905	265,189	−24,716	1.9	412		264,777	
保険給付費	12,714,906	13,282,405	567,499	94.7	4,627,589	267,096	5,374,345	3,013,375
地域支援事業費	363,186	392,709	29,523	2.8	176,265	7,904	150,401	58,139
基金積立金	1	178	177	0.0			177	
公債費	313	313	0	0.0				313
諸支出金	57,234	59,181	1,947	0.4			3,452	55,729
予備費	20,455	24,025	3,570	0.2				24,025
合計	13,446,000	14,024,000	578,000	100.0	4,804,266	275,000	5,793,152	3,151,582

第２章　野田市の保健福祉

第２章　野田市の保健福祉

１．保健福祉施策のあゆみ【関係各課】

25. 5　・町立大師山保育園が市制施行により市立となる
26.10　・野田市福祉事務所設置
・野田市社会福祉協議会設立
27. 4　・市立清水保育所、金乗院東側に開設
29. 5　・市立太子堂保育所開設
9　・市立大師山保育所を報恩寺経営に
30. 4　・市立あたご保育所開設
31. 4　・母子福祉推進員設置、21人を委嘱
40. 1　・市内初の青年館、西三ケ尾香取神社境内に西三ケ尾青年館として開館
4　・市立中根保育所開設
10　・長時間保育始める
12　・市立初の留守家庭学童保育所、中央小学校内に開設
41. 4　・肢体不自由児童訓練施設「マザーズホーム」開所
・市立養護老人ホーム「楽寿園」開園
42. 4　・胃がん検診始まる
44. 1　・学童保育所とマザーズホームを中央小学校々庭に新築移転
5　・野田市家庭児童相談室開設
45. 4　・助産費補助支給始まる
46. 3　・野田市留守家庭学童保育所設置条例を制定
4　・遺児手当支給始まる
・中根保育所増築工事完成
・子どもの遊び場設置、管理に関する条例を制定(遊び場第１号は愛宕神社境内)
10　・母子保健推進員設置
・栄養改善推進員設置
47. 4　・重度心身障害者医療費助成金支給制度発足
・東部保育所開設
・身体障害者結婚祝金支給制度発足
・母子等医療費助成金支給制度施行
・敬老祝金支給制度を制定
・市立知的障害児通園施設「こだま学園」設置
・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」設置(48.4.1マザーズホームを改称)
・市立勤労青少年ホーム開館
・子宮がん検診始まる
5　・市立知的障害児通園施設「こだま学園」開園
・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」開園(48.4.1マザーズホームを改称)
10　・敬老電話給付始まる
48. 4　・心身障害者等福祉手当支給制度施行
・市立乳児保育所開設
・乳児医療対策事業始まる
・乳幼児医療対策事業始まる
5　・老人福祉推進員を設置
6　・保健医療問題協議会設置
10　・特定疾患医療費助成金支給制度施行
12　・市社会福祉協議会、法人化
49. 1　・母子家庭等児童入学、就職祝金支給制度施行
4　・太子堂保育所を廃し、花輪保育所新築開設
・市立知的障害者授産施設「あすなろ職業指導所」設置
5　・市立知的障害者授産施設「あすなろ職業指導所」開所
49. 4　・市立老人福祉センター開館
・看護婦等修学資金貸付始まる
50. 4　・無認可保育所児童助成制度施行
・母子家庭等医療費助成金支給制度施行
・市立南部保育所開設
6　・市立特別養護老人ホーム「鶴寿園」開園
51. 4　・災害見舞金交付制度施行
・市立尾崎保育所開設
52. 1　・市児童館開設(現中央子ども館)鶴奉学童保育所併設にて開設
4　・児童福祉審議会発足
・身障者手帳交付申請診断料助成制度施行
・市立清水保育所、移転新築開設
5　・健康相談始まる
8　・独居老人ヤクルト配布事業始まる
53. 1　・心身障害者扶養年金加入者補助金交付制度施行
・生活困窮者向法外援護実施要綱制定
4　・市立北部保育所開設
・高額医療費貸付制度創設
・旧清水保育所を市青少年会館に
・宮崎学童保育所を宮崎小学校内に、清水学童保育所を青少年会館に、南部学童保育所を大和田青年館にて開設
・１歳６か月児健康診査始まる
7　・身体障害者自動車運転免許取得助成制度施行
54. 4　・市立福田保育所開設
・うめさと児童館開設(市立うめさと子ども館、南部学童保育所併設により移転)
・市立谷吉会館開館(福祉会館)
・難病療養者見舞金支給制度施行
・ねたきり老人日常生活用具給付開始
・身体障害者教習用自動車を野田自動車教習所に配車
・休日歯科診療始まる
8　・身体障害者等福祉電話設置事業始まる
10　・第１回「食生活展」開催
・第１回「健康づくりフェスティバル」開催
・福祉部を新設（福祉事務所を部相当にし読み替える）
55. 3　・中根、花輪、東部保育所の増築工事完成（定員110名増）
・健康づくり推進協議会設置
4　・中根地域福祉センター開館
・東部、川間、福田の各学童保育所開設
・福祉タクシー利用制度始まる
・盲人ガイドヘルパー派遣事業開始

・災害見舞金品交付事業始まる
5 ・第１回身体障害者つり大会開く
8 ・同和対策課設置
10 ・市社協、30周年記念式典行う
11 ・清水学童保育所を清水台小学校敷地内に新設移転
56. 1 ・身体障害者用自動車改造費助成制度始まる
4 ・ねたきり老人短期入所事業始まる
・野田市保健センター開設
・野田市急病センター開設
・３か月児健康診査始まる
6 ・第１回「おひさまといっしょに」開く
（心身障害者児と市民の集い改め）
8 ・心身障害者福祉対策協議会発足
9 ・岩木学童保育所開設
57. 3 ・私立大師山保育園廃園
4 ・手話通訳者派遣事業始まる
・シルバーホーン設置補助始まる
5 ・シルバー人材センター設立
7 ・はみがき教室始まる
58. 1 ・２歳３か月児歯科相談始まる
2 ・老人保健法施行
58. 4 ・市立谷吉児童館開設
・基本健康診査始まる
5 ・ねたきり老人等ふとん乾燥サービス事業始まる
7 ・同和対策審議会発足
11 ・宮崎学童保育所新設移転
12 ・聴覚・音声・言語機能障害者用ファックス等設置費使用料助成制度始まる
59. 4 ・市立七光台会館開館(福祉会館)
・野田市出産祝品交付事業始まる
・社会福祉施設入所負担金助成始まる
・予防接種健康被害調査委員会設置
・育児相談始まる
60. 1 ・家庭奉仕員(有料)派遣事業始まる
4 ・ショートステイ事業始まる
・機構改革を実施(厚生課、福祉課、児童課、保育課の４課を、厚生課、保育課、福祉事務所の３課に再編成)
・山崎児童館開設(山崎学童保育所併設)
・野田市被爆者健康管理見舞金支給事業始まる
・給食サービス事業始まる
・野田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱制定
・重度身体障害者日常生活用具給付・貸与・取付工事費助成規則制定
・ねたきり老人等日常生活用具給付等始まる
6 ・初妊婦を対象とした母親学級始まる
10 ・市社協、35 周年記念式典行う
61. 3 ・母子保健推進員が保健推進員に名称変更
4 ・知的障害者通所更生施設「市立こぶし園」開園
・七光台児童館開設(七光台学童保育所併設)
・尾崎学童保育所開設
・ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付制度施行
6 ・心身機能低下者に対する機能訓練事業始まる
8 ・鶴奉学童保育所を廃止し柳沢学童保育所新設
62. 4 ・市立島会館開館(福祉会館)
63. 4 ・野田市ことば相談室設置
・在宅重度身体障害者短期保護事業開始
・家庭児童相談員設置
6 ・ことばの相談始まる
7 ・ねたきり老人等入浴サービス始まる
元. 3 ・老人医療資格関係オンライン化
4 ・母子家庭修学費助成事業始まる
・肺がん検診始まる
・高齢者サービス調整委員会設置
・機構改革を実施（厚生課が福祉課、福祉事務所が厚生課、保育課が児童課に名称変更）
・関宿心身障害者福祉作業所設置
5 ・フッ素塗布始まる
8 ・ひとり暮らし老人等緊急通報システム確立
12 ・在宅老人デイ・サービス事業始まる
2. 1 ・福祉カー貸出し始まる
4 ・基本健康診査事後指導講習会始まる
・乳がん検診始まる
6 ・あすなろ職業指導所新作業棟増設
3. 4 ・保育料・学童保育料改定
11 ・市社協、40 周年記念式典行う
4. 4 ・おむつ手当新設
・精神障害者共同作業所運営費補助金交付規則制定
・点字図書給付始まる
10 ・在宅心身障害者児短期保護委託料助成始まる
5. 4 ・機構改革を実施（福祉部に保健センターを加え保健福祉部とし、厚生課、福祉課、児童課を社会福祉課、高齢者福祉課、児童家庭課に再編成）
・二ツ塚学童保育所開設
・知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付事業始まる
・社会福祉法人に対する利子補給事業始まる
・親子教室(発達指導)始まる
・大腸がん検診始まる
6. 3 ・老人保健福祉計画書できる
4 ・老人保健福祉計画推進委員会設置
・精神障害者医療費助成始まる
・基本健康診査の必須検査項目に貧血検査、随時血糖を追加した
6 ・予防接種法の改正によりインフルエンザが任意接種となり中止した
7. 4 ・基本健康診査の必須検査項目に尿酸を追加した
10 ・医師会立訪問看護ステーション始まる
8. 4 ・野田市在宅介護支援センター開設
・野田市心身障害者福祉作業所開設
・野田市難病療養者見舞金
支給項目に原発性免疫不全症候群、突発性間質性肺炎及び網膜色素変性症を追加
・栄養改善推進員が食生活改善推進員に名称変更
5 ・老人デイサービスセンター開設
7 ・女性行動計画「フレッシュプランのだ―男女共同参画社会の実現に向けて―」を策定
10 ・野田ライフケアセンター在宅介護支援センター開設
9. 4 ・妊婦・乳児一般健康診査、妊婦・新生児訪問指導始まる

・初妊婦を対象とした母親学級が両親学級に名称変更
6 ・福祉のまちづくり運動推進協議会発足
・ねたきり老人等入浴サービス事業利用回数及び対象者を拡充
7 ・同和問題連絡協議会発足
・三歳児健康診査始まる
10 ・福祉タクシー利用者に身体障害者手帳3級所持者、軽度の知的障がいと判定された人及び市民税非課税の70歳以上の高齢者単身世帯、又は夫婦世帯も加えサービス拡充
12 ・野田市社会福祉協議会事務所移転(市庁舎内)
10. 2 ・梅郷ナーシング在宅介護支援センター開設
3 ・母子保健計画策定
・関宿心身障がい者福祉作業所増築
4 ・野田市難病療養者見舞金支給項目にクロイツフェルト・ヤコブ病　原発性肺高血圧症を追加
・特別養護老人ホーム「亀野園」開設
・デイサービスセンター「亀野園」開設
7 ・野田市難病療養者見舞金支給項目に神経線維腫症を追加
10 ・「子育てに関する意向調査」を実施
・老人保健福祉計画推進委員会を野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に名称変更
11. 1 ・２歳３か月児ことばの相談始まる
3 ・野田市障害者基本計画策定
4 ・巡回型ホームヘルプサービス(昼間帯)事業開始
・介護保険課を設置
・手話通訳者・盲人ガイドヘルパー派遣事業社会福祉協議会に委託
6 ・急病センターの夜間の内科・小児科診療が毎日診療になる
7 ・野田市介護認定審査会発足
・野田市障害者基本計画推進協議会発足
10 ・要介護・要支援認定申請受付開始
・個別健康教育始まる
12 ・市立養護老人ホーム「楽寿園」を鶴奉264番地に新築移転
12. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第１期計画)策定
・野田市エンゼルプラン策定
4 ・訪問介護事業開始
・岩木小学校老人デイサービスセンター開設
・配食サービス事業開始
・福祉タクシー利用対象者拡充（ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用可となる）
・同和対策課を人権施策推進課に改組
・介護保険制度始まる
・家族介護者等助成金制度始まる
8 ・乳児保育所で産休明け(２か月児)保育始まる
9 ・在宅訪問歯科保健事業始まる
10 ・第１号被保険者の保険料徴収始まる
・男女共同参画市民意識調査実施
13. 3 ・フレッシュプランのだ後期推進計画策定
4 ・市内３保育所（中根・南部・北部）で午前７時から午後７時までの延長保育を試行実施
・学童保育所の平日の開設時間を延長
・北部学童保育所開設
・訪問理容サービス事業開始
・野田市立「あおい空」開設
・野田市人権施策推進協議会設置
・文言変更：学童保育所の平日の開設時間を延長(小学校１年生の下校時より午後６時まで)
5 ・「女性のための相談」開設
・野田市児童虐待防止対策連絡協議会設置
6 ・エンゼルヘルプサービス事業開始
7 ・みずき学童保育所開設
10 ・ファミリー・サポート・センター設立
11 ・満65才以上の高齢者等のインフルエンザ個別予防接種始まる
12 ・ケアハウス野田在宅介護支援センター開設
14. 1 ・要約筆記者養成講座開始
・ファミリー・サポート・センター事業開始
2 ・「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画策定
・野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱策定
3 ・母子健康計画策定(見直し)
4 ・市内全保育所で午前７時から午後７時までの延長保育を実施
・学童保育所の開設時間の変更（学校完全週５日制の導入に伴うもの）土曜日等の学校休業日は午前８時から午後６時まで
・三ケ尾学童保育所開設(福二小敷地内)
・野田市総合福祉会館開設
・保健所より精神科通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳事務が移管
・精神保健福祉手帳交付診断料助成事業開始
・精神障害者地域生活援助事業開始
7 ・児童虐待相談電話「子どもＳＯＳ」設置
・子ども館休館日を年末年始を除き開放
・要約筆記者派遣事業開始
・視覚障害者パソコン講習会開始
・野田市緊急一時保護施設開設
9 ・聴覚障害者･中途失聴者パソコン講習会開始
10 ・野田市介護相談員派遣事業開始
・人権に関する市民意識調査実施
11 ・野田市地域子育て支援センター（東部保育所内）開設
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン策定
・野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置
12 ・福祉タクシー利用者に精神障害者保健福祉手帳１級所持者も加えサービス拡充
・精神障害者短期入所事業開始
15. 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第２期計画)策定
・家族介護者等助成金制度終了
・野田市児童虐待防止対応マニュアル作成

4 ・高齢者住宅改造費助成事業開始
・徘徊高齢者家族支援サービス事業開始
・市内２保育所(あたご保育所・南部保育所)を民間委託し、あたご保育所で午後８時までの延長保育と休日保育、南部保育所で午後 10 時までの延長保育を実施
・父子家庭等支援手当支給開始
・市居宅介護事業所開設
・障害者支援費制度始まる
・難病患者等ホームヘルプサービス事業開始
・乳幼児医療対策事業現物給付実施
・家族介護者交流事業開始
・介護用品支給事業開始
・住宅改修費申請及び受領委任制度開始
6 ・野田市在宅介護支援センターを市庁舎内に移転
・鶴寿園在宅介護支援センター開設
・重度知的障害者福祉手当を関宿町編入により野田市域に拡大
・男女共同参画課を設置
・関宿町との合併により、関宿保健センター・関宿会館(福祉会館)・関宿複合センター・関宿福祉センターやすらぎの郷・古布内保育所・木間ケ瀬保育所・木間ケ瀬学童保育所・二川学童保育所・関宿中央学童保育所・関宿子ども館、統合
・学童保育所の開設時間を午後 6 時までから午後 6 時 30 分までに変更
・「女性のための相談」第２土曜日開設
8 ・市内２保育所(あたご保育所・南部保育所)において完全給食を実施
10 ・「障害者何でも相談窓口」社会福祉課に開設
・野田市地域福祉計画審議会設置
11 ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」開設
・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第２期計画)改訂版策定
16. 1 ・養育費問題解決のための無料法律相談開始
・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座（パソコン)を開設
3 ・野田市障害者基本計画を改訂
・離乳食講習会(生後 3 か月児～5 か月児)開始
・野田市児童虐待防止対応マニュアル改訂版作成
4 ・市内全保育所で完全給食を実施
・母子自立支援員（前身は県委嘱の婦人相談員）設置
・母子家庭等日常生活支援事業開始
・関宿ことば相談室開設
・認可保育園聖華保育園開設
・児童虐待実務者ネットワーク設置
・野田市立福祉会館の火曜日開館開始
6 ・高齢者筋力向上トレーニング事業開始
7 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金開始
・ステップハウスの設置（市営住宅の目的外使用）
10 ・野田市保健医療問題審議会設置
11 ・野田市男女共同参画審議会設置
・母子福祉推進員廃止
17. 1 ・養護老人ホーム楽寿園の一部 15 床特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホーム「野田市楽寿園」を開設し、指定管理者制度へ移行
3 ・野田市男女共同参画計画策定
・野田市地域福祉計画策定
・野田市新エンゼルプラン策定
・野田市健康づくり推進計画 21 策定
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画策定
4 ・育児支援家庭訪問事業開始
・母子家庭等児童入学就職祝金支給制度廃止
・ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業開始
・保育所の保育士配置基準改定（児童 2.5 人に保育士１人配置から児童 3 人に保育士１人配置に改定)
5 ・育児学級「えだまめクラブ」開始
7 ・関宿学童保育所開設
・子育て支援総合コーディネート事業開始
・歯周疾患検診事業開始
8 ・住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業開始
9 ・あさひ育成園・こだま学園外来療育相談事業開始（隔週実施）　追加（H18.9 月より移動)
10 ・「当事者関係者相談」社会福祉課に開設
18. 1 ・二川つどいの広場開設
3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 3 期計画)策定
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂版策定
・野田市在宅介護支援センターを廃止
・在宅介護支援センターの委託業務を廃止
4 ・野田地区地域包括支援センターを設置
・関宿地区地域包括支援センターを設置
・障害者自立支援法一部施行
・母子家庭高等技能訓練促進費支給事業開始
・認可保育園コビープリスクールのだ保育園開設
・民間委託している２保育所(あたご保育所・南部保育所)を指定管理者制度へ移行
・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園を指定管理者制度へ移行
・野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
・野田・関宿心身障害者福祉作業所を指定管理者制度へ移行
5 ・野田市要保護児童対策地域協議会設置
・訪問型一時保育事業実施
7 ・南部学童保育所を民間委託し午後７時までの保育を実施
8 ・母子家庭のための就業相談事業開始
・みずき学童保育所移設・増築（定員 40 人から 80 人に増員)
9 ・高齢者通所型介護予防事業開始
10 ・障害者自立支援法完全施行
11 ・子育て応援者養成講座(19 年 2 月まで全８回)
19. 4 ・「障害者何でも相談窓口」を改組し「障害者総合相談・就労支援センター」を社会福祉課に設置

・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業開始
・尾崎保育所を指定管理者制度へ移行し、午後８時までの延長保育と休日保育を実施
・児童家庭課に児童相談係(家庭児童相談室)を新設
6 ・手話通訳者を社会福祉課に配置（火曜日 9:00～13:00、木曜日 13:00～17:00）
・野田市地域自立支援協議会設置
10 ・母子自立支援プログラム策定事業開始
・二川つどいの広場をいちいのホール内へ移転
・乳幼児医療費助成事業の制度改正で３歳未満から４歳未満に通院対象年齢を拡充
・人権に関する市民意識調査実施
20. 1 ・第２次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
・男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付ける
・北部・川間地区地域包括支援センターを設置
3 ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業廃止
4 ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園及び野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを無償譲渡
・古布内保育所を指定管理者制度へ移行し、午後８時までの延長保育を実施
・南部第二学童保育所開設、三ケ尾・二川学童保育所増設
・ひとり親家庭情報交換事業開始
・基本健康診査に替わって、特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査を開始
・麻しん風しん（MR）混合ワクチン３期・４期で５年間の時限措置で実施
・骨太教室開始
5 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で４歳未満から５歳未満に通院対象年齢を拡充
7 ・5 歳児健康診査始まる
12 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で５歳未満から小学校就学前に通院対象年齢拡充
21. 2 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給期間の拡充
3 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第４期計画)策定
・野田市健康づくり推進計画 21 改訂
4 ・子育て応援特別手当支給事業開始
・あすなろ職業指導所を指定管理者制度へ移行
・妊婦健康診査の公費負担回数を５回から 14 回に拡充
・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座を拡充し、母子家庭の母等の就業及び自立支援事業（就業支援講習会）へ移行
・認可保育園コビープリスクールせきやど保育園及び認可保育園アスク七光台保育園開設
5 ・野田市障害者基本計画（改定）の計画期間を１年延長
6 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給額及び支給期間の拡充
10 ・住宅手当緊急特別措置事業（住宅手当）の開始
22. 1 ・女性特有のがん検診推進事業を実施
・野田市難病療養者見舞金給付対象に 11 疾患を追加
3 ・野田市地域福祉計画（改訂版）策定
・野田市新エンゼルプラン(後期計画)策定
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第２次改訂版)策定
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)策定
・第２次野田市男女共同参画計画策定
・野田市遺児手当を廃止
4 ・機構改革を実施（児童家庭課、人権施策推進課、男女共同参画課及び新設の保育課を児童家庭部に再編成）
・野田市ひとり親家庭等医療費助成制度を見直し・子ども手当の支給を開始
・清水保育所を指定管理者制度へ移行し、午後８時までの延長保育を実施
・乳幼児医療費助成事業を児童家庭部児童家庭課へ移管
・特別児童扶養手当を保健福祉部社会福祉課へ移管
・あおい空を障害者自立支援法に基づく生活介護を行う施設及び指定管理者制度に移行
・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護を実施する施設に転換
5 ・無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向けの求人開拓と情報提供を開始
7 ・父子家庭等支援手当を廃止
・BCG 法定外予防接種開始
8 ・野田市地域自立支援協議会に障がい種別の専門部会配置（身体障がい者部会、知的障がい者部会、精神障がい者部会）
・父子家庭に対する児童扶養手当の支給を開始
・養育者支援手当の支給を開始
10 ・任意予防接種（子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン）の助成開始
・61 年４月施行の野田市ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付規則を廃止し、グラウンド・ゴルフ場とゲートボール場の整備を対象にした野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則を施行
・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二学童保育所開設
11 ・野田第二・柳沢第二・山崎第二学童保育所開設
・「障害」の「害」の字のひらがな表記施行
12 ・野田市乳幼児医療費助成事業の制度改正で小学校就学前から小学校３年生まで通院、入院、調剤の対象年齢を拡充し、名称を野田市子ども医療費助成に改称
23. 1 ・任意予防接種（小児用肺炎球菌ワクチン）の助成開始
3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
4 ・宮崎第二・みずき第二・南部第三学童保育所開設
・つなぎ法により子ども手当の支給を暫定的に９月まで継続
・認可保育園アスク川間保育園開設
・ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成対象を拡充（ひとり親世帯の追加）
・妊婦歯科健康診査開始

・妊婦一般健康診査にHTLV-1、クラミジア検査追加
・手話通訳者を関宿支所に配置(金曜日 13:00～17:00)

5 ・日本脳炎予防接種に特例対象者を設置し定期接種開始

6 ・がん検診推進事業を実施(大腸がん検診を追加し、女性特有のがん検診推進事業を改称)

10 ・特別措置法により子ども手当の支給を３月まで継続
・母子家庭等日常生活支援事業を保育所入所待機時にも利用できるように拡充
・日本脳炎法定外予防接種開始

24. 3 ・第２次野田市障がい者基本計画、第３期野田市障がい福祉計画策定
・児童虐待防止対応マニュアル改訂

. 4 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第５期計画)策定
・公益社団法人野田市シルバー人材センターに移行
・改正児童手当法により児童手当の支給を開始
・認可保育園コビープリスクールさくらのさと保育園及び認可保育園梅郷保育園開設
・花輪保育所を指定管理者制度へ移行し、午後８時までの延長保育を実施
・任意予防接種（子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン）１年延長
・肺炎球菌予防接種(６５歳以上)の一部助成開始
・歯周疾患検診に６５歳の者を追加
・妊婦健康診査支援基金１年延長
・国のパーソナルサポートモデルプロジェクト事業（第２次分）として平成23年4月6日市役所2階に開設した「求職者総合支援センター」（商工課所管）を就労に限定せず、福祉的支援も実施することとして「パーソナルサポートセンター」に改称し、社会福祉課と商工課の共管により引き続き24年度も同モデル事業（第３次分）を実施
・こぶし園が指定生活介護事業所に移行
・こだま学園は、福祉型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
・あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
・子ども手当から児童手当へ移行

6 ・シルバーサロン「ゆう・みい」開所

8 ・南部・福田地区地域包括支援センターを設置
・野田市地域自立支援協議会の専門部会に虐待対応部会を追加

9 ・経口生ポリオワクチンは廃止となり、不活化ポリオワクチンが定期予防接種として導入

10 ・社会福祉課内の「障がい者総合相談・就労支援センター」の就労支援を「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に集約し、「障がい者総合相談センター」に改組。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、同センターに「障害者虐待防止センター」の機能を追加

11 ・４種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）が開始

12 ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で、小学４年生から中学３年生までの入院助成を拡大

25. 3 ・予防接種法一部改正により、対象者の変更があり BCG 法定外・日本脳炎法定外予防接種廃止
・麻しん風しん（ＭＲ）混合ワクチン３期・４期終了

4 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
・第２次一括法により育成医療・未熟児養育医療の給付及び低体重児の届出、未熟児の訪問指導等が県から権限移譲
・低出生体重児健康診査・相談始まる
・厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業をパーソナルサポートセンター開設（市役所２階）により実施
・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種化
・北部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後８時までの延長保育を実施
・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行により、各年度ごとに調達方針を策定開始。

5 ・緊急通報システムＷＥＢ１１９の登録と運用を開始
・風しん予防接種（１８歳以上）の一部助成開始

8 ・野田市地域自立支援協議会の障がい種別の専門部会を課題別の専門部会（相談支援部会、就労支援部会、子ども部会）に移行。なお、虐待対応部会は、相談支援部会に含まれる。

9 ・人権に関する市民意識調査実施

10 ・障害者施設等との福祉避難所の協定を締結
・風しん予防接種（１８歳以上）の一部助成終了

26. 3 ・救急医療情報キット配布事業を開始
・シルバーサロン「元気」開所

4 ・重症心身障害児（者）施設・東葛医療福祉センター光陽園が開設
・野田市健康づくり推進計画21（第２次）策定
・歯周疾患検診に45歳、55歳の者を追加
・がん検診推進事業の変更（大腸がん検診のみとなり子宮がん及び乳がん検診が対象外)
・認可保育所アスク古布内保育園開園
・木間ケ瀬保育所を指定管理制度へ移行し、午後８時までの延長保育を実施

6 ・求職者子育て支援サービス利用助成事業を開始（年度当初利用分より申請受付）

7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象)

9 ・市独自の肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成を終了

10 ・水痘、高齢者の肺炎球菌（65歳以上）予防接種が定期予防接種化
高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種対象外の者への同一の自己負担金での接種を開始

11 ・認可保育所コビープリスクールあたご保育園開園
・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定

12 ・あおい空短期棟増設
27. 1 ・野田市介護支援ボランティア事業を開始
2 ・あおい空において、日中一時支援事業を開始
3 ・第２次野田市障がい者基本計画（改訂版）及び第４期野田市障がい福祉計画策定
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第６期計画）策定
・野田市エンゼルプラン第４期計画策定
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第３次改訂版）策定
・第３次野田市男女共同参画計画策定
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第２次改訂版）策定
・野田市地域福祉計画（第２次改訂版）策定
4 ・機構改革を実施（社会福祉課を生活支援課、障がい者支援課に分割、高齢者福祉課を高齢者支援課、介護保険課に分割、人権施策推進課、男女共同参画課を人権・男女共同参画推進課に統合、保育課保育係から管理係の２係に再編成）
・介護員初任者研修受講料等助成事業開始
・子ども支援室準備担当を設置
・歯周疾患検診に 20 歳の者を追加
・生活困窮者自立支援法施行
・あおい空において短期入所事業を開始(レスパイトケア目的)
・あさひ育成園、こだま学園を指定管理者制度へ移行するとともにあさひセンターの組織を廃止（あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行）
・こだま学園の外来療育相談の相談日を隔週火曜日から毎週火曜日に拡充
5 ・子どもの学習支援事業開始
・子育て短期支援事業（ショートステイ）開始
7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
8 ・重度心身障がい者医療費助成制度現物給付方式へ移行
・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で小学４年生から中学３年生までの通院調剤費の助成を拡大
10 ・子ども支援室を開設
・事業所内保育所ひばり保育園開園
12 ・野田市食育推進計画策定
28. 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
・第３次野田市男女共同参画計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付ける
・介護予防・日常生活支援総合事業を開始
・野田市難病療養者見舞金支給要綱改正（国の難病や小児慢性特定疾病に対する医療費助成の制度改正に合わせ給付対象疾病を 70 疾病から 326 疾病に拡大）
・急病センターにてインフルエンザ診療受付始まる
4 ・歯周疾患検診に 35 歳の者を追加
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象資格、支給期間の拡充
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給額を拡充
・ひとり親家庭等日常生活支援事業を残業等の理由により定期的に利用できるよう拡充
・認可保育園梅郷保育園がすくすく保育園に名称変更
・認可保育園すくすく保育園分園開園
・認可保育園聖華保育園の開園時間を午前７時から午後８時までに変更
・市内７保育所（清水、北部、木間ケ瀬、聖華、コビープリスクールせきやど、アスク七光台、アスク川間）の認可定員増（各園 10 人）
・東部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後８時までの延長保育を実施
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行
・設置手話通訳者の利用時間を延長
（月・火曜日　9：00～13：00、水･木曜日 13:00～17:00）
・実務者研修受講を対象に追加し、介護員初任者研修受講料等助成事業を介護職員研修受講料等助成事業に改称
7 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H28 年度分)を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
8 ・児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当、養育者支援手当に係る第２子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充
・野田市保育士合同就職説明会を開始
9 ・肝炎フォローアップ事業開始
10 ・第２日曜日の母子健康手帳の交付始まる
・甲状腺超音波検査費用の一部助成開始
・Ｂ型肝炎ワクチンが定期予防接種化
・あさひ育成園で親子分離・園内分離療育を開始
・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組及び、専門部会に権利擁護部会を追加
12 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
・野田第二学童保育所増設
・野田市歯科口腔保健計画策定
29. 3 ・ホームヘルプサービス事業制度終了
・子どもの学習支援事業終了
4 ・家具転倒防止器具取付事業を実施
・「介護予防 10 年の計」としてシルバーリハビリ体操を中心とした６つの戦略を開始
・介護相談員、地域密着型サービス事業者に関する事務を介護保険課から高齢者支援課に移管
・野田市認知症カフェ事業補助金交付規則を施行
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象者を雇用保険法の一般教育訓練給付の受給資格者にも拡充（当該制度との差額を支給）

・清水第三学童保育所開設
・聖華未来のこども園開園（聖華幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
・野田市私立保育所等障がい児等保育事業を新たに開始
・野田市私立保育所等保育事業に「通勤補助事業」を新たに追加
・「低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置」に準じて、ひとり親家庭等低所得世帯や多子世帯等の保育料の負担軽減を実施
・歯周疾患検診に25、30歳の者を追加
・関宿心身障がい者福祉作業所を指定　障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）へ移行
・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を施行
・野田市社会福祉協議会への訪問入浴サービス事業委託終了
・野田市子ども未来教室を開始

5 ・緊急通報システム WEB119 が緊急通報システム NET119 に名称変更及び機能拡充

6 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(H29 年度分)を実施（子宮頸がん）
・50 歳以上乳がん検診（マンモグラフィ検査）実施会場に北コミュニティ会館、南コミュニティ会館を追加

7 ・第２次野田市障がい者基本計画（改定）の計画期間を１年延長
・学童保育所の開設時間を午後６時30分までから午後７時までに変更

8 ・各課窓口に筆談マーク掲示

9 ・こだま学園事務室棟新設
・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(H29 年度分)を実施（乳がん）
・シルバーリハビリ体操事業開始

10 ・野田市私立保育所等保育士処遇改善事業を新たに開始

11 ・30 歳代乳がん検診（超音波検査：集団検診）導入
・全国手話言語市区長会に加入
・ヘルプマークの配布開始
・関宿総合公園体育館で広報戦略

12 ・野田市社会福祉協議会への手話通訳者等派遣事業の委託終了

30. 1 ・宮崎第三学童保育所開設
・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）を社会福祉協議会から障がい者支援課窓口の手話通訳者受付に変更（S57.4 手話通訳者派遣事業開始 H11.4 社会福祉協議会委託による同事業開始、H14.7 社会福祉協議会委託による要約筆記者派遣開始）
・のだまめ学校開校

3 ・ひとり暮らし老人等給食サービス事業終了
・家族介護者交流事業終了
・高齢者に係る日常生活用具給付等事業を廃止。なお福祉電話については、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業で対応とする。
・BCG 集団予防接種の廃止
・保健推進員による妊婦・乳児訪問を終了
・第５期野田市障がい福祉計画、第１期野田市障がい児福祉計画策定
・盲人ガイドヘルパー派遣終了。障害福祉サービス同行援護の支給量の拡充により終了（S55.4 開始）
・福祉カー貸付事業を野田市社会福祉協議会へ移行（H2.1 開始）
・在宅重度身体障がい者短期保護事業終了。障害福祉サービス短期入所対応による（S63.4 開始）
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第７期計画）策定
・総合公園体育館で広報戦略
・野田市子ども未来教室を教育委員会に移管

30. 4 ・家具転倒防止器具取付事業の支給対象を拡充
・複合老人ホーム野田市楽寿園の養護老人ホームの一部 14 床を特別養護老人ホームへ転換
・中央地区地域包括支援センターを設置
・野田地区地域包括支援センターが東部地区地域包括支援センターに名称変更
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師から引き続き看護師の養成機関で修業する場合を対象に拡充
・訪問型一時保育事業を終了
・骨髄移植におけるドナー支援事業を開始
・北部学童保育所を移転新設

6 ・あさひ育成園の外来療育相談の相談日を隔週木曜日から毎週木曜日に拡充
・ひとり親家庭等日常生活支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正

7 ・未熟児養育医療の給付の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正

8 ・野田市子ども医療費助成事業について３歳までの自己負担金を無料に拡充
・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正

9 ・介護職員合同就職相談会を開始
・「介護予防 10 年の計」えんがわ、介護予防サポート企業の募集を開始
・人権に関する市民意識調査実施

10 ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当の支給制限の適用期間が 11 月から翌年 10 月までに改正
・野田市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを開始
・風しん及び麻しん風しん混合ワクチン費用助成を開始（妊娠している女性の同一世帯員及び妊娠予定または希望している女性等で２８歳以上が主な対象）

31. 1 ・岩木第二学童保育所増設

2 ・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会設置

3 ・訪問介護事業を終了
・ねたきり老人等布団乾燥サービス事業を終了
・第3次野田市障がい者基本計画策定
・野田市心身障がい者結婚祝金支給制度終了
・野田市聴覚又は音声・言語機能障がい者用電話ファクス等設置費及び使用料助成制度終了
・身体障害者教習用自動車の野田自動車教習所への配車終了
・野田市健康づくり推進計画21（第3次）策定
4 ・体験就労による介護職就労奨励事業を開始
・風しん及び風しん混合ワクチン費用助成のほか抗体検査についても一部助成を開始
・子ども発達相談支援事業開始
・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を開始
・野田市保育士試験による資格取得支援事業を新たに開始
・野田市保育士就労奨励金支給事業を新たに開始
・野田市私立保育所等保育事業に「病児保育事業（体調不良児型）」を新たに追加
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を対象に追加し、支給上限を引上げ
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について支給期間の上限を36月から48月に延長し、支給額を修学期間の最後の12月については4万円増額
・学童保育所の定員見直し
・清水第二学童保育所と清水第三学童保育所を統合、みずき学童保育所とみずき第二学童保育所を統合
・中央子ども館を民間委託
・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を　開始
・生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を　開始
・歯周疾患検診の対象年齢に80歳を追加
元. 5 ・風しん予防接種第５期の定期接種を開始
6 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施
7 ・認定こども園のだのこども園開設
・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当について所得状況届を規定
8 ・災害時用ストーマ保管業務開始
9 ・介護職員研修受講料等助成事業に生活援助従事者研修を対象に追加
・敬老祝品配布対象者を101歳以上の方にも拡充
10 ・特定健診（集団健診）を開始
・喀痰吸引等研修事業を実施
・野田市私立保育所等保育事業に「野田産黒酢米利用促進事業」「主食費減額補助事業」を新たに追加
・幼児教育・保育の無償化
・子ども家庭総合支援課を新設
11 ・聞こえのサポーター養成講座を実施
・パラスポーツ体験会を実施
・児童扶養手当、養育者支援手当について令和元年11月分から支払回数を年6回に見直し
・新しい子ども館の整備の事業者選定
2. 3 ・第2次野田市食育推進計画を策定
・野田市手話言語条例制定
・野田市エンゼルプラン第5期計画策定
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）策定
・未熟児養育医療の給付の徴収金基準額表を所得税額を基礎とするものから市町村民税所得割額を基礎とするものに改正
・野田市地域福祉計画【第３次改訂版】（野田市自殺対策計画）策定
・第４次野田市男女共同参画計画策定
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第３次改訂版）策定
・育児学級「えだまめクラブ」事業終了
2. 4 ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援センター、共同生活援助、短期入所（緊急受け入れ１床を含む））を開始
・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に地域生活支援拠点運営会議を追加
・手話検定試験受験料助成事業を開始
・遠隔手話サービス事業を開始
・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業を開始
・あおい空の日中一時支援事業において医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れ開始
・自発的活動支援事業補助事業を開始
・新生児特別定額給付金事業の実施
・うめさと、山崎、七光台子ども館を民間委託
・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合を改正
・ひとり親家庭等日常生活支援事業について定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大
・野田市児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
・野田市児童扶養手当上乗せ給付金支給事業を実施
・「男性のための電話相談」開設
・認可保育所やまざき杜の保育園開園（すくすく保育園分園が認可保育所に移行）
・やなぎさわ幼稚園・保育園開園（柳沢幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援
・健康・スポーツポイント事業を開始
5 ・就労系障害福祉サービス利用者生活支援給付事業を実施
・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を実施
・医療従事者支援金支給事業の実施
・医療機関経営支援金支給事業の実施
・野田市地域外来検査センターPCR検査費用助成事業の実施
・妊婦への布マスク配布事業の実施
・妊婦タクシー利用料金助成事業の開始
7 ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を実施
8 ・野田市子ども医療費助成事業について未就学児

までの自己負担金を無料に拡充
・野田市児童手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施
・野田市児童扶養手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施
・急病センターを一時休診
9 ・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会終了
10 ・産後ケア事業の開始
・ロタウイルスワクチンが定期予防接種化
・認可保育所アートチャイルドケア野田東部みどり保育園開園（野田市立東部保育所より移管）
・野田市子育てサービス等利用支援助成事業を開始。
・休日預かり保育事業を開始
11 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を設置
・野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置
・ひとり親家庭等医療費助成金について現物給付を実施し、自己負担金を改正
12 ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の再支給分の支給を実施
・予防接種法の一部改正により、新型コロナワクチン接種を臨時接種の特例と位置づける。
3. 1 ・高齢者施設等の新規入所者を対象としたＰＣＲ検査事業を実施
2 ・新型コロナウイルスワクチン接種担当の設置
3 ・身体障害者手帳等交付診断料助成制度を廃止
・障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金支給制度を廃止
・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に医療的ケア児者支援部会を設置
・第６期野田市障がい福祉計画、第２期野田市障がい児福祉計画を策定
・野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例制定
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第８期計画）策定
・母子等医療費助成金事業の廃止
・風しん抗体検査費用助成の廃止
・第２次野田市歯科口腔保健計画策定
・児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができるように改正
・令和２年度税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われ、ひとり親控除が適用されることとなったことから、市の各種制度より寡婦（夫）控除のみなし適用を削除（各種制度により適用を規定）
・児童虐待相談電話「子どもＳＯＳ」終了
4 ・【新型コロナワクチン初回接種】65 歳以上の高齢者の接種券発送
・要約筆記者養成講座の廃止
・要約筆記者養成講座及び手話通訳者養成講座交通費助成事業の開始
・緊急一時保護費等助成事業の開始
・小規模保育事業柳沢くくる保育園開園
・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合や、４年以上の履修が必要な養成機関で修業する場合には、48 月の支給を可能とする。
令和３年度に限り、令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までに修業を開始した者については修学期間６月以上、民間資格も対象となり拡充された。
・地域包括支援センターの名称を高齢者なんでも相談室に改める
・野田市南第２高齢者なんでも相談室を設置
5 ・【新型コロナワクチン初回接種】65 歳以上の高齢者の予約開始
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を実施
6 ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置
・【新型コロナワクチン初回接種】ひとり暮らし等高齢者への集団接種開始
7 ・【新型コロナワクチン初回接種】65 歳以上の高齢者の集団接種開始
・【新型コロナワクチン初回接種】全市民への接種券発送完了
・【新型コロナワクチン初回接種】64 歳未満の接種開始
・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）
・野田市児童手当上乗せ給付金の支給を実施
11 ・【新型コロナワクチン追加接種】接種券発送
12 ・【新型コロナワクチン追加接種】予約開始、個別接種及び集団接種開始
・子育て世帯への臨時特別給付金の支給を実施
4. 1 ・野田市不育症治療費の助成金支給制度の開始
・野田市不妊治療費の助成金支給制度の開始
・子育て世帯への臨時特別給付金（所得制限分）の支給を実施
3 ・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
・新型コロナワクチン小児接種の開始
・児童手当法施行規則の改正により、公簿等で確認できる受給者については、現況届の提出が省略出来るようになったため、児童手当実施要綱を改正
・支給要件に該当する児童や父母等の障がいの程度が改められたことにより、野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則を改正
・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」廃止
4 ・組織改編を実施（保健福祉部を福祉部、児童家庭部を健康子ども部、高齢者支援課、介護保険課を高齢者支援課に統合、人権・男女共同参画推進課を福祉部へ編成、保健センター、あさひ育成園、こだま学園を健康子ども部へ編成）
・子ども支援室を子どもの発達相談室に名称変更
・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加

・しみず空と杜の保育園開園
・病児・病後児保育施設「フォレストルーム」開設
・野田市東高齢者なんでも相談室を設置
・野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室を基幹型地域包括支援センターに改める
・胃がん検診の個別検診として内視鏡検査を導入
・中央子ども館の地盤が陥没していることが判明したため利用休止（子ども館事業は中央公民館等にて継続して実施）
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について、専門実践教育訓練給付金の給付限度額の引上げ年間20万円から40万円
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の令和3年度の緩和措置が令和4年度も実施
・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受講開始時給付金の創設及び受講修了時給付金、合格時給付金の給付割合の変更
7 ・シルバーサロン「元気」閉館
8 ・子ども医療費助成事業について、小学6年生まで無料化、中学生は、自己負担金300円から200円に負担を軽減
・中央、うめさと、谷吉、山崎、七光台、関宿子ども館を指定管理者制度に移行
10 ・新型コロナワクチン乳幼児接種の開始
・野田市立児童センター（愛称：のだしこども館 supported by kikkoman）を開設
11 ・価格高騰緊急支援給付金の支給を実施
12 ・児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
5. 1 ・出産・子育て応援交付金事業開始
3 ・妊婦タクシー利用料金助成事業終了
・コビープリスクールのだ保育園閉園
・中央子ども館を解体
4 ・コビープリスクールつつみの開園（コビープリスクールのだ保育園を移転し、保育所型認定こども園として開園）
・保育課を子ども保育課に名称変更
・新生児特別定額給付金事業終了
・野田市あかちゃんお祝い金支給事業開始
・新型コロナウイルスワクチン接種対策室を解散し、事務を保健センターへ移管
・野田市赤ちゃんの駅事業開始
・補整具等購入費用助成事業開始
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の令和3年度の緩和措置が令和5年度も実施
5 ・新型コロナワクチン春開始接種実施
6 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付
・野田市南第2高齢者なんでも相談室廃止
7 ・子どもの成長応援臨時給付金の給付
・価格高騰重点支援給付金の支給を実施
8 ・子ども医療費助成事業について、中学3年生までの自己負担金を無料に拡充
9 ・新型コロナワクチン秋開始接種実施
11 ・ライフサポートファイルの発行
・人権・男女共同参画に関する市民意識調査実施
6. 1 ・野田市虐待防止条例の制定
・野田市虐待防止条例施行
・物価高騰重点支援給付金(非課税世帯)の支給実施
2 ・若年がん患者在宅療養費用助成金交付事業開始
3 ・物価高騰重点支援給付金(こども加算)の給付
・在宅訪問歯科保健事業終了
・新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種終了
・第4次野田市障がい者基本計画策定
・第7期野田市障がい福祉計画、第3期野田市障がい児福祉計画を策定
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第9期計画）策定
4 ・オンライン診療開始
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始
・野田市人権施策推進協議会と野田市男女共同参画審議会を廃止し、野田市人権・男女共同参画推進審議会を設置
・福祉会館運営委員会を設置
・川間学童保育所を川間小学校内に移転新設
・柳沢学童保育所と柳沢第二学童保育所を統合、七光台学保育所と七光台第二学童保育所を統合、尾崎学童保育所と尾崎第二学童保育所を統合、関宿中央学童保育所と関宿中央第二学童保育所を統合。
・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の令和3年度の緩和措置が令和6年度から恒久化
8 ・子ども医療費助成事業について、高校3年生相当年齢まで、通院、入院、調剤の助成を拡充
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、所得制限を撤廃、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業については所得制限の緩和
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について、専門実践教育訓練給付金の追加支給規定を拡充
・障がい者福祉手当について減額支給区分の創設や受給権消滅となる施設等の変更等の制度改正
9 ・児童発達支援事業所併設「たんぽぽ保育園」開園（運営する認可外保育園を廃止した上で、認可保育所として開園）
10 ・児童手当法改正により、所得制限撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の額及び算定方法の見直しを行う制度拡充が実施
・令和8年度からの本格実施に向け、こども誰でも通園制度試行的事業開始
・介護支援専門員等処遇改善事業開始
・新型コロナウイルスワクチン定期接種開始
12 ・障がい者福祉手当について20歳前の傷病による障害基礎年金の受給を受給資格喪失要件から削除
・重度障がい者等日常生活用具費助成事業の紙おむつの支給対象者を拡充
7. 1 ・介護支援専門員等研修受講料等助成事業開始
2 ・野田市南第2高齢者なんでも相談室開設
3 ・野田市健康づくり計画策定

・風しん第５期抗体検査終了
・野田市こども計画を策定
・健康・スポーツポイント事業にアプリを導入
・野田市ことば相談室設置規則廃止
・野田市地域福祉計画【第４次改訂版】（野田市自殺対策計画）を策定

4 ・高齢者支援課を高齢者支援課、介護支援課、地域包括支援課に編成
・thanka 幼稚園のだほくぶ開園（野田北部幼稚園を認定こども園化し、幼保連携型認定こども園として開園）
・高齢者等帯状疱疹定期予防接種開始
・妊婦のための支援給付事業開始
・中央子ども館リニューアルオープン

5 ・野田学童保育所を中央小学校内に移転新設

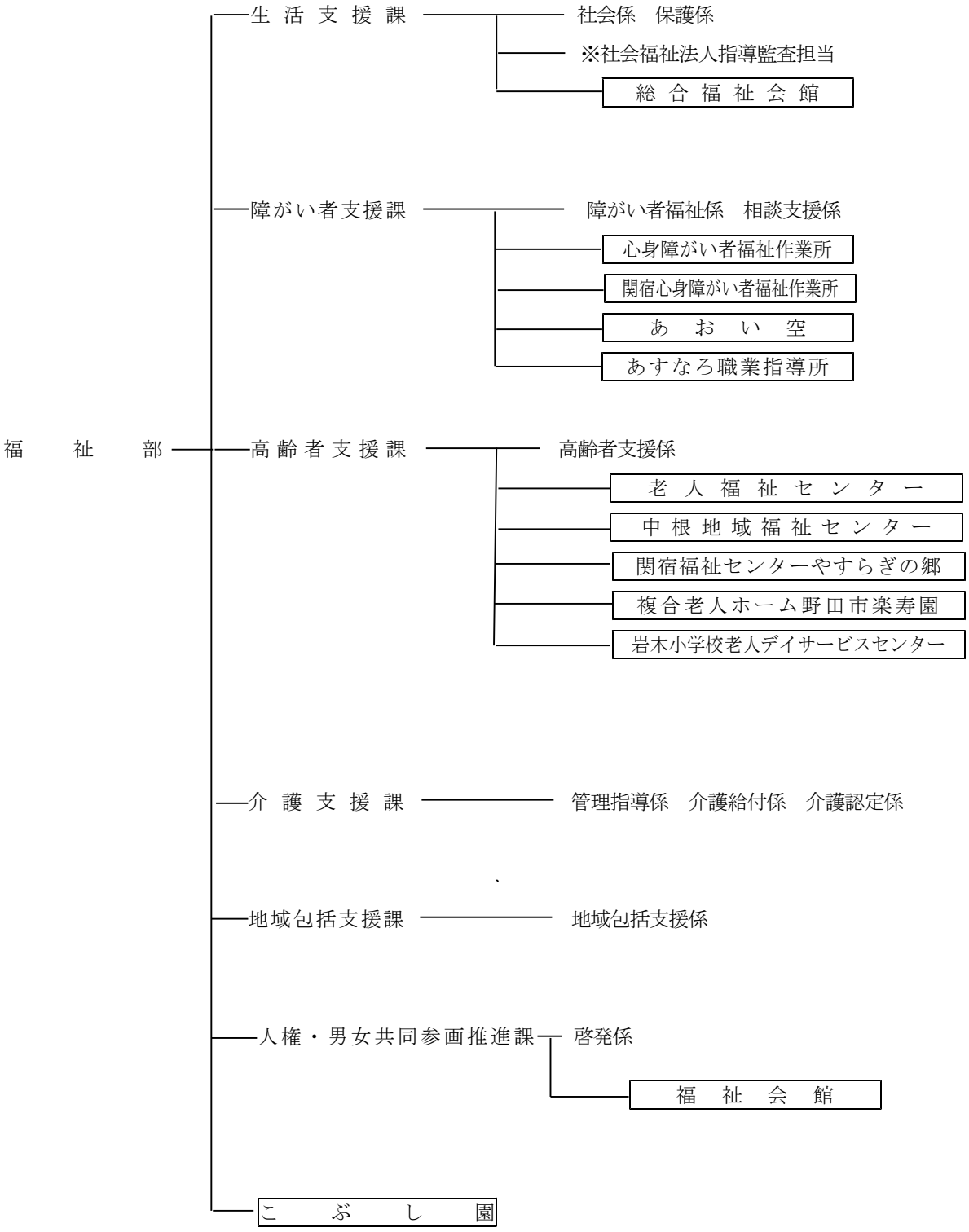
8. 3 ・東部学童保育所を東部小学校内に移転新設
・二川学童保育所を二川小学校内特別教室棟から普通教室棟に移転新設
・出産・子育て応援交付金事業（令和６年度からの繰越金）終了

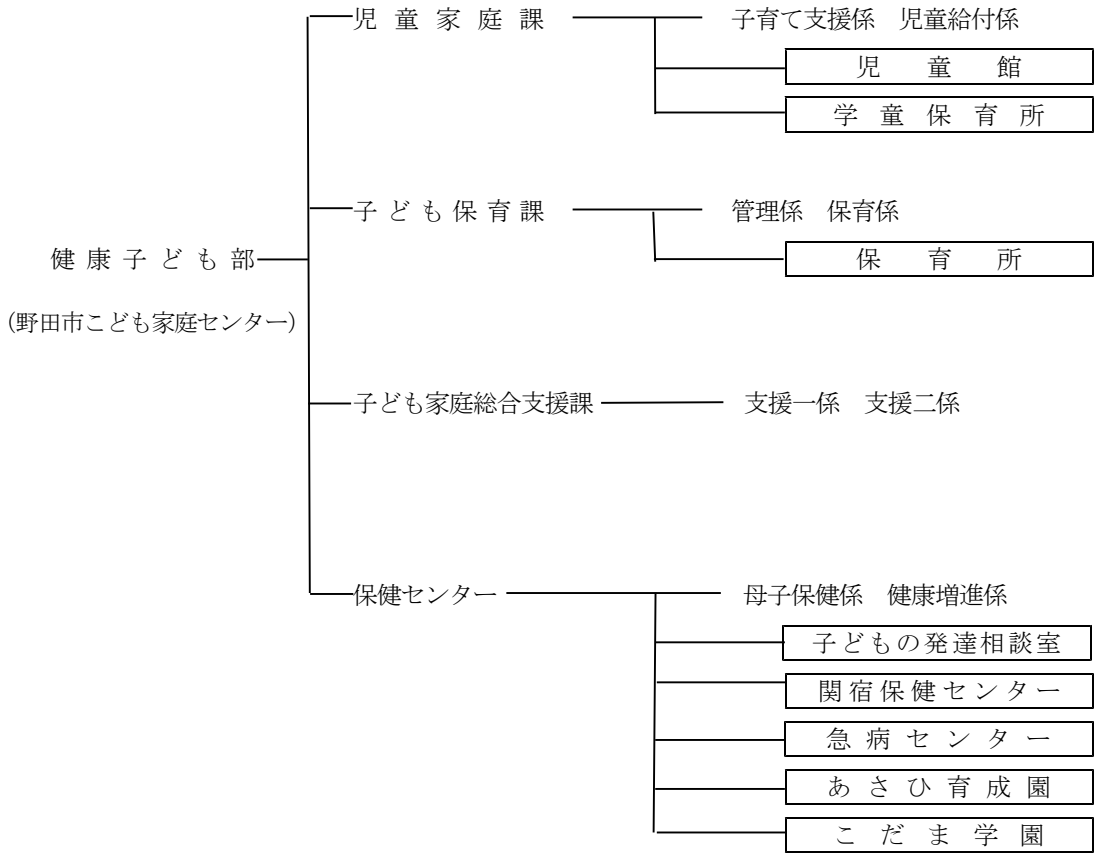
4 ・手話通訳者養成講座受講料等助成・要約筆記者養成講座及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の助成のうち市内を会場にするものについての奨励金及び交通費の支給額変更
・福祉タクシー市外事業者への協力費廃止
・野田市こども家庭センターを設置
・野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度開始
・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）本格実施

※令和８年度４月１日現在の部・課の名称で表記しています。

２．福祉部・健康子ども部の課等【関係各課】

(1) 組織





注：□は施設等

※印は、特命担当職

(2)　事務分掌

部	課　等	係	事務分掌
福祉部	生活支援課	社会係	1　地域福祉の計画に関すること。 2　民生(児童)委員に関すること。 3　災害救助及び災害弔慰金等の支給に関すること。 4　戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者等の援護に関すること。 5　日本赤十字事業に関すること。 6　被爆者健康管理援助金の支給に関すること。 7　難病患者援助金の支給に関すること。 8　福祉のまちづくり運動に関すること。 9　福祉事業に対する金品の寄附受入れに関すること。 10　自殺対策の総括に関すること。 11　社会福祉法人野田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 12　総合福祉会館の管理及び施設の維持管理に関すること。 13　所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 14　重層的支援体制整備事業に関すること。 15　民生委員推薦会に関すること。 16　地域福祉計画審議会に関すること。 17　部内の連絡調整に関すること。 18　部内の主要事務の進行管理に関すること。 19　部内他課の所管に属しないこと。
		保護係	1　生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による生活困窮者の自立支援に関すること。 2　生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関すること。 3　行旅病人及び死亡人に関すること。 4　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付及び配偶者支援金の支給に関すること。
	障がい者支援課	障がい者福祉係	1　障がい者福祉の計画に関すること。 2　心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関すること。 3　あおい空の指定管理者の監理に関すること。 4　あすなろ職業指導所の指定管理者の監理に関すること。 5　所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 6　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付手続に関すること。 7　知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関すること。 8　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関すること。 9　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関すること。 10　障がい者福祉手当に関すること。 11　重度心身障がい者医療費助成に関すること。 12　心身障害者扶養年金に関すること。 13　障がい者に係る福祉タクシー事業に関すること。 14　精神障がい者医療費助成に関すること。 15　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関すること。 16　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関すること。 17　その他障がい者(児)福祉に関すること。 18　障がい者基本計画推進協議会に関すること。
		相談支援係	1　障害者就労施設等の支援に関すること。 2　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関すること。 3　児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費等に関すること。 4　障がい者(児)に係る相談支援事業に関すること。 5　障がい者(児)に対する差別又は虐待の防止に関すること。

部	課　等	係	事務分掌
福祉部			6　虐待防止条例に関すること。 7　障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関すること。 8　障害者支援施設等への入所又は入所の委託に関すること。 9　障害児通所支援の提供又は提供の委託に関すること。 10　指定特定相談支援事業者等の指定等に関すること。 11　野田市障がい者相談員に関すること。 12　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関すること。 13　障害支援区分認定審査会に関すること。 14　自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の運営に関すること。
	高齢者支援課	高齢者支援係	1　老人福祉法による措置及び措置に要する経費と費用の徴収に関すること。 2　ひとり暮らし等緊急通報システム事業に関すること。 3　配食サービス事業に関すること。 4　ねたきり老人等布団乾燥サービス事業に関すること。 5　高齢者に係る福祉タクシー事業に関すること。 6　訪問理容サービス事業に関すること。 7　徘徊高齢者家族支援サービス事業に関すること。 8　ひとり暮らし等老人対策に関すること。 9　介護用品支給事業に関すること。 10　家族介護慰労金支給事業に関すること。 11　敬老祝い事業に関すること。 12　認知症高齢者に係る成年後見制度利用支援事業に関すること。 13　楽寿園の指定管理者の監理に関すること。 14　老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関すること。 15　老人福祉センターの管理に関すること。 16　福祉センターの管理に関すること。 17　老人クラブの育成指導に関すること。 18　公益社団法人野田市シルバー人材センターの育成指導に関すること。 19　大型バスの管理に関すること。 20　グラウンド・ゴルフ及びゲートボールの推進に関すること。 21　所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 22　地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督に関すること。 23　居宅介護支援事業者の指定及び指導監督に関すること。 24　その他高齢者福祉に関すること。 25　老人ホーム入所判定委員会に関すること。 26　福祉有償運送運営協議会に関すること。 27　一般介護予防事業に関すること。
	介護支援課	管理指導係	1　高齢者福祉の計画に関すること。 2　介護保険事業の計画に関すること。 3　老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に関すること。 4　介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関すること。 5　避難行動要支援者支援計画に関すること。 6　介護事業者協議会に関すること。 7　介護人材確保事業に関すること。
		介護給付係	1　介護保険特別会計予算編成に関すること 2　高齢者住宅改造費助成事業に関すること。 3　財政安定化基金に関すること。 4　介護保険事業の調査に関すること。 5　介護保険被保険者の資格取得及び喪失、被保険者証の返納並びに受給資格証の交付に関すること。 6　介護保険被保険者の住所地特例者の管理及び適用除外者管理に関すること。 7　介護保険被保険者証の発行に関すること。 8　介護保険被保険者の負担割合証の発行に関すること。 9　介護サービス等の利用者負担の減免に関すること。 10　国民健康保険団体連合会に対する受給者資格情報の提供に関すること。 11　介護報酬の支払いに関すること。 12　高額介護サービス費等の支給に関すること。

部	課　等	係	事務分掌
福祉部			13　保険給付の償還払いに関すること。 14　介護保険法による損害賠償請求権に関すること。 15　介護保険料の賦課収納に関すること。 16　介護保険料の督促に関すること。 17　介護保険料に係る証明に関すること。 18　介護保険者の滞納者に係る保険給付の支払方法の変更及び支払いの一時差止に関すること。 19　居宅介護サービス計画の作成依頼届出の管理及び自己作成居宅介護サービス計画管理に関すること。
		介護認定係	1　介護保険法による要介護等の認定申請の受理及び介護保険資格者証の交付に関すること。 2　介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査に関すること。 3　介護認定審査会に関すること。 4　介護保険法による要介護等の認定及び認定取消に関すること。 5　介護保険事業についての苦情及び相談に関すること。 6　その他介護保険に関すること。
	地域包括支援課	地域包括支援係	1　地域包括支援センターの運営に関すること。 2　介護予防ケアマネジメントに関すること。 3　総合相談及び支援に関すること。 4　権利擁護事業に関すること。 5　包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 6　在宅医療及び介護連携の推進に関すること。 7　認知症施策の推進に関すること。 8　その他センターの運営に関すること。
	人権・男女共同参画推進課	啓発係	1　人権及び男女共同参画に係る施策に関する総合調整に関すること。 2　人権及び男女共同参画に関する計画に関すること。 3　人権及び男女共同参画に係る施策に関する啓発指導に関すること。 4　人権擁護委員に関すること。 5　同和問題に係る施策に関する総合調整に関すること。 6　住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。 7　福祉会館の管理運営に関すること。 8　女性のための相談に関すること。 9　男性のための電話相談に関すること。 10　その他人権及び男女共同参画の施策の推進に関すること。 11　野田市人権・男女共同参画推進審議会に関すること。

部	課　等	係	事務分掌
健康子ども部	児童家庭課	子育て支援係	1　児童福祉の計画に関すること。 2　子育て支援に関すること。 3　児童館の指定管理者の監理に関すること。 4　児童館及び学童保育所の管理運営及び連絡調整に関すること。 5　ファミリー・サポート・センターに関すること。 6　所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 7　児童福祉審議会に関すること。 8　部内の連絡調整に関すること。 9　部内の主要事務の進行管理に関すること。 10　部内他課の所管に属しないこと。
		児童給付係	1　児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。 2　児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。 3　養育者支援手当の支給に関すること。 4　母子保健法(昭和40年法律第141号)による未熟児養育医療の給付に関すること。 5　子ども医療費の助成に関すること。 6　ひとり親家庭等医療費に関すること。 7　ひとり親家庭等支援に関すること。 8　母子及び父子の自立相談に関すること。 9　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による措置に関すること。
	子ども保育課	管理係	1　保育所の管理運営及び連絡調整に関すること。 2　保育所の指定管理者の監理に関すること。 3　公私連携型保育所に関すること。 4　認定こども園に関すること。 5　認可外保育施設に関すること。 6　病児・病後児保育に関すること。 7　私立幼稚園、私立保育所、認定こども園との連絡調整に関すること。 8　私立幼稚園に係る補助金に関すること。 9　市立幼稚園の組織編制及び管理運営に関すること（補助執行）。 10　市立幼稚園の施設利用及び園庭開放に関すること（補助執行）。 11　子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等（ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。）の確認に関すること。 12　家庭的保育事業等の認可及び指導監督に関すること。 13　乳児等通園支援事業の認可及び指導監督に関すること。 14　所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監督に関すること。
		保育係	1　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による小学就学前子どもに係る教育・保育給付及び施設等利用給付の認定に関すること。 2　子ども・子育て支援法による小学校就学前子どもに係る保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関すること。 3　子ども・子育て支援法による保育料等、教育、保育給付及び施設等利用給付（ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。）に関すること。 4　保育所及び幼稚園の給食費に関すること。 5　市立幼稚園の就園に関すること（補助執行）。 6　こども家庭センターの児童福祉機能の業務に関すること。

部	課　等	係	事務分掌
	子ども家庭総合支援課	支援一係 支援二係	1　こども家庭センターの児童福祉機能の業務に関すること。 2　児童虐待防止に関すること。 3　要保護児童対策地域協議会に関すること。 4　虐待防止条例に関すること。 5　児童福祉法による措置に関すること。 6　ドメスティック・バイオレンスに関すること。 7　配偶者暴力相談支援センター業務に関すること。 8　緊急一時保護施設の管理運営に関すること。 9　妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援並びに関係機関との連絡調整に関すること。 10　家庭児童相談に関すること。 11　ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会に関すること。
	保健センター	母子保健係	1　各種健康診査に関すること。 2　母子健康手帳の交付に関すること。 3　妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。 4　不妊及び不育症治療費等の助成に関すること。 5　栄養指導及び食生活の指導に関すること。 6　食生活改善推進員及び保健推進員に関すること。 7　歯科衛生に関すること。 8　各種予防接種に関すること。 9　食品衛生関係補助に関すること。 10　その他健康の保持増進に関すること。 11　保健医療問題審議会に関すること。 12　予防接種健康被害調査委員会に関すること。 13　子育て世代包括支援センターの業務に関すること。 14　産後ケアに関すること。 15　出産祝品に関すること。
		健康増進係	1　健康増進の計画に関すること。 2　健康づくりのための保健指導に関すること。 3　各種健康診査に関すること。 4　栄養指導及び食生活の指導に関すること。 5　食生活改善推進員及び保健推進員に関すること。 6　各種予防接種に関すること。 7　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 8　健康増進法(平成14年法律第103号)による保健事業に関すること。 9　生活習慣病の予防に関すること。 10　看護師等修学資金貸付けに関すること。 11　感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。 12　急病センターに関すること。 13　骨髄等移植ドナー支援に関すること。 14　その他健康の保持増進に関すること。 15　がん患者等の支援に関すること。 16　保健医療問題審議会に関すること。 17　予防接種健康被害調査委員会に関すること。
		子どもの発達相談室	1　発達及び療育に関する相談支援並びに関係機関との連絡調整に関すること。 2　児童の言語指導及び訓練に関すること。 3　こだま学園及びあさひ育成園の指定管理者の監理に関すること。 4　その他室の運営に関すること。

機　　関	事　務　分　掌
老人福祉センター	1　施設の維持管理に関すること。 2　老人に対して、各種の相談に応じること。 3　老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与すること。 4　その他センターの運営に関すること。
中根地域福祉センター	1　施設の維持管理に関すること。 2　市民相互の交流の機会の増大並びに文化及び教養の向上に関すること。 3　地域の連帯の強化と地域福祉の増進に関すること。 4　老人の生きがい増進並びに生活、健康等各種の相談及び指導に関すること。 5　その他センターの運営に関すること。
保　　育　　所	1　施設の維持管理に関すること。 2　乳幼児の保育に関すること。 3　その他所の運営に関すること。
学　童　保　育　所	1　施設の維持管理に関すること。 2　放課後児童の保育に関すること。
福　祉　会　館	1　施設の維持管理に関すること。 2　地域住民の生活上の相談に関すること。 3　人権問題に関する理解を深めるための啓発に関すること。 4　各種クラブ活動、レクリエーション及び教養文化に関する事業の推進に関すること。 5　その他会館の運営に関すること。
関宿保健センター	1　健康づくりのための保健指導に関すること。 2　各種健康診査に関すること。 3　母子健康手帳の交付に関すること。 4　妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。 5　栄養指導及び食生活の指導に関すること。 6　食生活改善推進員及び保健推進員に関すること。 7　歯科衛生に関すること。 8　各種予防接種に関すること。 9　高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 10　健康増進法による保健事業に関すること。 11　生活習慣病の予防に関すること。 12　感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。 13　骨髄等移植ドナー支援に関すること。 14　その他健康の保持増進に関すること。 15　がん患者等の支援に関すること。 16　子育て世代包括支援センターの業務に関すること。
急病センター	1　施設の維持管理に関すること。 2　急病患者に対する応急的な診療に関すること。 3　その他施設の運営に関すること。
こ　ぶ　し　園	1　施設の管理運営に関すること。 2　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活介護に関すること。 3　その他園の運営に関すること。

第３章　主要施策の概要

第１節　児童福祉

第３章　主要施策の概要

第１節　児童福祉

1.　児童の福祉【児童家庭課】

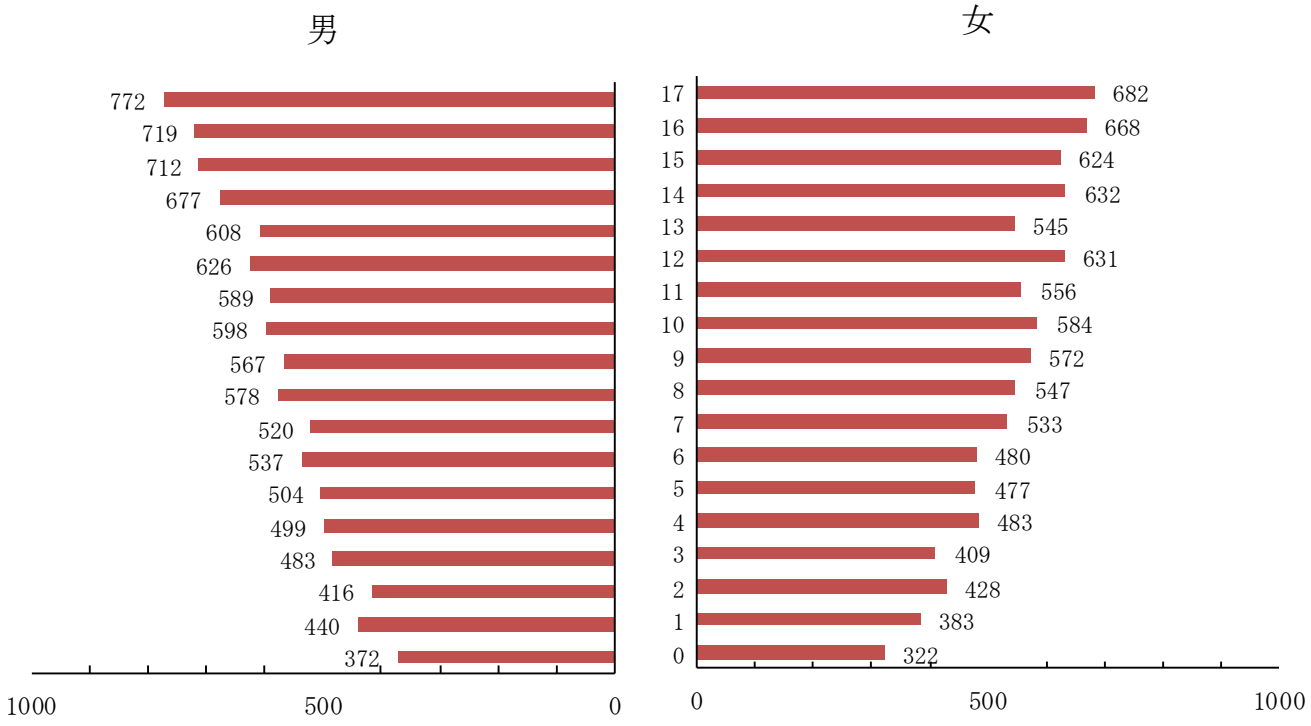
令和８年４月１日現在で 152,923 人となっており、このうち児童人口（0～17 歳）は 19,773 人で全人口の 12.9%を占めている。

これらの児童を児童福祉法の区分によってみると、乳児（1 歳未満）694 人、幼児（1～5 歳）4,522 人、少年（6～17 歳）14,557 人となっている。

なお、3 年度から 5 か年間の出生数は下表のとおりである。　（単位：人）

年　　度	男	女	計
令和３年度	402	412	814
令和４年度	442	349	791
令和５年度	389	397	786
令和６年度	402	369	771
令和７年度	372	322	694

児童の年齢別人口（R8. 4. 1 現在）



※人数及び割合については、市民課からの提供によるもの。

2. 保育の概要【子ども保育課】

(1)要保育児童

令和8年4月1日現在、市内の就学前児童数(0～5歳)は5,216人で、このうち50.7%の2,647人が市内外の認可保育施設に入所している。両親が就労等の理由により家庭保育ができない児童。

就学前児童数と入所児童数の推移　　(各年度4.1現在)

年　　度	就学前児童数（人）	入所児童数（人）	入　所　率（%）
令和4年度	5,714	2,370	41.5
令和5年度	5,639	2,472	43.8
令和6年度	5,524	2,461	44.5
令和7年度	5,410	2,599	48.0
令和8年度	5,216	2,647	50.7

(2)保育所数及び定員数の推移

令和8年4月1日現在、市内の保育所は公立9か所、私立12か所、幼保連携型認定こども園3か所、保育所型認定こども園2か所、小規模保育事業施設1か所、事業所内保育事業施設1か所で児童の定員は2,706人となっている。

保育所及び定員数の推移　　(各年度4.1現在)

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保　育　所　数	26か所	26か所	26か所	28か所	28か所
定　　員　　数	2,520人	2,532人	2,514人	2,706人	2,706人

年齢別入所児童数　　(R8.4.1現在)

年　　齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
児 童 数	123人	432人	485人	515人	564人	528人	2,647人
割　　合	4.6%	16.3%	18.3%	19.5%	21.3%	19.9%	―

保育所一覧　　(R8.4.1現在)

名　　称	所　在　地	定員	区　分	開設年月日	電話番号
清　　水　保育所	野田市清水881番地	130	指定管理	S27. 4.25	7122-5050
花　　輪　〃	〃　上花輪新町14番地	130	指定管理	S46. 4. 1	7122-1770
中　　根　〃	〃　中根30番地の1	200	公　　立	S40. 4. 1	7122-5741
南　　部　〃	〃　山崎1214番地	150	指定管理	S50. 4. 1	7124-2221
北　　部　〃	〃　谷津682番地の2	120	指定管理	S53. 4. 1	7125-4697
尾　　崎　〃	〃　尾崎1714番地	130	指定管理	S51. 4. 1	7129-2009
福　　田　〃	〃　木野崎1648番地の6	120	公　　立	S54. 4. 1	7138-0577
木　間　ケ　瀬　〃	〃 木間ケ瀬3152番地1	100	指定管理	S57. 4. 1	7198-3825
乳　　児　〃	〃 中野台17番地	60	公　　立	S48. 4. 1	7124-2224
聖　　華　保育園	〃 上三ケ尾454番地の1	70	私　　立	H16. 4. 1	7138-2775
コビープリスクールせきやど　〃	〃なみき二丁目3番地3	70	私　　立	H21. 4. 1	7136-2211
ア　ス　ク　七　光　台　〃	〃　谷津367番地	70	私　　立	H21. 4. 1	7126-5221

名　　称		所　在　地	定員	区　分	開設年月日	電話番号
アスク川間	〃	〃　尾崎853番地の1	70	私　立	H23. 4. 1	7127-1515
コビープリスクールさくらのさと	〃	〃桜の里一丁目1番地の5	60	私　立	H24. 4. 1	7192-7671
すくすく	〃	〃　山崎1952番地	90	私　立	H24. 4. 1	7126-5712
アスクスポーツ保育園 こぶうち		〃古布内1527番地13	90	私　立	H26. 4. 1	7196-5161
コビープリスクールあたご	〃	〃　宮崎101番地の1	150	私　立	H26.11. 1	7199-3297
やまざき杜の	〃	〃　山崎1134番地の1	54	私　立	H28. 4. 1	7126-5720
アートチャイルドケア野田東部みどり	〃	〃　鶴奉228番地	110	私　立	R2.10. 1	7122-0725
しみず空と杜の	〃	〃清水公園東二丁目2番地の1	60	私　立	R4. 4. 1	7128-7486
たんぽぽ保育園		〃山崎294番地の4	60	私　立	R６．９．1	7125-5450
聖華未来のこども園	※1	〃　山崎1778番地の1	120	私　立	H29. 4. 1	7125-2325
thankaこども園のだ	※2	〃　蕃昌338番地の2	129	私　立	R1. 7. 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園	※1	〃　柳沢83番地	120	私　立	R2. 4. 1	7125-5630
コビープリスクールつつみの	※2	〃つつみ野一丁目10番地の1	72	私　立	R5. 4. 1	7121-0115
thanka幼稚園 のだほくぶ	※1	〃蕃昌336番地の7	132	私　立	R７．４．1	7129-3920
柳沢くくる保育園		〃　柳沢85番地の1	19	小規模	R3. 4. 1	7179-5686
ひばり保育園	※3	〃　横内164番地の7	20	事業所	H27.10. 1	7123-7635

※1　幼保連携型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。
※2　保育所型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。
※3　事業所内保育所であり、地域枠の定員を記載。

(3)保育所の運営

①運営費と負担割合の推移(各年度決算)　　(単位：千円)

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理運営費		3,856,352	4,011,625	4,162,155	4,602,705	4,907,252
財源内訳	分担金及び負担金(保育料)	202,354	208,125	213,894	210,927	229,734
		5.2%	5.2%	5.1%	4.6%	4.7%
	国庫負担金	634,632	907,407	1,166,559	1,125,314	1,277,008
		16.5%	22.6%	28,0%	24.4%	26.0%
	県負担金	270,935	443,848	466,933	536,090	607,003
		7.0%	11.1%	11.2%	11.6%	12.4%
	その他	178,220	187,029	45,629	23,876	28,198
		4.6%	4.7%	1,1%	0.5%	0.6%
	市負担金	2,570,208	2,265,214	2,269,139	2,706,497	2,765,306
		66.6%	56.5%	54.5%	58.8%	56.4%

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容延べ人員	29,451人	30,206人	30,203人	31,441人	32,873人
児童1人当り運営費(年額)	1,571,296円	1,593,707円	1,653,672円	1,756,702円	1,791,349円
〃　市負担分(年額)	1,047,248円	899,906円	903,916円	1,032,981円	1,009,451円

②歳出額　（単位：千円）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	510,364	520,443	515,578	540,847	580,115
食糧費	23,050	24,023	23,938	23,599	24,354
その他	3,322,937	3,467,159	3,622,638	4,038,257	4,302,782
計	3,856,352	4,011,625	4,162,155	4,602,705	4,907,252

令和8年度の野田市の保育料

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分			徴収金額（月額）			
階層区分	定義		乳児		1歳児及び2歳児	
			標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護被保護者世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親世帯		0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分）の市町村民税の税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C1		均等割のみ（所得割の額のない世帯）	7,600円	7,500円	7,100円	7,000円
C2		所得割の額が10,500円未満	8,600円	8,500円	8,100円	8,000円
C3		所得割の額が10,500円以上27,000円未満	9,900円	9,700円	9,200円	9,100円
C4		所得割の額が27,000円以上43,500円未満	10,800円	10,600円	10,100円	10,000円
C5		所得割の額が43,500円以上60,000円未満	12,600円	12,400円	11,800円	11,600円
C6		所得割の額が60,000円以上78,500円未満	15,200円	15,000円	14,200円	14,000円
C7		所得割の額が78,500円以上97,000円未満	20,400円	20,100円	19,100円	18,800円
C8		所得割の額が97,000円以上121,000円未満	26,900円	26,500円	25,200円	24,800円
C9		所得割の額が121,000円以上145,000円未満	33,700円	33,200円	31,500円	31,000円
C10		所得割の額が145,000円以上169,000円未満	41,600円	40,900円	38,900円	38,300円

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分			徴収金額（月額）			
階層区分	定　義		乳　児		1歳児及び2歳児	
			標　準	短時間	標　準	短時間
C11		所得割の額が169,000円以上202,000円未満	46,700円	45,900円	43,700円	43,000円
C12		所得割の額が202,000円以上235,000円未満	50,100円	49,300円	46,900円	46,100円
C13		所得割の額が235,000円以上268,000円未満	54,200円	53,300円	50,700円	49,900円
C14		所得割の額が268,000円以上301,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C15		所得割の額が301,000円以上397,000円未満	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円
C16		所得割の額が397,000円以上	54,400円	53,500円	50,900円	50,100円

○小学校就学前児童が同一世帯に複数いて、保育所、幼稚園、認定こども園、特定支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設の通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用又は入所している場合、年齢の高い順に、2人目が徴収金額の半額、3人目以降が0円（無料）となる。

※2人目の半額や3人目以降の0円（無料）の適用を受ける場合は、保育所や認定こども園に入所している場合を除き入所や利用している施設の在園証明書等の提出が必要。

○所得割の額が57,700円未満の世帯が、2人以上の特定被監護者等がいる世帯である場合には、最年長の者から数えて第2子の支給認定子どもに係る保育料の額は、表に規定する保育料の額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

○所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等である場合には、当該支給認定子どもに係る保育料の額は、下表の額となり、特定被監護者等が2人以上いる場合には、第1子以外の支給認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

徴収金額（月額）			
乳　児		1歳児及び2歳児	
標　準	短時間	標　準	短時間
1,800円	1,700円	1,700円	1,600円

○午後6時を超えての時間外保育を申請され、上の表の階層区分のC1～C16階層に該当する場合は、月額1時間1,500円(2人目750円、3人目以降は0円（無料）)が加算される。

(4)保育対策

①障がい児保育

令和8年4月1日現在では59人の障がい児（野田市が認める障がい児であり、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。）を保育している。

障がい児保育の状況

区　分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
入所児童数	0人	1人	6人	34人	18人	59人

②時間外保育

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第 24 条第 3 項、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定に基づき公立保育所へ入所した児童のうち、通勤時間等の関係から午後 6 時以降の時間外保育を次のとおり利用している。

〈保育時間〉　中根保育所、福田保育所、乳児保育所、たんぽぽ保育園、聖華未来のこども園、thankaこども園のだ、thanka幼稚園のだほくぶ、やなぎさわ幼稚園・保育園、柳沢くくる保育園は午後 7 時まで。清水保育所、花輪保育所、尾崎保育所、北部保育所、木間ケ瀬保育所、聖華保育園、コビープリスクールせきやど保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、すくすく保育園、アスクスポーツ保育園こぶうち、コビープリスクールあたご保育園、やまざき杜の保育園、ひばり保育園、アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、コビープリスクールつつみのは午後 8 時まで。しみず空と杜の保育園は午後 9 時まで。南部保育所は午後 10 時まで。

3.　学童保育所【児童家庭課】

両親の就労によって、学校から帰宅しても家庭が留守となる児童の安全な生活の場の確保を図るとともに集団生活の中で個々の児童の健全な育成を行う。

(1)学童保育所一覧　　(R8.4.1 現在)

名　称	所在地	定員	区分	電話
野田学童保育所	野田 611 番地(中央小学校内)	41 人	直営	7122-6377
野田第二学童保育所	野田 611 番地(中央小学校内)	111 人	委託	7123-2752
柳沢学童保育所	柳沢 139 番地(柳沢小学校内)	76 人	直営	7122-1361
清水学童保育所	清水 773 番地(清水台小学校敷地内)	45 人	直営	7125-1672
清水第二学童保育所	清水 773 番地(清水台小学校内)	96 人	委託	7123-4780
南部学童保育所	山崎 1736 番地(うめさと子ども館に併設)	38 人	委託	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎 1249 番地の 25(西大和田公園南西側)	40 人	委託	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249 番地の 40(西大和田公園南西側)	40 人	委託	7126-5716
東部学童保育所	鶴奉 220 番地(東部小学校内)	58 人	直営	7122-2416
川間学童保育所	中里 934 番地(川間小学校内)	40 人	直営	7129-5687
福田学童保育所	木野崎 1654 番地の 39(福田保育所北側)	45 人	直営	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目 10 番地の 17(岩木小学校西側)	54 人	直営	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12 番地の 1(岩木小学校内)	116 人	委託	7127-2173
宮崎学童保育所	宮崎 62 番地の 5(宮崎小学校北側)	45 人	直営	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎 55 番地(宮崎小学校敷地内)	47 人	委託	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55 番地(宮崎小学校内)	39 人	委託	7123-3161
山崎学童保育所	山崎 2742 番地の 5(山崎子ども館に併設)	41 人	直営	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎 2733 番地(山崎小学校内)	38 人	委託	7125-2563
七光台学童保育所	七光台 20 番地の 1(七光台小学校内)	58 人	委託	7128-1330
尾崎学童保育所	尾崎 1415 番地(尾崎小学校内)	76 人	委託	7127-1761
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488 番地(二ツ塚小学校南側)	49 人	直営	7123-1717
北部学童保育所	谷津 22 番地の 1(北部小学校北側)	106 人	委託	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2 番地の 3(みずき小学校敷地内)	105 人	委託	7125-4451
三ケ尾学童保育所	西三ケ尾 988 番地(福田第二小学校敷地内)	46 人	委託	7138-1213
木間ケ瀬学童保育所	木間ケ瀬 3640 番地(木間ケ瀬小学校内)	38 人	直営	7198-7271
二川学童保育所	桐ケ作 464 番地(二川小学校内)	77 人	委託	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234 番地 1(関宿中央小学校内)	80 人	直営	7198-8270
関宿学童保育所	関宿台町 171 番地(関宿小学校内)	40 人	委託	7196-5535

(2)児童数等　　(R8.4.1現在)

施設名	野田	野田第二	柳沢	清水	清水第二	南部	南部第二	南部第三	東部	川間	福田	岩木	岩木第二	宮崎	宮崎第二
定員	41人	111人	76人	45人	96人	38人	40人	40人	58人	40人	45人	54人	116人	45人	47人
入所人数	37	127	144	60	141	63	75	65	38	21	2	42	112	22	55
指導員数	2	6	4	2	6	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2
保育開始年月	S40.12	H22.11	S52.1	S53.4	H22.10	S53.4	H20.4	H23.4	S55.4	S55.4	S55.4	S56.9	H22.10	S53.4	H23.4

施設名	宮崎第三	山崎	山崎第二	七光台	尾崎	二ツ塚	北部	みずき	三ケ尾	木間ケ瀬	二川	関宿中央	関宿	計
定員	39人	41人	38人	58人	76人	49人	106人	105人	46人	38人	77人	80人	40人	1,685人
入所人数	42	48	41	71	68	40	55	134	29	14	50	70	21	1,687
指導員数	2	2	2	4	4	2	4	6	2	2	4	4	2	84
保育開始年月	H30.1	S60.4	H22.11	H22.10	S61.4	H5.4	H13.4	H13.7	H14.4	H9.4	H12.10	H13.4	H17.7	—

※指導員数に関しては、この他に、入所人数や障がい児童の状況に応じて、加配を行なっている。

(3)保育料推移

昭和54年度月額3,600円
〜
昭和58年度月額5,000円
〜
昭和60年度月額5,600円
〜
昭和62年度月額6,400円
〜
平成元年度月額7,600円
〜
平成３年度月額9,600円
〜

（R8.4.1 現在）

減免区分			区分		保育料
			円	人	円
第一子	A	・生活保護受給世帯 ・市町村民税非課税世帯	0	109	0
	B	・市町村民税均等割のみ課税世帯	3,800	18	68,400
	C	・市町村民税所得割額 14,200 円未満の世帯	7,600	7	53,200
	D	・その他の世帯	9,600	1,295	12,432,000
第二子以降	A´	・生活保護受給世帯 ・市町村民税非課税世帯	0	29	0
	B´	・市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000	5	15,000
	C´	・市町村民税所得割額 14,200 円未満の世帯	6,000	0	0
	D´	・その他の世帯	7,600	224	1,702,400

(4)運営費の状況

①入所児童数

区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施設数	32 件	32 件	32 件	28 件	28 件
入所児童定員	1,775 人	1,775 人	1,775 人	1,775 人	1,674 人
年間入所児童数（延べ）	17,453 人	17,572 人	18,389 人	19,122 人	19,543 人

②運営費と負担割合の推移(各年度決算)　（単位：円）

区分＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理運営費		366,298,801	387,952,700	445,826,387	483,012,215	567,218,986
財源内訳	負担金(保育料)	132,464,700	143,140,200	150,693,150	158,341,600	163,499,680
		36.2%	36.9%	33.8%	32.8%	28.8%
	放課後児童健全育成事業補助金	171,907,400	170,794,000	200,927,000	271,009,000	303,418,000
		46.9%	44.0%	45.1%	56.1%	53.5%
	市負担金	61,926,701	80,084,500	94,206,237	53,661,615	100,301,306
		16.9%	19.1%	21.1%	11.1%	17.7%

③学童１人あたりの運営費　（単位：円）

区分＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理運営費	月額	20,988	22,078	24,244	25,260	29,024
	年額	251,856	264,936	290,928	303,120	348,288
市負担分	月額	3,548	4,558	5,122	2,806	5,132
	年額	42,576	54,696	61,464	33,672	61,584

④歳出額内訳　（単位：円）

区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　　件　　費	94,501,821	97,428,762	104,431,492	118,598,741	126,750,163
食　　糧　　費	7,624,932	8,064,828	7,847,740	9,065,792	9,593,549
そ　　の　　他	264,172,048	282,459,110	333,547,155	355,347,682	430,875,274
計	366,298,801	387,952,700	445,826,387	483,012,215	567,218,986

4.　児童館【児童家庭課】

地域の子どもたちに健全で楽しい遊びを提供し、心身ともに健康に育つように、専門の指導員が、援助・指導を行う集会室、遊戯室、図書室、体育室等を設けた健全育成施設である。

市立児童館一覧

名称	延べ面積	所在地	電話
中央子ども館※	229.38㎡	野田市鶴奉5番地の1	7125-1678
うめさと子ども館	315.98㎡	野田市山崎1736番地	7124-9106
谷吉子ども館	302.75㎡	野田市谷津1148番地の3	7127-0117
山崎子ども館	402.27㎡	野田市山崎2742番地の5	7124-6739
七光台子ども館	399.80㎡	野田市七光台126番地の2	7127-2166
関宿子ども館	155.30㎡	野田市木間ケ瀬620番地	7198-3456
児童センター	1,152.39㎡	野田市清水1122番地の1	7189-7961

※中央子ども館は、令和７年４月２０日リニューアルオープンしました。

令和７年度児童館利用状況　（単位：人）

児童館名	幼　児	小　低	小　高	中学生	高校生	その他	合　計
中央子ども館	8,737	1,031	3,044	191	14	7,760	20,777
うめさと子ども館	2,410	2,769	3,103	542	33	2,221	11,078
谷吉子ども館	3,659	3,487	3,332	2,809	621	4,834	18,742
山崎子ども館	1,534	2,910	4,043	1,538	107	1,876	12,008
七光台子ども館	2,961	2,242	1,942	2,661	181	3,030	13,017
関宿子ども館	1,217	2,901	3,313	752	120	1,641	9,944
児童センター	33,569	13,062	13,338	5,488	2,125	37,647	105,229
合　計	54,087	28,402	32,115	13,981	3,201	59,009	190,795

5.　家庭児童相談室【子ども家庭総合支援課】

家庭における児童の健全な育成のため児童の養育に関する問題について、相談に応ずるとともに、適切な指導と助言を与えるため、家庭児童相談室を子ども家庭総合支援課内に設置している。

令和７年度の相談受付件数は857件で、このうち虐待に関するものが411件と、全体の48%を占めている。

なお、児童福祉法により、市が児童虐待の通告先と明記され第一義的機関として位置付けられている。

◆家庭児童相談室制度は児童福祉法に基づき、厚生省事務次官通知（家庭児童相談室の設置運営について）により発足（昭和39.4.22）。野田市家庭児童相談室は、昭和44年５月に開設。

(1)　事項別相談受付件数　（単位：件）

相談種類／年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
R5	424	249	6	0	0	10	0	0	5	3	0	91	42	3	178	0	1,011
R6	469	300	0	1	0	3	0	0	0	2	0	24	7	0	74	0	880
R7	411	342	0	0	0	3	0	0	2	0	0	18	23	0	58	0	857

(2)　虐待相談受付件数

区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1.身体的虐待	167件	165件	151件
2.性的虐待	3件	4件	2件
3.ネグレクト	57件	76件	63件
4.心理的虐待	197件	224件	195件
合　計	424件	469件	411件

6.　児童福祉施設【子ども家庭総合支援課】

①助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設。

②母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

入所状況　（令和７年４月～令和８年３月）

種　別	名　称	所在地	入通所の別	人数
助　産　施　設	松戸市立総合医療センター	松　戸　市	入　所	６人

7.　子どもの発達相談室　ことば相談【保健センター】

言語、発音、吃音等、ことばに心配があるお子さんの相談を受け、必要に応じて適切な指導、訓練を行っている。

年度別利用状況

区分＼年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延べ人数（実人数）	野田	559人（41人）	419人（49人）	292人（29人）
	関宿	239人（21人）	120人（ 7人）	39人（ 3人）
	合計	798人（62人）	539人（56人）	331人（32人）

8.　子ども医療費の助成【児童家庭課】

高校３年生相当年齢までの子どもの通院、調剤、入院にかかる保険診療の一部又は全部を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図った。

年度	内容	件数	支払額
令和7年度	現物給付	279,063件	592,525,977円
	償還分	3,189件	44,519,365円
	合計	282,252件	637,045,342円

9.　児童手当【児童家庭課】

児童手当法に基づき、高校生相当年齢までの児童を養育している父母等に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に、児童手当を支給した。

区分		支給月額	延べ受給児童数	支給総額
0～3歳未満	第1子、第2子	15,000円	21,432人	321,470,000円
	第3子以降	30,000円	4,901人	147,030,000円
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000円	95,596人	955,960,000円
	第3子以降	30,000円	18,692人	560,430,000円
中学生	第1子、第2子	10,000円	38,667人	386,670,000円
	第3子以降	30,000円	4,607人	138,210,000円
高校生相当年齢	第1子、第2子	10,000円	46,607人	466,070,000円
	第3子以降	30,000円	2,128人	63,840,000円
合計			232,630人	3,039,680,000円

10.　育児支援家庭訪問事業【子ども家庭総合支援課】

子育てしやすい環境を目指し、社会福祉法人野田市社会福祉協議会への委託により出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている親などに、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育て支援の促進を図った。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者	25人	14人	14人
利用日数	383日	152日	184日
利用時間	805.0時間	301.0時間	359.5時間

11.　ファミリー・サポート・センター【児童家庭課】

仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（提供会員）からなる会員組織として運営している。

(1)　会員数

区　　分	令和６年度	令和７年度
利　用　会　員	1,390 人	1,440 人
提　供　会　員	133 人	137 人
両　方　会　員	35 人	32 人
計	1,558 人	1,609 人

(2)　延べ利用件数　　(R7.4.1～R8.3.31)

内　　容	件数	内　　容	件数
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	62 件	保護者等の病気、その他急用の場合の援助	324 件
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	292 件	保護者等の買い物等外出の場合の援助	132 件
学校の放課後の援助	18 件	学校の迎え	182 件
学童保育所等への送りと援助	152 件	習い事の送迎	1,503 件
学校への送り	247 件	家族等の通院等の場合の援助	0 件
学童保育所の迎え及び帰宅後の援助	206 件	保護者等の冠婚葬祭、他の子供の学校行事	0 件
保育所・学校等休み時の援助	73 件	子どもの病気時の援助	0 件
保護者等の短時間・臨時的就労の援助	0 件	保育所等施設入所前の援助	0 件
保護者等の求職活動中の援助	0 件		
合　　計			3,191 件

12.　ファミリー・サポート・センター利用料の助成【児童家庭課】

野田市ファミリー・サポート・センターの利用者のうち、助成対象となる生活保護世帯と市民税非課税世帯及びひとり親家庭世帯に利用料の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図った。

(1)　助成者数

区　　分	令和６年度	令和７年度
助　成　登　録　者　数	16 人	15 人
延　べ　利　用　者　数	14 人	21 人

13.　児童虐待防止推進月間事業【子ども家庭総合支援課】

児童虐待防止のための啓発活動として、児童生徒に配布している「こども SOS カード」を、令和７年度からは各児童生徒のタブレット型パソコンにて常時閲覧可能な環境を整えた。あわせて、「のだ市民活動ふれあいフェスティバル 2025」における啓発物資の配布や、市役所庁舎およびいちいのホールへの懸垂幕掲示などを実施し、地域全体で児童虐待防止への理解を深める取り組みを推進している。

（令和７年 11 月１日～令和７年 11 月 30 日）

区　　分	装着数	啓　発　方　法
バ　ス　マ　ス　ク	13 枚	まめバスに装着
懸　　垂　　幕	2 枚	市役所及びいちいのホールの懸垂塔に掲出
啓　　発　　幕	9 枚	市内公設保育所（9 か所）敷地内に掲出

14.　子育て短期支援事業【子ども家庭総合支援課】

保護者が、入院などにより一時的に在宅による子どもの養育ができない場合や、育児疲れなどにより子育てに不安を抱いた保護者への支援など要保護児童対策等の一環として、児童養護施設で一時的に子どもを預かることでセーフティネットの役割を果たした。

（令和７年４月～令和８年３月）

利用人数	延べ利用日数	内訳
15 人	306 日	育児疲れ９人、疾病３人、出張０人 その他（リフレッシュ、仕事）３人

第２節　母子家庭等の福祉

第２節　母子家庭等の福祉

1.　母子福祉【児童家庭課】

令和８年４月１日現在、市内の母子家庭は1,177世帯で市内全世帯数（74,146世帯）の1.58%となっている。母子家庭になった原因をみると、死別によるもの75世帯(6.4%)、離婚等によるもの911世帯(77.4%)である。

母子家庭の原因別内訳　（単位：世帯、各年4.1現在）

区分／年	母子家庭数	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
令和４年	1,392	84	1,094	6	171	37
	100.0%	6.0%	78.6%	0.4%	12.3%	2.7%
令和５年	1,342	90	1,038	7	166	41
	100.0%	6.7%	77.3%	0.5%	12.4%	3.1%
令和６年	1,312	86	1,021	6	168	31
	100.0%	6.5%	77.8%	0.5%	12.8%	2.4%
令和７年	1,249	82	975	3	161	28
	100.0%	6.6%	78.1%	0.2%	12.9%	2.2%
令和８年	1,177	75	911	4	158	29
	100.0%	6.4%	77.4%	0.3%	13.4%	2.5%

2.　父子福祉【児童家庭課】

令和８年４月１日現在、市内の父子家庭は77世帯で父子家庭比率は0.1%となっている。父子家庭になった原因をみると、死別によるもの５世帯（6.5%）、離婚等によるもの70世帯（90.9%）である。

父子家庭の原因別内訳　（単位:世帯、各年4.1現在）

区分／年	父子家庭数	死別	離婚	遺棄	未婚	その他
令和４年	115	16	95	0	0	4
	100.0%	13.9%	82.6%	0%	0%	3.5%
令和５年	104	16	84	0	0	4
	100.0%	15.4%	80.8%	0%	0%	3.8%
令和６年	97	11	84	0	0	2
	100.0%	11.3%	86.6%	0%	0%	2.1%
令和７年	80	6	72	0	0	2
	100.0%	7.5%	90.0%	0%	0%	2.5%
令和８年	77	5	70	0	0	2
	100.0%	6.5%	90.9%	0%	0%	2.6%

3.　児童扶養手当【児童家庭課】

離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図った。

(1)事由別内訳

受給事由	離別	死別	未婚	障がい	遺棄その他	計
受給者数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	784人	12人	125人	1人	34人	956人

(2)支給区分内訳

区　　分	受給者数	全部支給停止者
全部支給者	539人	235人
一部支給停止者	417人	
計	956人	

(3)児童数別内訳

受給対象児童数別内訳						
1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
588人	286人	65人	13人	2人	2人	956人

(4)支給月額

区　分	第1子	第2子以降
全部支給者	(基本額) 令和7年3月まで45,500円 4月から46,690円	(加算額) 令和7年3月まで10,750円 4月から11,030円
一部支給停止者	所得額に応じて令和8年3月まで10,740円から45,490円まで10円きざみの額 4月以降11,010円から46,680円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和7年3月まで5,380円から10,740円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,520円から11,020円まで 10円きざみの額

(5)延べ受給者数、支給総額

区　　分	延べ受給者数	支給総額
全部支給者	7,118人	331,376,430円
一部支給停止者	5,425人	164,947,350円
第2子加算	4,809人	49,112,050円
第3子以降加算	1,433人	15,057,180円
合　計		560,493,010円

※　児童扶養手当法第13条の3に基づく就業意欲がみられないことによる一部支給停止者　　12人

4.　ひとり親家庭等医療費の助成【児童家庭課】

ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感の軽減を図るため、ひとり親家庭の母、父又は養育者及びその子が医療等の給付を受けた場合に保険診療にかかる自己負担分の一部又は全部を助成した。

年度	内　容	件　数	支　払　額
令和6年度	現物給付	20,017件	61,079,153円
	償　還　分	316件	3,891,078円
	合　　計	20,333件	64,970,231円

5.　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため貸付を行っている。（修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については父母のいない児童も対象になる。）

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容　（令和8.3.31現在）

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	利率	償還方法
事業開始資金	母・父	（個人）3,580,000円 （団体）※法第14条に規定する母子・父子福祉団体 5,370,000円	1年	7年以内	年1.0%又は無利子	元利均等払い（年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか）
事業継続資金	母・父	（個人）1,790,000円 （団体）※法第14条に規定する母子・父子福祉団体 1,790,000円	6か月	7年以内		
修学資金	児童	別表のとおり	卒業後6か月	別表のとおり	無利子	
技能習得資金	母・父	（5年間限度）月額 68,000円 特別12月相当額 816,000円 自動車免許 460,000円	卒業後1年	20年以内	年1.0%又は無利子	
修業資金	児童	（5年間限度）月額 68,000円 自動車免許 460,000円	卒業後1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母・父・児童	（通勤用自動車購入費用を含む場合）110,000円（340,000円）	1年	6年以内	（母・父）1.0%又は無利子 （子）無利子	
医療介護資金 医療	母・父・児童	（所得税非課税家庭等）340,000円（480,000円）	治療・介護後6か月	5年以内	年1.0%又は無利子	
医療介護資金 介護	母・父	500,000円				
生活資金	技能習得中の母・父	月額 141,000円	卒業後6か月	20年以内	年1.0%又は無利子	
	・医療又は介護を受けている期間	（生活中心者でない場合等）月額（月額）114,000円（76,000円）	治療・介護後6か月	5年以内		
	母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のもの		6か月＊1	8年以内		
	失業している母・父		6か月＊2	5年以内		
	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者が生活を維持するために必要な資金	児童扶養手当の支給額 46,690円 ※第2子以降がいる場合は加算額分、限度額が上昇 ※児童扶養手当を受給している者は除く	6か月	10年以内		
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合 1,500,000円	6か月	6年以内	年1.0%又は無利子	
		新規取得・災害特別等 2,000,000円		7年以内		
転宅資金	母・父	260,000円	6か月	3年以内	年1.0%又は無利子	
就学支度資金	児童	小学校（所得税）／中学校・中等教育学校（前期課程）（非課税世帯のみ対象）：自宅 64,300円／81,000円	入学後6か月	1年以内	無利子	
		専修学校（一般課程）：自宅 150,000円／自宅外 160,000円	卒業後6か月	同時貸付の修学・修業資金と同じ期間		
		高等学校・専修学校（高等課程）・中等教育学校（後期課程）：公立 150,000円／160,000円；私立 410,000円／420,000円				
		専修学校（専門課程）・高等専門学校・短期大学・大学：公立 410,000円／430,000円；私立 580,000円／590,000円				
		大学院：公立 430,000円；私立 590,000円				
		修業施設：中学校卒業後入学する場合 150,000円／160,000円；高等学校卒業後入学する場合 272,000円／282,000円		5年以内		
結婚資金	児童	330,000円	6か月	5年以内	年1.0%又は無利子	

＊1　生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで。なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のものへの貸付期間は6か月（3か月更新で2年まで）とし、貸付金額は2,736,000円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,368,000円を限度とする一括貸付可。

＊2　失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで（ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで）。なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月（1か月更新で離職した日の翌日から1年まで）

別表１

母子・父子・寡婦修学資金貸付限度額（月額）一覧表

（年収目安 900 万円以下）

単位：円　　（令和 8.3.31 現在）

学校等種別＼学年別			１年	２年	３年	４年	５年	償還期間＊
高等学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた期間の３倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた期間の４倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の３倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	借りた期間の４倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の３倍
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				借りた期間の４倍
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の３倍
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				借りた期間の４倍
		自宅外通学	131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		借りた期間の３倍
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		借りた期間の４倍
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）			54,000	54,000				５年

＊ただし、据置期間経過後 20 年以内を限る

＊前年所得が 682 万円（年収目安 900 万円）を超える場合には別表 2 の限度額を適用するものとする

（扶養親族等が２人以上の場合については、前年所得について、682 万円に扶養親族等のうち１人を除いた扶養親族１人につき 38 万円を加算した額）

別表２

母子・父子・寡婦修学資金貸付限度額（月額）一覧表

（年収目安 900 万円を超える場合）

単位：円　　（令和 8.3.31 現在）

学校等種別＼学年別			１年	２年	３年	４年	５年	償還期間＊
高等学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた期間の３倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた期間の４倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の３倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000	借りた期間の４倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500	
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の３倍
		自宅外通学	77,500	77,500				
	私立	自宅通学	84,500	84,500				借りた期間の４倍
		自宅外通学	108,500	108,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた期間の３倍
		自宅外通学	86,500	86,500				
	私立	自宅通学	86,500	86,500				借りた期間の４倍
		自宅外通学	110,500	110,500				
大学	国公立	自宅通学	69,500	69,500	69,500	69,500		借りた期間の３倍
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500		
	私立	自宅通学	95,000	95,000	95,000	95,000		借りた期間の４倍
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）			54,000	54,000				５年

＊ただし、据置期間経過後 20 年以内を限る

6.　母子・父子自立支援員・女性相談員【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供や指導相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、自立の促進を図った。

(1)相談件数　　(単位：件)

相談事項＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般	住宅	6	4	10	11	10
	医療	18	1	9	0	1
	家庭紛争	3	0	2	0	1
	就職	441	436	376	376	280
	結婚	0	0	0	0	0
	その他	87	52	76	55	28
児童	養育	22	12	6	6	17
	教育	11	2	3	8	0
	就職	1	1	1	0	2
	その他	9	6	20	4	7
生活援護	母子・父子福祉資金	68	43	40	40	60
	寡婦福祉資金	0	0	0	0	0
	公的年金	2	1	0	2	3
	児童扶養手当	205	110	174	175	154
	生活保護	5	1	4	3	2
	税	1	0	0	2	0
	その他	25	37	15	6	4
その他		0	0	3	1	2
合計		904	706	739	689	571

(2)訪問件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問件数	271件	215件	219件	183件	198件

(3)母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の母子家庭及び父子家庭の実情やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結び付くまで継続的に就労相談を実施した。

年度	プログラム策定人数（人）	就業実績（人）
令和3年度	21	正規雇用　11、非正規雇用　8
令和4年度	19	正規雇用　6、非正規雇用　12
令和5年度	15	正規雇用　4、非正規雇用　10
令和6年度	26	正規雇用　4、非正規雇用　7
令和7年度	15	正規雇用　3、非正規雇用　3

(4)　ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動

平成28年7月からひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を開始し、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行った。(原則毎月1回訪問)

区　　分	内　　容
啓発活動の訪問事業所数	33社

7.　養育者支援手当【児童家庭課】

父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育し、公的年金を受給している養育者(祖父母等)に対して支給し、養育者の経済的、精神的負担の軽減と児童の福祉の増進を図った。

(1)事由別内訳

受給事由	離　別	死　別	未　婚	障がい	遺棄その他	計
受給者数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	0人	0人	1人	0人	0人	1人

(2)支給区分内訳

区　　分	受給者数	全部支給停止者
全部支給者	1人	0人
一部支給停止者	0人	
計	1人	

(3)児童数別内訳

受給対象児童数別内訳					
1人	2人	3人	4人	5人	計
1人	0人	0人	0人	0人	1人

(4)支給月額

区　分	第1子	第2子以降
全部支給者	(基本額) 令和7年3月まで45,500円 4月から46,690円	(加算額) 令和7年3月まで10,750円 4月から11,030円
一部支給停止者	所得額に応じて令和7年3月まで10,740円から45,490円まで10円きざみの額 4月以降11,010円から46,680円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和7年3月まで5,380円から10,740円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,520円から11,020円まで10円きざみの額

(5)延べ受給者数、支給総額

区　　分	延べ受給者数	支給総額
全 部 支 給 者	13 人	604,590 円
一 部 支 給 停 止 者	0 人	0 円
第 2 子 加 算	0 人	0 円
第 3 子 以 降 加 算	0 人	0 円
合　　計		604,590 円

8.　ひとり親家庭等日常生活支援事業【児童家庭課】

母子家庭及び父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学や病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行い生活の安定を図った。

年度	子育て支援	生活援助
令和 3 年度	1 人　（延べ　4 日、　44 時間） （※うち事業拡充にかかる子育て支援） 0 人	0 人 （※うち事業拡充にかかる生活援助） 0 人
令和 4 年度	7 人　（延べ　49 日、　303 時間） （※うち事業拡充にかかる子育て支援） 0 人	1 人　（延べ　8 日、　89 時間） （※うち事業拡充にかかる生活援助） 0 人
令和 5 年度	3 人　（延べ　29 日、　170 時間） （※うち事業拡充にかかる子育て支援） 0 人	1 人　（延べ　4 日、　19 時間） （※うち事業拡充にかかる生活援助） 0 人
令和 6 年度	6 人　（延べ　53 日、　318 時間） （※うち事業拡充にかかる子育て支援） 0 人	1 人　（延べ　2 日、　16 時間） （※うち事業拡充にかかる生活援助） 0 人
令和 7 年度	2 人　（延べ　1 日、　4 時間） （※うち事業拡充にかかる子育て支援） 0 人	1 人　（延べ　1 日、　11 時間） （※うち事業拡充にかかる生活援助） 0 人

9.　母子家庭等自立支援教育訓練給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために受講した教育訓練講座を修了した場合に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受講料の 60%)を支給し、資格の取得を促進した。

年度	講座指定者数	支給人数（講座修了）
令和 3 年度	7 人	2 人
令和 4 年度	3 人	2 人
令和 5 年度	4 人	1 人
令和 6 年度	11 人	3 人
令和 7 年度	8 人	6 人

10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の国家資格取得のため、6月以上（令和2年度までは1年以上）養成機関で修学する場合に一定期間「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」（市町村民税非課税世帯月額100,000円、市町村民税課税世帯月額70,500円、修学期間の最後の12月については40,000円増額）を支給するとともに、「母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金」（市町村民税非課税世帯50,000円、市町村民税課税世帯25,000円）を修了後に支給することで、生活の負担の軽減を図り資格取得を支援した。

年度	支給人数（人）	内　　容
令和3年度	16人	看護師6、社会福祉士2、美容師2、歯科衛生士1、理容師2、精神保健福祉士1、介護福祉士2
令和4年度	16人	看護師6、社会福祉士3、美容師2、保育士1、理容師1、中学校教諭1、介護福祉士2
令和5年度	17人	看護師6、社会福祉士3、美容師1、保育士2、理容師2、中学校教諭1、介護福祉士1、図書館司書1
令和6年度	20人	看護師4、社会福祉士1、美容師1、保育士2、理容師1、中学校教諭1、介護福祉士2、webクリエイター能力認定試験5、司法書士1、社会保険労務士2
令和7年度	24人	看護師4、社会福祉士1、美容師2、歯科衛生士1、介護福祉士2、小学校教員1、中学校教諭1、司法書士1、社会保険労務士2、Webクリエイター能力認定試験6、VDAエキスパート1、第４次産業革命スキル習得講座2

11. ひとり親家庭情報交換事業【児童家庭課】

野田市母子寡婦福祉会に事業を委託し、ひとり親家庭の方が交流やイベントを通じてお互いに悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設け、精神的負担の軽減に努めた。

年度	内　　容	参加人数（人）
令和3年度	サンドブラスト2回	18
令和4年度	サンドブラスト2回、フラワープレッサー1回	23
令和5年度	親子料理教室5回、サンドブラスト2回	55
令和6年度	親子料理教室5回、押し花絵1回、サンドブラスト2回	87
令和7年度	親子料理教室6回、押し花絵1回、サンドブラスト2回	85

12. 母子家庭等就業自立支援事業【児童家庭課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に結び付く技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を、野田地域職業訓練センターに委託して年３回実施し、自立の促進を図った。

コース区分	受講者	資格取得者
6月開講コース（医療事務講座）	0人	0人
9月開講コース（日商簿記3級講座）	3人	2人
12月開講コース（パソコン講習会）	4人	ワード3人、エクセル2人

13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【児童家庭課】

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座の受講に係る費用の一部（受講開始時給付金は対象経費の 40%、受講修了時給付金は対象経費の 10%、合格時給付金は対象経費の 10%）を補助することにより、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与した。

年度	区分	支給人数
令和 3 年度	受講修了時給付金	1 人
	合格時給付金	0 人
令和 4 年度	受講開始時給付金	0 人
	受講修了時給付金	0 人
	合格時給付金	0 人
令和 5 年度	受講開始時給付金	0 人
	受講修了時給付金	0 人
	合格時給付金	0 人
令和 6 年度	受講開始時給付金	0 人
	受講修了時給付金	0 人
	合格時給付金	0 人
令和 7 年度	受講開始時給付金	0 人
	受講修了時給付金	0 人
	合格時給付金	0 人

第３節　障がい者(児)の福祉

第３節　障がい者(児)の福祉

１．障がい者手帳【障がい者支援課】

(1)　身体障害者手帳

身体障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳。

手帳所持者数　　(単位：人、R8.3.31 現在)

障がい別＼区分		身体障害者手帳所持者	内訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	4	2	1	1	0	0	0
	18歳以上	295	90	112	19	18	47	9
	計	299	92	113	20	18	47	9
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	14	0	8	3	0	0	3
	18歳以上	409	21	97	43	106	3	139
	計	423	21	105	46	106	3	142
音声・言語そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	84	12	9	38	25	0	0
	計	84	12	9	38	25	0	0
肢体不自由	18歳未満	51	27	9	5	2	6	2
	18歳以上	2,289	389	471	417	661	198	153
	計	2,340	416	480	422	663	204	155
内部障がい	18歳未満	15	10	0	4	1	0	0
	18歳以上	1,815	1,117	25	211	469	0	0
	計	1,830	1,127	25	215	463	0	0
心臓	18歳未満	6	3	0	2	1	0	0
	18歳以上	933	618	2	149	164	0	0
	計	939	621	2	151	165	0	0
呼吸器	18歳未満	6	5	0	1	0	0	0
	18歳以上	66	22	3	28	13	0	0
	計	72	27	3	29	13	0	0
じん臓	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0
	18歳以上	463	448	0	12	3	0	0
	計	464	449	0	12	3	0	0
ぼうこう又は直腸	18歳未満	1	0	0	1	0	0	0
	18歳以上	290	7	2	10	271	0	0
	計	291	7	2	11	271	0	0
小腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	0	1	0	3	0	0
	計	4	0	1	0	3	0	0
免疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	51	16	15	12	8	0	0
	計	51	16	15	12	8	0	0
肝臓	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0
	18歳以上	8	6	2	0	0	0	0
	計	9	7	2	0	0	0	0
合計	18歳未満	84	39	18	13	3	6	5
	18歳以上	4,892	1,629	714	728	1,272	248	301
	計	4,976	1,668	732	741	1,275	254	306

(2)　療育手帳

知的障がい者が、一貫した指導・相談等各種の援護を受けやすくするための手帳。

手帳所持者数　（単位：人、R8.3.31 現在）

合　計	知　的　障　が　い　者				知　的　障　が　い　児			
	重　度	中　度	軽　度	計	重　度	中　度	軽　度	計
1,701	472	386	459	1317	128	83	233	444

(3)　精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた人に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付される。

手帳所持者数　（単位：人、R8.3.31 現在）

合　計	1 級	2 級	3 級
1,917	228	1,061	628

2．障害福祉サービス等【障がい者支援課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を提供する。

(1)　居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用時間	18,997 時間	20,3236 時間	22,558 時間	24,124 時間	23,113 時間
実利用人数	156人	162 人	183人	180 人	179 人

(2)　重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に支援を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用時間	8,477 時間	11,769 時間	19,054 時間	24,546 時間	31,511 時間
実利用人数	4 人	6 人	9 人	7 人	11 人

(3)　短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設において、入浴、排せつ、~~及び~~食事の介護等を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ利用日数	2,558 日	3,466 日	3,725 日	4,886 日	6,425 日
実利用人数	71 人	69 人	76 人	90 人	120 人

(4)　療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用日数	4,973 日	5,063 日	5,124 日	5,241 日	5,015 日
実利用人数	15 人	14 人	14 人	15 人	14 人

(5)　障害者支援施設等措置

やむを得ない事由による措置により入所した場合に、措置に係る費用を負担するもの。

延べ利用日数及び実利用件数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用日数	365 日	365 日	366 日	365 日	365 日
実利用人数	1 人	1 人	1 人	1人	1 人

(6)　高額障害福祉サービス

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや介護保険サービスを利用したことで、負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数　（単位：人）

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	20 人	24 人	22 人	19 人	11 人

(7)　同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用時間数	1,879 時間	2,176 時間	2,473 時間	2,362 時間	2,290 時間
実利用人数	23 人	24 人	24 人	25 人	24 人

(8)　計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、申請者が適正なサービスを受けるための計画作成及び、サービス利用開始後のモニタリング等を指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用事業所数	77 か所	76 か所	82 か所	88 か所	90 か所
実利用人数	872 人	917 人	1,013 人	1,046 人	1,109 人

(9)　行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用時間数	2,384 時間	2,858 時間	3,096 時間	2,749 時間	3,047 時間
実利用人数	35 人	21 人	21 人	20 人	22 人

(10)　地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援に分けられ、地域移行支援は、障害者支援施設、精神科病院等を退所して地域生活に移行する障がい者等に、相談、外出の同行支援、住居確保などを行う。地域定着支援は、居宅において単身で生活している障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域相談支援（地域移行支援）	利用施設数	－	1か所	0か所	0か所	2か所
	実利用人数	－	1人	0人	0人	2人
地域相談支援（地域定着支援）	利用施設数	－	－	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	－	－	1人	1人	1人

(11)　生活介護

常に介護を必要とする人に日中に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	71か所	68か所	72か所	77か所	79か所
実利用人数	322人	330人	346人	360人	377人

(12)　施設入所支援

生活介護等を受けつつ施設に入所する人を対象に、主に夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	32か所	32 か所	27か所	28か所	27か所
実利用人数	92人	90人	84人	91人	83人

(13)　共同生活援助

主に夜間や休日に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	83か所	88か所	104か所	124か所	130か所
実利用人数	235人	269人	318人	331人	365人

(14)　自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立訓練（機能訓練）	利用施設数	0か所	1か所	0か所	0か所	0か所
	実利用人数	0人	1人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	利用施設数	7か所	12か所	13か所	14か所	12か所
	実利用人数	21人	25人	26人	24人	23人
宿泊型自立訓練	利用施設数	1か所	3か所	4か所	3か所	2か所
	実利用人数	1人	4人	5人	3人	3人

(15)　就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	31か所	27か所	32か所	37か所	39か所
実利用人数	90人	85人	94人	103人	120人

(16)　就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人と雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	19か所	25か所	27か所	28か所	31か所
実利用人数	107人	117人	152人	144人	156人

(17)　就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	42か所	42か所	50か所	66か所	81か所
実利用人数	194人	226人	253人	291人	344人

(18)　就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う。

利用施設数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用施設数	9か所	11か所	11か所	14か所	19か所
実利用人数	26人	34人	39人	38人	41人

(19)　障害児通所支援

児童福祉法に基づき、未就学児が児童発達支援事業所等において必要な療育を受けるための通所や、就学児が生活能力向上のため必要な訓練等を受ける放課後等デイサービス等の支援を提供する。

利用日数及び実利用人数

年　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童発達支援	延べ利用日数	28,453 日	27,468 日	31,127 日	37,693 日	41,806 日
	実利用人数	333 人	356 人	359 人	405 人	428 人
放課後等デイサービス	延べ利用日数	46,110 日	47,741 日	47,040 日	52,149 日	60,970 日
	実利用人数	351 人	379 人	375 人	421 人	478 人
保育所等訪問支援	延べ利用日数	195 日	266 日	342 日	380 日	254 日
	実利用人数	47 人	63 人	62 人	64 人	58 人

(20)　障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービス内容等を記載した障害児支援利用計画の作成等や保護者等からの相談支援を指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用事業所数	14 か所	14 か所	14 か所	20 か所	25 か所
実利用人数	642 人	716 人	785 人	878 人	958 人

(21)　高額障害児通所給付

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用したことで負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	13 人	12 人	13 人	14 人	11 人

(22)　移動支援

屋外での移動が困難な障がい者(児)について外出のための支援を行う。

利用時間及び実利用人数

年　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい者	利用時間	808 時間	1,025 時間	2,589 時間	3,014 時間	2,930 時間
	実利用人数	8 人	12 人	21 人	23 人	22 人
知的障がい者	利用時間	11,395 時間	12,448 時間	12,406 時間	12,231 時間	13,140 時間
	実利用人数	60 人	67 人	66 人	70 人	77 人
精神障がい者	利用時間	1,936 時間	1,942 時間	4,390 時間	5,028 時間	5,212 時間
	実利用人数	15 人	16 人	28 人	24 人	28 人
障がい児	利用時間	4,295 時間	3,950 時間	3,121 時間	2,699 時間	2,434 時間
	実利用人数	25 人	18 人	17 人	21人	19 人
合計	利用時間	18,434 時間	19,365 時間	22,506 時間	22,972時間	23,716 時間
	実利用人数	108 人	113 人	132 人	138　人	146 人

(23)　障がい者等日中一時支援

障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るもの。

利用回数及び実利用人数

年　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい者	利用回数	435回	184回	64回	71 回	108回
	実利用人数	8 人	6 人	2 人	1 人	1人
知的障がい者	利用回数	3,009回	3,879回	6,207回	6,346 回	7,505回
	実利用人数	49 人	66 人	85 人	98 人	85人
精神障がい者	利用回数	344回	342回	319回	264 回	130回
	実利用人数	1 人	3 人	2 人	3 人	3人
障がい児	利用回数	3,855回	3,284回	2,418回	2,278 回	2,501回
	実利用人数	60 人	59 人	47 人	48 人	44人
合計	利用回数	7,643回	7,689回	9,008回	8,959 回	10,244回
	実利用人数	118 人	134 人	136 人	150人	133人

3．医療・補装具関係【障がい者支援課】

(1)　重度心身障がい者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がいの程度が1～3級の人、または療育手帳の程度が最重度・重度・中度の人、及び精神障害者保健福祉手帳1級の人が病院にかかった場合、その医療保険診療の自己負担分を助成している。

助成状況

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ支給件数	65,196件	63,725件	62,409 件	61,580件	60,497件
対象者数	2,639人	2,567 人	2,511 人	2,462人	2,558人

(2)　精神障がい者入院医療費の助成

精神障がい者が精神疾患のため1か月を超えて入院療養した場合、医療費の自己負担分の2分の1相当額を助成している。

助成状況

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ支給件数	810件	727件	686件	622件	843件
対象者数	120人	121 人	119人	107人	96人

(3)　精神障がい者通院医療費の公費負担制度

在宅の精神障がい者の通院医療を積極的に進めることを目的として、通院医療費の公費負担を行っている。

助成状況

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	2,471人	2,623人	2,572人	2,603人	2,700人

(4)　更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がいを除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対し、必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数　（単位：人）

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	0	0	0	1
肢体不自由	0	0	2	0	0
心臓機能障がい	0	0	0	0	0
じん臓機能障がい	174	179	212	223	239
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	1	2	2	3	3
免疫機能障がい	41	38	38	40	44
合　計	217	219	254	266	287

(5)　育成医療

18歳未満で身体に障がいがあり、障がいを除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数　（単位：人）

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障がい	0	1	0	0	1
聴覚・平衡機能障がい	0	1	0	1	2
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	8	4	4	3
肢体不自由	4	5	3	2	4
心臓機能障がい	1	1	1	3	1
じん臓機能障がい	0	0	0	0	0
小腸機能障がい	0	1	0	0	0
肝臓機能障がい	0	0	0	0	0
免疫機能障がい	0	0	0	0	0
その他の機能障がい	2	2	5	2	0
合　計	12	19	13	12	11

(6) 補装具

身体障害者手帳の交付を受けた人または難病患者の人に対し、日常生活や職場での作業を容易にするため、必要な補装具の購入、修理または貸与に係る費用の一部を支給する。

補装具交付(修理)状況　　(単位：件)

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
義　肢	14	13	12	17	12
装　具	75	73	71	76	74
座位保持装置	37	15	24	25	17
補聴器	50	50	34	51	63
車いす	31	28	40	34	31
その他	18	32	22	26	16
新規、修理　計	225	211	203	229	213
貸与　計	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具

重度身体障がい者(児)に対し、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付及び貸与を行う。

(単位：件)

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特殊寝台	2	6	9	4	3
特殊マット	1	4	10	3	1
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	0	0	0
体位変換器	0	1	3	0	0
移動用リフト	0	2	1	0	0
訓練椅子	0	0	0	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
入浴補助用具	2	4	2	1	4
便器	0	0	0	0	0
歩行補助杖	0	0	0	1	0
移動又は移乗支援用具	2	3	9	3	0
特殊便器	0	1	0	0	0
頭部保護帽	8	6	4	6	8
火災警報機	1	0	1	0	0
自動消火器	1	0	1	0	0
電磁調理器	1	0	1	1	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	2	4	1	1	0
透析液加温器	3	2	2	2	1

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ネブライザー	5	1	7	2	2
電気式たん吸引器	9	4	12	7	6
酸素ボンベ運搬車	0	0	0	0	0
盲人用体温計（音声式）	1	1	2	0	1
盲人用体重計	1	2	3	1	0
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	0	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	4	0	0	0	0
情報・通信支援用具	0	3	1	4	2
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	5	0	0	2	2
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	0	0	0	4	1
視覚障がい者用拡大読書器	1	8	7	1	4
盲人用時計	2	4	3	2	3
聴覚障がい者用通信装置	2	0	1	0	0
聴覚障がい者用情報受信装置	0	0	0	0	0
人工咽頭	14	14	10	13	12
福祉電話（貸与）	0	0	0	0	0
ファックス（貸与）	0	0	0	0	0
点字図書	1	1	1	1	1
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	0	0	0	1	1
盲人用血圧計	—	7	1	2	1
音声式温湿度計	—	—	—	—	5
ストーマ装具	2,777	2,695	2,699	2,954	3,093
紙おむつ	370	400	396	466	452
収尿器	1	2	2	2	3
居宅生活動作補助用具	2	3	1	1	1
発動発電機	—	—	1	0	0
合　　計	3,218	3,178	3,192	3,485	3,607

４．手当等【障がい者支援課】

(1)　特別障害者手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳以上の人に対して支給する。

〈対　象〉 身体障害者手帳１級及び２級の一部、療育手帳Ⓐの１からＡの２の一部、またはこれらと同程度の疾患、精神障がい者の人

〈条　件〉 ①市内在住者　②所得制限あり　③施設入所されていない人
④市の福祉手当との併給不可　⑤継続して３か月以上入院されていない人

〈支給月〉 ２月、５月、８月、11 月　　〈支給額〉 月額 29,590 円

手当受給状況　　(単位：人、各年度２月受給者数)

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	200	192	183	183	183

(2)　障害児福祉手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする満 20 歳未満の人に対して支給する。

〈対　象〉 身体障害者手帳１級及び２級の一部、療育手帳Ⓐ及びＡの１の一部、重度の精神障がい者、肝臓疾患、血液疾患などを有する人

〈条　件〉 ①市内在住者　②所得制限あり　③施設入所されていない人
④市の福祉手当との併給不可　⑤特別児童扶養手当との併給可

〈支給月〉 ２月、５月、８月、11 月　　〈支給額〉 月額 16,100 円

手当受給状況　　(単位：人　各年度２月受給者数)

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	105	85	79	82	86

(3)　経過的福祉手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に対して支給する。

〈対　象〉 昭和 61 年３月までに国の福祉手当を受給していて障害基礎年金、特別障害者手当を受給されていない人

〈支給月〉 ２月、５月、８月、11 月　　〈支給額〉 月額 16,100 円

手当受給状況　　(単位：人　各年度２月受給者数)

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	3	3	3	3	3

(4)　身体障がい者福祉手当

身体障害者手帳の交付を受けていて、障がい等級が 1 級から 4 級までの障がい者、または介護者に支給する。

〈条　件〉 ①市内在住者
②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
③施設入所されていない人（軽費老人ホーム及び有料老人ホームを除く）
④住民税が非課税の人
⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを一定基準量以上利用していない人
⑥3 か月以上精神入院をしていない人
⑦65 歳以前に該当となる手帳を取得された人

〈支給月〉 7 月、11 月、3 月

〈支給額〉 ①障がいの程度が 1 級または 2 級の人　月額　8,000　円（減額支給 2,000 円）
②障がいの程度が 3 級で 20 歳未満または 60 歳以上の人　月額　6,000　円（減額支給 1,400 円）
③障がいの程度が 4 級で 20 歳未満または 60 歳以上の人　月額　4,500　円（減額支給 1,100 円）

手当受給状況　（単位：人　各年度 3 月受給者数）

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	2,754	2,489	2,148	1,300	1,218

(5)　知的障がい者福祉手当

知的障害者福祉法による判定を受けた知的障がい者のうち、療育手帳Ｂの 1 以上の人に支給する。

〈条　件〉 ①市内在住者
②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
③施設入所されていない人（軽費老人ホーム及び有料老人ホームを除く）
④住民税が非課税の人
⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを一定基準量以上利用していない人
⑥3 か月以上精神入院をしていない人
⑦65 歳以前に該当となる手帳を取得された人

〈支給月〉 7 月、11 月、3 月　〈支給額〉 月額　8,000 円（減額支給 2,000 円）

手当受給状況　（単位：人　各年度 3 月受給者数）

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	183	164	159	101	96

(6)　重度知的障がい者福祉手当

在宅の知的障がい者で療育手帳の程度が、重度（Ⓐの１からＡの２）と判定された 20 歳以上の人に支給する。

〈条　件〉 ①市内在住者　②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人
③施設入所されていない人（軽費老人ホーム及び有料老人ホームを除く）
④介護保険法による介護給付を一定基準量以上受けていない人
⑤3 か月以上精神入院をしていない人　⑥所得制限あり

〈支給月〉 7 月、11 月、3 月　　〈支給額〉 月額　8,650 円（減額支給 2,200 円）

手当受給状況　　（単位：人　各年度 3 月受給者数）

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	148	154	147	139	138

(7)　特別児童扶養手当

精神または身体に一定程度の障がいを有する児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母または養育者に対し支給する。

〈条　件〉 ①市内在住者　②20 歳未満の児童　③収容施設に措置入所されていない児童
④公的年金を受けていない児童　⑤所得制限あり

〈支給月〉 8 月、11 月、4 月

〈支給額〉 ・1 級　身体障害者手帳のおおむね 1、2 級、療育手帳のⒶ、Ａに相当する障がいを有する児童を養育している人　　月額　55,350 円（（児童 1 人あたり）
・2 級　身体障害者手帳のおおむね 3 級、療育手帳のおおむねＢの 1 に相当する障がいを有する児童を養育している人　　月額　36,860 円（児童 1 人あたり）

手当受給状況　　（単位：人、各年度 3 月対象者）

年　度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対象者数	1 級	134	129	131	142	161
	2 級	171	171	168	167	192
対象者数合計		305	300	299	309	353

(8)　千葉県心身障害者扶養年金

心身障がい者(児)を扶養している 65 歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡または重度障がいとなった場合、扶養されていた障がい者に終身年金が支給される。

〈年金給付額〉 一口月額 20,000 円（二口まで加入可）

受給状況　　（単位：人、各年度 3.31 現在）

年　　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
加　入　者	47	46	47	47	43
受　給　者	37	35	35	35	36

⑼　精神障がい者福祉手当

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害等級が１級の人に支給する。

〈条　件〉 ①市内在住者

②生活保護、または⑴～⑶の福祉手当を受けていない人

③施設入所されていない人（軽費老人ホーム及び有料老人ホームを除く）

④住民税が非課税の人

⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを一定基準量以上利用していない人

⑥3 か月以上精神入院をしていない人

⑦65 歳以前に該当となる手帳を取得された人

〈支給月〉７月、11 月、３月　　〈支給額〉8,000 円（減額支給 2,000 円）

手当受給状況　（単位：人）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	34	36	33	28	35

５．日常生活の充実【障がい者支援課】

⑴　身体障がい者の自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、自動車運転免許を取得した人に障がいの程度により取得費を助成している。

〈助成額〉 1～6 級の障がい者　免許取得に要した費用（上限 10 万円）

助成状況　（単位：件）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
助成件数	1	2	0	3	2

⑵　身体障がい者自動車改造費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、通院、通勤等に使用する自動車を改造する人に１件あたり 10 万円を限度に改造費を助成している。

〈対　象〉 肢体不自由 1～3 級

〈条　件〉 自動車を所有し、自ら運転すること。

前年の所得税課税額が 15 万円以下の世帯

〈助成額〉 前年の所得税非課税世帯　　100,000 円以内

前年の所得税課税額が 15 万円以下の世帯　　50,000 円以内

助成状況　（単位：件）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
助成件数	1	1	3	3	1

(3)　福祉タクシー助成券の交付

身体障害者手帳１級から３級の人、療育手帳の交付を受けた人、精神障害者保健福祉手帳１級の人がタクシーを利用した場合、利用料金の２分の１に相当する額（1,000 円限度）を助成している。

助成状況

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
延べ利用件数	5,659 件	5,848 件	4,825 件	4,244 件	4,609 件
実利用人数	363 人	351 人	320 人	281 人	300 人

(4)　意思疎通支援者設置事業

障がい者支援課(月曜日、火曜日、木曜日の週３日)及び関宿支所(第１・第３金曜日)の窓口に、各４時間意思疎通支援者を設置している。

利用状況

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
設置日数	171 日	171 日	161 日	186 日	147 日
延べ利用人数	210 人	181 人	188 人	170 人	166 人
延べ利用件数	336 件	289 件	285 件	247 件	208 件

(5)　救急医療情報キットの配布

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所持者を対象に、自宅で救命活動が必要となった時に備えるため、医療情報や投薬情報などの必要事項を記入し、冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを無料で配布している。（平成 26 年３月から）

配布状況　（単位：個）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配 布 数	1	9	92	155	35

(6)　ヘルプマークの配布

障がいなどにより、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が日常や災害時に援助が得やすくなるよう、カバンなどに付けることができるストラップ型のヘルプマークを配布している。（平成 29 年 11 月から）

配布状況　（単位：個）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配 布 数	329	422	1,009	669	900

6．相談・派遣等【障がい者支援課】

(1) 障がい者相談支援

① 相談支援

令和2年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを開設するとともに、市内の指定特定相談支援事業所に対し相談支援業務を委託し、相談機能の強化を図ったことから利用件数が大幅に増加している。

（単位：件）

内　容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 福祉サービスの利用等に関する支援	1,500	1,667	2,737	4,024	4,224
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	1,744	2,215	2,402	3,130	4,260
(3) 健康・医療に関する支援	297	420	583	614	508
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	800	1,517	657	908	713
(5) 保育・教育に関する支援	67	162	82	227	239
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	392	316	523	482	426
(7) 家計・経済に関する支援	470	400	365	541	595
(8) 生活技術に関する支援	462	662	615	736	1,122
(9) 就労に関する支援	120	368	154	327	619
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	56	49	19	17	89
(11) 権利擁護に関する支援	18	57	21	33	77
(12) その他	1,358	1,457	1,262	1,118	937
合　計	7,284	9,290	9,420	12,157	13,809

② 障がい者相談支援

身体障害者福祉法第12条の3及び知的障害者福祉法第15条の2に基づき委託している野田市障がい者相談員11名に次のとおり相談支援の利用があった。

（単位：件）

年　　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個別	手帳交付	5	2	5	0	0
	医療	11	6	11	0	1
	補装具等	0	3	0	8	4
	障害福祉サービス等	21	32	21	36	21
	年金	0	3	0	1	0
	扶養年金	0	0	0	0	0
	福祉手当	3	1	3	0	0
	生活	44	33	44	35	15
	住宅	7	4	7	1	1
	仕事	9	8	9	3	5
	結婚	0	1	0	0	0
	税金	0	0	0	0	0
	学校	0	0	0	0	1
	その他	46	40	46	35	31

団体	会議、行事等の参加	268	270	268	326	234
	その他	21	28	21	25	10
合　　計		435	431	435	470	323

③　障がい者に対する差別対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく、障がいを理由とする差別の相談の受付等に対応した。

対応状況　（単位：件）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	2	0	2	2	2

④　障がい者に対する虐待対応

「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の虐待通報、届出等に対応した。

対応状況　（単位：件）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報・届出件数	15	17	26	24	31
虐待認定件数	1	1	3	2	2

⑤　障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成25年4月1日施行）第9条に基づき市の調達方針を制定し、各部署における障がい者施設からの物品等の購入を促進した。

実施状況　（単位：円）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調達目標	3,700,000	3,700,000	3,700,000	5,300,000	3,700,000
購入実績	2,522,855	2,579,193	2,712,058	4,918,540	3,434,445

(2)　手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が適当な付添いが得られないため、健聴者との円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。

派遣状況　（単位：件）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
手話通訳者の派遣	381	350	438	404	407
要約筆記者の派遣	44	47	82	56	58

(3)　訪問入浴サービス事業

ねたきり身体障がい者に対し、訪問入浴車を使用して定期的に入浴の援護を行うことにより、ねたきり身体障がい者の福祉の向上を図っている。

活動実績

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ利用回数	309回	268回	322回	309回	321回
実利用人数	9人	9人	11人	12人	11人

(4)　手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため手話講習会を開催している。

隔年で前期と後期を分けて実施していたが、令和３年度から前期と後期を両方開催することとした。

受講状況　（単位：人）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受講者数	前期 18 後期　5	前期 13 後期　7	前期 16 後期　7	前期　8 後期 10	前期 7 後期 5

(5)　要約筆記者養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため要約筆記講習会を開催している。

隔年で実施していたが、利用者が少ないことから市内での養成講座の実施を見送る代わりに県で実施する養成講座に参加する市民に対し、交通費等を助成する制度に切り替えた。

受講状況（隔年実施）　（単位：人）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受講者数	―	―	―	―	―

(6)　地域活動支援センター運営費の補助

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を行うための支援を行う地域活動支援センターを運営する法人等に対し、その運営に要する経費の一部を補助している。

助成状況　（単位：か所）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助対象施設数	8	8	9	9	10

(7)　生活ホーム運営費補助

15 歳以上の知的障がい者に居室等を提供し日常生活上の援助を行うことで社会参加を図る生活ホームを運営するものに対し、生活ホーム運営事業補助金を交付するもの。

助成状況　（単位：か所）

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助対象施設数	2	2	2	2	2

(8)　在宅障がい者児短期介護委託料助成

心身障がい者児を介護している家族が疾病等の理由により居宅における介護が困難となった場合に、一時的に有料で介護人に委託した場合に介護委託料等の一部を助成している。

助成状況　（単位：人）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実利用者数	3	3	1	2	2

(9)　障害者支援施設等通所者交通費助成

障害者支援施設等に通所する障がい者等に対し、通所に要する交通費を助成している。

助成状況

年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施設数	64 か所	74 か所	78 か所	81 か所	77 か所
助成対象者数	278 人	278 人	285 人	298 人	272 人

(10)　障がい者等グループホーム運営補助

障がい者等グループホームの運営に要する経費の一部を補助している。

補助状況　（単位：か所）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施　設　数	28	29	20	31	35

(11)　障がい者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入所する障がい者等に対し、家賃の一部を助成している。

助成状況

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	85 か所	86 か所	101 か所	110 か所	112 か所
助成対象者数	175 人	196 人	245 人	249 人	267 人

(12)　重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金

在宅で重症心身障がい児（者）を育てる家庭を支援するため、地域において重症心身障がい児（者）の短期入所受入先を確保することを目的として、入所施設が重度心身障がい児（者）を受入れた場合に、その運営に要する経費の一部として補助を行う。

助成状況

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	―	―	―	―	2

(13)　軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することを目的に補聴器の購入に要する費用の一部補助を行う。

補助状況　（単位：件）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	5	15	8	5	0

(14)　聞こえのサポーター養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションの方法を確保し自立と社会参加を促すため聞こえのサポーター養成講座を開催している。

受講状況　（単位：人）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者数	12	10	14	13	8

(15)　要約筆記者養成講座受講助成

令和３年度より、県で実施する要約筆記者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況　（単位：人）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	2	1	0	0	0

(16)　手話通訳者養成講座受講助成

令和３年度より、県で実施する手話通訳者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況　（単位：人）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
助成件数	2	2	4	7	11

(17)　喀痰吸引等研修事業

医療機関に喀痰吸引等研修（1 号、2 号）の実施を委託し、市内指定障害福祉サービス事業所等の職員に対して、研修を実施している。

修了状況　（単位：人）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
修了者数	中止	中止	中止	中止	1 人

(18)　緊急一時保護費等助成

養護者からの虐待、養護者の不在等により、一時的に保護が必要と認められる障がいのある人を、短期入所施設等で一時的に保護をする。

助成状況

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
延べ利用日数	0 日	6 日	0 日	0 日	19 日
実利用者数	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人

７．野田市の障がい者(児)施設サービス

(1)　心身障がい者福祉作業所【障がい者支援課】

障害者総合支援法の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)又は知的障がい者若しくは身体障がい者であって、雇用されることが困難な在宅のものに対し、設備及び仕事を提供し、必要な訓練を行うこと等により、その自立を助長することを目的として、心身障がい者福祉作業所は平成８年、関宿心身障がい者福祉作業所は平成元年に開設された施設であり、生活介護、就労継続支援等を行っている。

平成 18 年４月から指定管理者制度を導入し、心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人野田みどり会、関宿心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人はーとふるが施設を管理運営している。

なお、関宿心身障がい者福祉作業所は、平成 29 年４月１日から法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）へ移行した。平成 30 年度には、心身障がい者福祉作業所の定員を 38 人から 40 人とした。

利用者数（定員　野田市心身障がい者福祉作業所　　40 人）

（定員　野田市関宿心身障がい者福祉作業所　20 人）　（単位：人　各年度3.31現在）

年　　度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
心身障がい者福祉作業所	生活介護	31	31	31	31	32
	就労継続支援Ｂ型	17	16	16	13	12
関宿心身障がい者福祉作業所	生活介護	9	7	8	8	6
	就労継続支援Ｂ型	7	9	9	9	8

(2)　あおい空【障がい者支援課】

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を行うことにより、障がい者の健康の保持と社会生活の向上を図るため、平成13年4月27日に開所した。

平成22年4月1日より、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）として、心身機能の改善、入浴介護、食事介護等を行っている。また、平成27年2月1日より、一時的な見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中の活動の場を提供するため日中一時支援事業を、平成27年4月1日より、介護者の疾病等の理由により短期入所等を必要とする障がい者に入浴、排せつなどの便宜を供与するため、短期入所事業を開始した。

日中一時支援事業について、令和2年度から定員を従来の4人から6人に増やし、医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れを開始した。

平成22年4月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人野田みどり会が施設を管理運営している。

利用者数（定員　生活介護20人）　（単位：人　各年度3.31現在）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	20	20	21	22	24

日中一時支援（定員6人／令和元年度まで定員4人）　（単位：回）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用回数	1,023	1,160	1,177	1,203	1,336

短期入所（定員3人）　（単位：回）

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用回数	309	331	265	219	137

(3)　こだま学園【保健センター】

児童福祉法に基づく知的障害児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、福祉型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。令和6年4月の児童福祉法の改正により医療型と福祉型が一元化された。

園児は日々バス等により保護者のもとから通園し、独立自活に必要な療育指導を行い、児童の育成、成長の向上に努めている。また、毎月嘱託医による診察と臨床心理士による心理指導を実施している。その他、毎週火曜日に外来療育相談を実施している。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はーとふるが施設を管理運営している。

なお、指定管理者制度導入に伴い、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を開始した。

利用児童数（定員30人）　（単位：人）

年　　度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用児童数		25	31	31
	市内	25	31	31
	市外	0	0	0

※各年度3月31日現在

(4)　あさひ育成園【保健センター】

児童福祉法に基づく肢体不自由児通園施設として、昭和47年5月1日に開園した。児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から県より指定を受け、医療型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。平成27年4月1日から、指定管理者制度導入に伴い医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行した。令和6年4月の児童福祉法の改正により医療型と福祉型が一元化された。

園児は保護者と共に通園し、運動機能の訓練や生活指導等について、保護者と連携をとりながら児童の育成に努めている。

平成28年10月より保護者の希望に応じて、母子分離や園内分離を実施している。また、毎月嘱託医による診察や臨床心理士による発達段階に応じた心理指導、作業療法士及び理学療法士による訓練を実施している。

従来は外来療育相談を毎月第1・第3木曜日に行っていたが、平成30年6月から毎週木曜日実施に拡充した。

平成27年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はーとふるが施設を管理運営している。

利用児童数（定員20人）　（単位：人）

年　　度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用児童数		9	8	13
	市内	9	8	13
	市外	0	0	0

※各年度3月31日現在

(5)　あすなろ職業指導所【障がい者支援課】

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型))であり、昭和49年5月1日開所した。平成元年度に996.85㎡の増設を行い平成2年度から定員を20人から40人とした。18歳以上の利用者が自立した日常生活を営むことができるよう食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供や就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上に必要な訓練等の提供に努めている。

作業内容は、業者からの下請、あるいはパン・菓子類の製造、縫製、織物等で、販売等による収益を利用者の工賃としている。

平成21年4月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はーとふるが施設を管理運営している。

利用者数（定員40人）　（単位：人　各年度3.31現在）

年　　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数		45	47	49	48	46
	市内	44	46	47	47	45
	市外	1	1	2	1	1

(6)　こぶし園

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）であり、昭和61年４月１日に開園した。地域で暮らす障がいのある人の自立及び社会活動への参加の促進を図り、個々の可能性を見出すとともに、能力の開発を行い、豊かな人格の形成を図るため、農耕、木工、手芸、陶芸の生産活動を行っている。

利用者数（定員40人）　　（単位：人　各年度3.31現在）

年　　度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数		35	35	33	29	30
	市内	35	35	33	29	30
	市外	0	0	0	0	0

第４節　生活保護

第４節　生活保護

【生活支援課】

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(1)　保護の種類

生活保護の種類は、次の８種類である。

①　生活扶助　衣食その他日常生活、移送に必要な費用

②　住宅扶助　家賃、地代、補修など住宅維持に必要な費用

③　教育扶助　副読本的教科書、学用品、通学用品、給食費などの義務教育に伴って必要な費用

④　介護扶助　介護サービスを受けるために必要な費用

⑤　医療扶助　病気や怪我の治療に必要な費用

⑥　出産扶助　出産のために必要な費用

⑦　生業扶助　生業に必要な資金、器具、資料、技能修得、就労、高等学校就学などに必要な費用

⑧　葬祭扶助　葬祭のために必要な費用

(2)　被保護世帯、人員及び保護率

令和７年度における被保護世帯は、1,567 世帯、被保護人員は 1,973 人で、人口 100 人当りの保護率は 1.29%である。これを前年度と比較すると被保護世帯は 56 世帯、被保護人員は 36 人の増であり、保護率も増加傾向にある。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

年　　度	人　　口（人）	被保護世帯（世帯）	被保護人員（人）	保護率（%）		
				野田市	千葉県	全国
令和３年度	153,529	1,380	1,820	1.19	1.43	1.63
令和４年度	153,600	1,414	1,859	1.21	1.44	1.63
令和５年度	153,656	1,482	1,900	1.24	1.44	1.63
令和６年度	153,336	1,511	1,937	1.26	1.44	1.62
令和７年度	152,923	1,567	1,973	1.29	1.44	1.61

(3)　保護費の動向

被保護者数の増加により、対前年度比で 147,911 千円多い 3,475,001 千円となった。

扶助別被保護者数及び保護費支給の状況　　（単位：人・千円）

年度	区分		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	委託事務費	就労自立給付金	進学準備給付金	合計
R3	人数	3月分	1,581	1,479	103	346	1,556	0	56	1	4	6	1	7	5,140
		延べ	18,606	17,547	1,107	4,120	18,713	0	557	22	48	81	12	8	60,821
	保護費	支給額	921,032	514,796	9,538	95,374	1,567,289	0	5,281	6,708	8,795	1,475	400	1,200	3,131,889
		割合	29.41%	16.44%	0.30%	3.05%	50.04%	0.0%	0.17%	0.21%	0.28%	0.05%	0.01%	0.04%	100%
R4	人数	3月分	1,611	1,524	101	352	1,596	0	60	3	2	11	1	4	5,265
		延べ	18,968	18,016	1,120	4,246	19,090	0	542	43	28	71	6	4	62,134
	保護費	支給額	943,193	528,157	9,142	97,270	1,398,186	0	5880	10,653	5,075	1,313	276	600	2,999,745
		割合	31.44%	17.61%	0.30%	3.24%	46.61%	0.0%	0.20%	0.36%	0.17%	0.04%	0.01%	0.02%	100%
R5	人数	3月分	1,646	1,558	94	369	1,610	0	47	5	2	0	0	4	5,335
		延べ	19,206	18,290	995	4,382	19,282	0	512	36	23	71	11	4	62,812
	保護費	支給額	960,333	543,850	8,734	105,019	1,611,776	0	5,232	8,775	4,597	1,596	420	400	3,250,733
		割合	29.54%	16.73%	0.27%	3.23%	49.58%	0.0%	0.16%	0.27%	0.14%	0.05%	0.02%	0.01%	100%
R6	人数	3月分	1,658	1,564	106	350	1,636	0	45	7	1	11	0	1	5,379
		延べ	19,430	18,602	1,056	4,428	19,598	0	441	38	23	138	4	4	63,762
	保護費	支給額	972,004	557,731	10,087	111,189	1,652,796	0	3,979	10,883	4,972	2,682	167	600	3,327,090
		割合	29.21%	16.76%	0.30%	3.34%	49.68%	0.0%	0.12%	0.33%	0.15%	0.08%	0.01%	0.02%	100%
R7	人数	3月分	1,663	1,579	99	384	1,706	0	47	3	2	17	1	3	5,504
		延べ	19,568	18,625	1,117	4,416	19,964	0	448	22	48	137	10	8	64,363
	保護費	支給額	971,464	561,731	10,174	122,785	1,779,467	0	7,948	10,240	5,258	3,247	687	2,000	3,475,001
		割合	27.96%	16.16%	0.30%	3.53%	51.20%	0.0%	0.23%	0.30%	0.15%	0.09%	0.02%	0.06%	100%

※就労自立給付金は、平成 26 年 7 月 1 日に施行され、安定就労の機会を得たことで保護廃止に至った時に支給する制度。
※進学準備給付金は、平成 30 年 6 月 8 日に施行され、高等学校等を卒業後、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して支給する制度。
※委託事務費は、令和 2 年 4 月 1 日に施行され、無料低額宿泊所のうち、施設の人員、設備及び運営について一定の基準を満たした施設が、利用者に行う支援に対して支給する制度。

(4)　世帯類型別被保護世帯

2人以上の世帯が減少する一方で、単身者世帯は増加している。被保護世帯の中で多くを占める高齢者世帯は、令和7年度790世帯で全体の50.41となっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移（1）　（単位：世帯）

年度	単身者世帯					2人以上の世帯						合　計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	
R3	636 (46.1%)	172 (12.5%)	145 (10.5%)	116 (8.4%)	1,069 (77.5%)	83 (6.0%)	76 (5.5%)	35 (2.5%)	50 (3.6%)	67 (4.9%)	311 (22.5%)	1,380 (100%)
R4	652 (46.1%)	176 (12.4%)	150 (10.6%)	126 (8.9%)	1,104 (78.1%)	76 (5.4%)	64 (4.5%)	42 (3.0%)	49 (3.5%)	79 (5.6%)	310 (21.9%)	1,414 (100%)
R5	683 (46.1%)	160 (10.8%)	185 (12.5%)	160 (10.8%)	1,188 (80.2%)	74 (5.0%)	52 (3.5%)	32 (2.2%)	57 (3.8%)	79 (5.3%)	294 (19.8%)	1,482 (100%)
R6	684 (45.3%)	178 (11.8%)	192 (12.7%)	162 (10.7%)	1,216 (80.5%)	70 (4.6%)	58 (3.8%)	33 (2.2%)	51 (3.4%)	83 (5.5%)	295 (19.5%)	1,511 (100%)
R7	718 (45.8%)	188 (12.0%)	219 (14.0%)	162 (10.3%)	1,287 (82.1%)	72 (4.6%)	57 (3.6%)	31 (2.0%)	57 (3.6%)	63 (4.1%)	280 (17.9%)	1,567 (100%)

世帯類型別被保護世帯数の推移（2）　（単位：世帯）

年度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	合　計
令和3年度	719 (52.1%)	76 (5.5%)	207 (15.0%)	195 (14.1%)	183 (13.3%)	1,380 (100%)
令和4年度	728 (51.5%)	64 (4.5%)	218 (15.4%)	199 (14.1%)	205 (14.5%)	1,414 (100%)
令和5年度	757 (51.1%)	52 (3.5%)	192 (13.0%)	242 (16.3%)	239 (16.1%)	1,482 (100%)
令和6年度	754 (49.9%)	58 (3.8%)	211 (14.0%)	243 (16.1%)	245 (16.2%)	1,511 (100%)
令和7年度	790 (50.4%)	57 (3.6%)	219 (14.0%)	276 (17.6%)	225 (14.4%)	1,567 (100%)

(5)　労働力類型別構成被保護世帯

働いている人がいない世帯は、令和7年度1,271世帯、全体の81.18%を占めており、減少傾向にある。

労働力類型別被保護世帯数の推移　（単位：世帯）

年　度	世帯主が働いている世帯				世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている人がいない世帯	合　　計
	常用勤労者	日勤労者	内職者	その他の職業			
令和3年度	160 (11.6%)	9 (0.7%)	7 (0.5%)	21 (1.5%)	33 (2.4%)	1,150 (83.3%)	1,380 (100%)
令和4年度	174 (12.3%)	9 (0.6%)	8 (0.6%)	14 (1.0%)	40 (2.8%)	1,169 (82.7%)	1,414 (100%)
令和5年度	196 (12.3%)	5 (0.6%)	5 (0.6%)	15 (1.0%)	44 (2.8%)	1,217 (82.7%)	1,482 (100%)
令和6年度	223 (14.8%)	13 (0.9%)	7 (0.5%)	16 (1.0%)	46 (3.0%)	1,206 (79.8%)	1,511 (100%)
令和7年度	224 (14.3%)	12 (0.8%)	5 (0.3%)	11 (0.7%)	44 (2.8%)	1,271 (81.1%)	1,567 (100%)

(6)　保護の開始及び廃止等の状況

令和7年度は、申請件359件、開始277世帯339人、廃止212世帯264人となっている。

保護の相談、申請、開始及び廃止の推移　（単位：件、世帯、人）

年度	相談件数	申請件数	取下・却下等の件数	開始		廃止		増減	
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
令和3年度	1,104	247	51	197	270	167	206	30	64
令和4年度	1,128	281	77	204	269	174	207	30	62
令和5年度	1,309	289	60	224	273	166	201	58	72
令和6年度	1,341	359	85	276	354	245	290	31	64
令和7年度	1,304	359	81	277	339	212	264	65	75

(7)　生活保護基準

被保護世帯が保障される生活基準は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めるもので、本市は次表のとおりである。　（単位：円）

世帯構成		標準3人世帯 男（33歳） 女（29歳） 子（4歳）		母子3人世帯 女（30歳） 子（11歳）　小学生 子（4歳）		高齢単身者世帯 男（70歳）	
年度		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
最低生活費		211,720	223,410	252,633	292,236	115,620	116,120
最低生活費の内訳	生活扶助						
	○基準額（第1類、第2類）	144,290	155,980	143,960	187,640	71,990	72,490
	○冬季加算（11月～3月）	4,240	4,240	4,240	4,240	2,630	2,630
	各種加算						
	○児童養育加算	10,190	10,190	20,380	20,380		
	○母子加算			21,800	21,800		
	教育扶助						
	○基準額			2,600	3,400		
	○学習支援費			1,333	1,366		
	○給食費			4,240	4,240		
	○学級費			1,080	1,170		
	住宅扶助	53,000	53,000	53,000	53,000	41,000	41,000

※学習支援費は、年間上限額を12で割った額を記載。

第５節　高齢者の福祉

第５節　高齢者の福祉

１．高齢者の人口【高齢者支援課】

本市における 65 歳以上の人口は、介護保険制度が開始された平成 12 年（4 月）が 16,706 人で総人口に対し、13.78％であったが、平成 26 年（4 月）には 40,002 人で 25.62％と年々増加している。さらに令和 8 年（4 月）には 47,500 人となり、総人口に対する高齢者の割合が 30％を超える状況になっている。

65 歳以上の人口　（各年度 4.1 現在）

区分／年度	総人口（A）（人）	65 歳以上人口（B）（人）	B／A×100（%）	備　考
令和 4 年度	153,529	47,851	31.17	住民基本台帳人口（外国人を含む。）による。
令和 5 年度	153,600	47,796	31.12	
令和 6 年度	153,656	47,860	31.15	
令和 7 年度	153,336	47,693	31.10	
令和 8 年度	152,923	47,500	31.06	

60 歳以上の年齢別人口　（単位：人、各年度 4.1 現在）

区分／年度	60 歳～64 歳	65～69	70～74	75～79	80 歳以上	計
令和 4 年度	8,441	10,184	13,787	10,228	13,652	56,292
令和 5 年度	8,531	9,492	12,990	10,956	14,358	56,327
令和 6 年度	8,590	9,148	12,060	11,398	15,254	56,450
令和 7 年度	8,791	8,793	11,074	11,988	15,838	56,484
令和 8 年度	8,908	8,413	10,299	12,745	16,043	56,408

２．ねたきり老人対策【高齢者支援課】

(1)　ねたきり老人等布団乾燥サービス

老人健康保持のため、ねたきり老人及びひとり暮らし老人を対象に月 2 回布団乾燥サービスを実施していた。利用件数の減少により平成 30 年度末で事業廃止、令和元年度以降は経過措置により対応している。

（各年度 4.1 現在）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(2)　福祉タクシーの利用

要介護者等が、会合への出席、通院及び訪問時に利用するタクシー運賃の一部を助成している。平成 12 年度からは、介護保険制度上の要支援以上の方も対象者とし、ストレッチャー又はリフト付タクシーも利用できるようにし、タクシー利用料金の 2 分の 1 を助成している。

助成限度額 1 回につき 1,000 円

令和 7 年度実績　　登録者　3,822 人　　利用者数　1,696 人　　利用件数　31,715 件

⑶　介護用品支給事業

在宅で生活している要介護者及び要支援者の介護者又は本人に対して介護用品を支給し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図っている。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	476人	459人	459人	529人	549人

⑷ 家具転倒防止器具取付事業

65歳以上で構成された世帯を対象に、地震により生ずる被害から高齢者等の生命及び財産を守るため、食器棚やたんす等の木製家具に転倒防止器具の取付をしている。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	2人	2人	6人	17人	10人

3．ひとり暮らし老人対策【高齢者支援課】

⑴　ひとり暮らし老人

ひとり暮らし老人の年度別推移　（各年度4.1現在）

（民生委員・児童委員の調査による）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人員	1,721人	1,729人	1,702人	1,769人	1,799人

⑵　ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

健康に不安を抱えているひとり暮らしの高齢者を対象に、24時間体制で消防署に通報することができる緊急通報システムを設置することにより、救命、救護活動をしている。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置台数	43台	34台	55台	27台	26台
延べ利用台数	443台	403台	416台	416台	416台

⑶　訪問理容サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、及び要介護者で要介護状態区分が要介護3・4・5の方で、心身の障がいや疾病等の理由により、一般の理容サービスの利用が困難な方に、快適な生活を支援するため、理容サービスに係る訪問費用を助成している。

令和7年度利用実人数　10人　延べ助成件数　25件

⑷　救急医療情報キットの配布

65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、持病があって日中ひとりきりになる高齢者の方が自宅で倒れ、救命活動が必要となった時に備え、あらかじめ必要な医療情報等を記入し、保管しておくための救急医療情報キットを配布している。

令和7年度配布数　129個　延べ配布数　3,722個

４．敬老事業【高齢者支援課】

毎年９月 15 日から始まる老人週間に、多年にわたり社会のために貢献された老人を敬愛するとともに、長寿を祝福し、敬老の意を表するため次の事業を行っている。

〇敬老祝金

９月１日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に 100 歳となる方に祝金を支給。

〇敬老祝品

９月１日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に 88 歳、95 歳、101 歳以上となる方に祝品を支給。

敬老祝金

年度／年齢	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
100 歳	50 人 30,000 円	41 人 30,000 円	42 人 30,000 円	39 人 30,000 円	54 人 30,000 円

敬老祝品

年度／年齢	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
88 歳	700 人 市内共通商品券	758 人 市内共通商品券	853 人 市内共通商品券	882 人 市内共通商品券	953 人 市内共通商品券
95 歳	191 人 市内共通商品券	184 人 市内共通商品券	197 人 市内共通商品券	206 人 市内共通商品券	210 人 市内共通商品券
101 歳以上	60 人 市内共通商品券	65 人 市内共通商品券	63 人 市内共通商品券	72 人 市内共通商品券	71 人 市内共通商品券

５．老人クラブ【高齢者支援課】

地域の高齢者が自主的に集い、相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を行うため、地域ごとに老人クラブが結成されているほか、市の連合会として野田市いきいきクラブ連合会（野田市老人クラブ連合会）を結成している。

老人クラブ数の年度別推移　（各年度 4.1 現在）

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
クラブ数	76 クラブ	72 クラブ	66 クラブ	58 クラブ	54 クラブ
会員数	2,826 人	2,563 人	2,301 人	2,017 人	1,815 人

６．ゲートボール場等整備用砂支給【高齢者支援課】

高齢者の健康づくり、体力づくりを増進するために、ゲートボール場等整備用砂を支給している。

令和３年度　２件 6.0 ㎥

令和４年度　１件 6.0 ㎥

令和５年度　１件 2.0 ㎥

令和６年度　１件 2.0 ㎥

令和７年度　０件 0.0 ㎥

７．老人デイサービス事業【介護支援課】

在宅の虚弱高齢者に対し、送迎用リフトバス等で送迎し、各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上を図るとともに、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成元年度より福寿園において本事業を開始し、平成８年５月から鶴寿園、平成10年４月からは亀野園が加わり３か所で実施していたが、介護保険制度の開始に伴い、3施設とも介護保険制度対象の施設となった。

このため、平成12年度からは、介護保険制度で自立となった方や介護保険の申請をしていない方のために、岩木小学校の余裕教室を改築し、デイサービスセンターを開設してきたが、利用者の減とともに平成18年度の介護保険制度の改正により重要視された介護予防事業が市民に浸透し、当初の目的が達成されたと判断。

平成22年４月から岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険対応とした。ただし、以前より利用の承認を受けている者（生きがい型利用者）については従前どおりサービスを実施したが、平成29年度中に生きがい型の利用者（1名）が介護認定を受けたことから、利用者全員が介護保険制度の適用となった。

岩木小学校老人デイサービスセンター実績

区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年間延べ利用数	5,637人	5,329人	5,062人	5,062人	4,964人
年間実施日数	310日	300日	304日	309日	309日

８．介護職員の養成【介護支援課】

(1) 介護職員研修受講料等助成金

介護サービスに係る雇用の確保を図るため、「介護職員初任者研修」、「生活援助従事者研修」又は「介護福祉士資格取得にかかる実務者研修」を修了し、かつ野田市内の介護施設等に就業もしくは就業予定の方に、受講料の２分の１（ただし、50,000円を上限とし、生活援助従事者研修は25,000円を上限とする。）を助成している。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
対象者	47人	31人	38人	27人	23人
助成金額	2,073,200円	1,363,200円	1,675,400円	1,143,600円	981,800円

(2) 介護支援専門員等研修受講料等助成金

居宅介護支援事業所等に係る雇用の確保及び介護保険サービスの供給の安定を図ることを目的として、市内居宅介護支援事業所等に就業する介護支援専門員及び主任介護支援専門員に対し、介護支援専門員等の資格の更新等に要する費用を助成している。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
対象者	－	－	－	4人	23人
助成金額	－	－	－	81,380円	944,480円

９．老人福祉施設【高齢者支援課・介護支援課】

(1)　養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上であり、心身の状況や環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所できる施設。

野田市からの入所状況（施設別）　(R8. 3. 31 現在)

施　設　名	人　　員
楽　寿　園　（　野　田　市　）	26 人

○複合老人ホーム野田市楽寿園(養護老人ホーム分)

複合老人ホーム野田市楽寿園は、野田市養護老人ホーム「楽寿園」として昭和 41 年 4 月に開設し、平成 11 年 12 月に現在地へ移転、平成 17 年 1 月に一部（15 床）を特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホームとして運営。平成 30 年 4 月に更に一部（14 床）を特別養護老人ホームへ転換した。

令和 8 年 3 月 31 日現在の入所受託人員は 26 人で、令和 7 年度中の入所者は 4 人、退所者は 3 人となっている。。

依頼実施機関別入所者数　(R8. 3. 31 現在)

実施機関	人員	男	女
野　　田　　市	26 人	12 人	14 人

年齢別入所者数（野田市楽寿園）　(R8. 3. 31 現在)

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65 歳未満	1 人	1 人	0 人	80 歳～84 歳	5 人	3 人	2 人
65 歳～69 歳	2 人	2 人	0 人	85 歳～89 歳	3 人	1 人	2 人
70 歳～74 歳	1 人	1 人	0 人	90 歳以上	7 人	1 人	6 人
75 歳～79 歳	7 人	3 人	4 人	計	26 人	12 人	14 人

(2)　老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和 49 年 4 月 1 日に開設し、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の拠点としている。

老人福祉センター年度別利用状況

年度／区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
老人福祉センター	1,420 人	4,184 人	5,803 人	7,618 人	7,765 人

※令和 2 年度及び 3 年度は、大規模改修工事及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設を休館したこと等により、利用者が減少している。

10. シルバー人材センター【高齢者支援課】

定年退職後等において、補助的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ると共に、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献することを目的に野田市シルバー人材センターが昭和57年7月に社団法人として設立され、その後平成24年4月1日に公益社団法人への移行を経て、引き続き積極的に事業運営に取り組んでいる。

所在地　野田市鶴奉５番地の１

電話番号　04（7125）2300

(1)　事業の内容

健康な高齢者等が集いシルバー人材センターの会員となり、民間企業、家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を請負い、各会員の希望と経験、能力に応じてその仕事に従事していただき、その対価（配分金）をシルバー人材センターが会員に支払っている。

(2)　年度別実績

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会　員　数	702人	727人	757人	768人	774人
受注件数	4,169件	4,162件	4,098件	4,102件	3,922件
延べ人数	68,872人	72,313人	73,479人	73,155人	73,703人
配分金額	311,112,630円	334,244,121円	342,949,850円	349,562,649円	367,819,775円

第６節　介護保険

第６節　介護保険

平成 12 年に介護保険制度が施行されて 24 年が経過し、その間、市では、介護サービス基盤の整備や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進などに取り組み、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念に、高齢者福祉全体の向上を図ってきた。

令和６年度からスタートした第９期野田市シルバープランの策定に当たっては、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和５年４月１日に宣言した「健康スポーツ文化都市」を踏まえ、基本理念に「～健康スポーツ文化都市～」を加えている。

本計画は、国の介護保険法改正の考え方に沿って、団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和７年を含む計画の期間（令和６年度～令和８年度）にとどまらず、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年を見通し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を目指しつつ、制度の持続を目指した計画としている。

その実現のため、市民の皆様がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防 10 年の計」の六つの戦略を引き続き推進していくとともに、認知症施策についても、２万人の養成を目標とした認知症サポーターが２万人以上達成したことから、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

また、介護サービス基盤の整備については、居宅要介護者の在宅生活を支えるために看護小規模多機能型居宅介護の整備をすることとした。

１．介護保険料【介護支援課】

65 歳以上の方（第１号被保険者）の保険料は、所得段階に応じて市区町村ごとに決定される。各段階の保険料は以下のとおり。

野田市の保険料

所　得　段　階	令和７年度介護保険料(年額)	令和７年度末被保険者数
第　１　段　階	18,800　円	6,555 人
第　２　段　階	23,100	3,695
第　３　段　階	42,800	2,985
第　４　段　階	59,300	5,341
第　５　段　階（基準額）	65,900	7,116
第　６　段　階	79,100	6,235
第　７　段　階	85,600	7,712
第　８　段　階	98,800	4,109
第　９　段　階	112,000	1,640
第　１０　段　階	125,200	766
第　１１　段　階	138,300	343
第　１２　段　階	151,500	208
第　１３　段　階	158,100	103
第　１４　段　階	164,700	97
第　１５　段　階	171,300	92

所　得　段　階	令和７年度介護保険料(年額)	令和７年度末被保険者数
第　１６　段　階	177,900	132
第　１７　段　階	184,500	77
第　１８　段　階	191,100	54
第　１９　段　階	197,600	40
第　２０　段　階	204,200	211
合　　計		47,511

２．要介護（要支援）認定申請【介護支援課】

令和７年度における要介護（要支援）認定申請件数は、新規及び更新申請等を合わせて7,259件で月平均605件となった。

要介護（要支援）認定申請件数一覧（令和７年４月～令和８年３月）　（単位：件）

区分	新規	変更	更新	合計	左の内訳	
					第１号被保険者	第２号被保険者
４月	263	76	251	590	578	12
５月	270	70	269	609	594	15
６月	259	60	278	597	582	15
７月	276	62	268	606	591	15
８月	265	75	258	598	583	15
９月	239	54	272	565	556	9
10月	273	82	271	626	610	16
11月	225	77	263	565	558	7
12月	250	56	471	777	763	14
１月	303	61	304	668	651	17
２月	231	91	116	438	428	10
３月	283	65	272	620	598	22
合計	3,137	829	3,293	7,259	7,092	167

３．介護認定審査会【介護支援課】

１合議体当たりの委員数は国においては３人～５人を基本としているが、野田市は平成 29 年度より、すべての合議体を４人制とし、８合議体体制としている。委員構成は、医療・保健・福祉分野の専門家をバランス良く配置し、令和 7 年度においては 181 回の認定審査会を開催し、延べ 7,169 人の審査を行った。

(1)　野田市介護認定審査会委員内訳　（単位：人）

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	保健師	介護福祉士	社会福祉士	柔道整復師	理学療法士	介護支援専門員	合計
8	3	3	6	0	3	1	2	3	3	32

(2)　野田市介護認定審査会実施状況（令和 8.3.31 現在）

審査期間　令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

審査会開催回数　181 回

①　認定結果通知件数の内訳　（単位：件）

区　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	非該当	合　計
通知件数	920	1,159	1,508	1,253	899	864	648	56	7,307

②　介護認定の実施状況　（野田市被保険者分）　（単位：件）

区　分		申請受付件数	認定調査実施件数	審査会審査実施件数	結果通知実施件数
実施件数	新　規	3,137	2,921	3,009	3,109
	区分変更	829	778	805	806
	更　新	3,293	3,247	3,355	3,392
合　計		7,259	6,946	7,169	7,307

審査における１次判定と２次判定の比較　（単位：件）

区　分		件　数
上昇	3 段階以上上昇	47
	2 段階上昇	110
	1 段階上昇	796
変更なし		6,099
下降	1 段階下降	115
	2 段階下降	2
	3 段階以上下降	0
合　計		7,169

４．介護サービス受給者数【介護支援課】

令和７年度末における要介護（要支援）認定者数は、9,529 人となり、このうち居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、5,061 人、地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数は 673 人、施設介護サービス受給者数は 1,366 人で、残りの 2,429 人は入院中又は当面サービス利用のない人である。

(1)　要介護（要支援）認定者数(実数)　（単位：人、R8.3.31 現在）

	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計
第１号被保険者	1,195	1,702	2,897	1,697	1,638	1,338	1,111	651	6,435	9,332
(内)65歳以上75歳未満	(94)	(160)	(254)	(164)	(162)	(136)	(91)	(61)	(614)	(868)
(内)75歳以上85歳未満	(593)	(782)	(1,375)	(708)	(658)	(449)	(366)	(246)	(2,427)	(3,802)
(内)85歳以上	(508)	(760)	(1,268)	(825)	(818)	(753)	(654)	(344)	(3,394)	(4,662)
第２号被保険者	10	27	37	33	53	37	18	19	160	197
合　　計	1,205	1,729	2,934	1,730	1,691	1,375	1,129	670	6,595	9,529

(2)　居宅介護（介護予防）サービス受給者数（実数）　（単位：人、R8.3.31 現在）

区　　分	予防給付			介護給付						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第１号被保険者	250	670	920	1,206	1,292	807	455	249	4,009	4,929
第２号被保険者	4	13	17	19	45	24	14	13	115	132
合　　計	254	683	937	1,225	1,337	831	469	262	4,124	5,061

(3)　地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数（実数）　（単位：人、R8.3.31 現在）

区　　分	予防給付			介護給付						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第１号被保険者	0	0	0	188	194	146	95	43	666	666
第２号被保険者	0	0	0	2	3	1	1	0	7	7
合　　計	0	0	0	190	197	147	96	43	673	673

(4)　施設介護サービス受給者数（実数）　（単位：人、R8.3.31 現在）

区　　分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
第１号被保険者	854	475	0	21	1,350
第２号被保険者	11	7	0	1	19
合　　計	865	482	0	22	1,366

５．介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会【地域包括支援課・介護支援課】

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護サービス事業者の資質の向上、相互の連携及び情報提供等を目的とするもの。また、困難事例等の検討を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図るもの。

介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会いずれも毎回活発な意見交換等を行っている。

《介護支援専門員協議会》

日　　時	内　　容	参加人数
令和７年４月 28 日（月）	＜研修名＞ ハラスメント・高齢者虐待・リスクマネジメント ＜講師＞ 弁護士法人　おかげさま 代表弁護士　外岡　潤　氏	58 人
令和７年９月 18 日（木）	＜研修名＞ 認知症や精神疾患の方の心理アセスメント ～高齢者や家族に対する支援～ ＜講師＞ 東京都健康長寿医療センター 臨床心理士・公認心理士　扇澤　史子　氏	58 人
令和７年 11 月 28 日（金）	＜研修名＞ 在宅における感染症対策について ＜講師＞ 医療法人徳洲会　野田総合病院 感染管理認定看護師　杉﨑　ゆかり　氏・小池　美穂　氏	52 人
令和８年２月 16 日（月）	＜研修名＞ 老化って何？～病理医の立場から～ ＜講師＞ 医療法人財団東京勤労者医療会 理事長　下　正宗　氏	44 人

《介護事業者協議会》

日　　時	内容	参加人数等
令和７年４月 22 日（火）	定期総会 令和６年度事業報告及び決算報告 令和７年度事業計画及び予算計画 令和７年度役員改選について	出席　19 法人 委任状　53 法人
令和７年７月 18 日（金）	介護事業者交流会	56 人
令和７年 10 月 10 日（金）	第 52 回 国際福祉機器展（HCR2025）　視察	13 人
令和８年２月 24 日（火）	全体講演会 「事例で学ぶ　認知症利用者のリスクマネジメント」～転倒、異食、誤嚥、行方不明などの事故防止対策～ 講師　山田　滋氏	27 事業所 76 人

６．市直営介護保険サービス事業【介護支援課】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、市自ら介護保険事業者となりサービスを展開している。

(1)　複合老人ホーム野田市楽寿園（小規模特別養護老人ホーム分）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や健康管理を行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）を運営している。

所　在　地	野田市鶴奉 264 番地	電　話　番　号	04-7122-1464
開　設　年　月	平成 17 年 1 月	入　所　定　員	29 人
運　営　主　体	野田市（指定管理者：社会福祉法人野田みどり会）		

年齢別入所者　（単位：人、R8.3.31 現在）

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65 歳未満	0	0	0	80 歳～84 歳	9	3	6
65 歳～69 歳	1	0	1	85 歳～89 歳	4	1	3
70 歳～74 歳	1	0	1	90 歳以上	10	4	6
75 歳～79 歳	4	2	2	合　計	28	10	18

７．地域支援事業【高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課】

平成 18 年度から要介護状態になる事をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう介護保険制度の改正によって創設された「地域支援事業」について、下記の事業を実施している。

〈事業名〉

(1)　介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス事業と通所型サービス事業について、介護予防・生活支援サービス事業費を支給した。

サービス受給者数　（R8.3.31 現在）

区　分	要支援１	要支援２	事業対象者	合　計
第 1 号被保険者	386 人	780 人	0 人	1,166 人
第 2 号被保険者	0 人	1 人	0 人	1 人
合　計	386 人	781 人	0 人	1,167 人

支給額決定状況

区　分	件　数	支　給　額
訪問型サービス事業	3,259 件	64,258,850 円
通所型サービス事業	7,873 件	248,956,554 円
高額介護予防サービス費	174 件	517,243 円
高額医療合算介護予防サービス費	29 件	615,525 円
合　計	11,335 件	314,348,172 円

介護予防ケアマネジメント事業

区　分	件　数	支　給　額
介護予防ケアマネジメント事業費	6,131 件	29,779,743 円

(2)　一般介護予防事業

「介護予防10年の計」を始めとした一般介護予防事業に取り組んだ。

事　　業	内　　容
シルバーリハビリ体操	初級指導士養成講習会実施数　3回　初級指導士養成数　18人 体験教室実施数　132回　　延べ参加者　2,276人
のだまめ学校	本講座　　：延べ参加者　11,566人　　実施数　719教室 出前講座　　：延べ参加者　　683人　　実施数　46教室 出前ミニ講座：延べ参加者　　138人　　実施数　4教室
えんがわ	開設場所　39か所
シルバーサロン事業	はつらつ・ゆうみい　延べ利用者 5,679人　開所日数　256日
介護支援ボランティアポイント事業	登録者　242人　　登録施設　　51施設

(3)　任意事業

○配食サービス事業

おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事を配達提供することで、食生活の改善や増進を図るとともに、安否の確認を行うことを目的として実施している。

令和7年度利用者数　296人　延べ配食数　35,821食

○成年後見制度利用支援事業費

成年後見制度の申立により後見開始等の審判を受けた高齢者が、選任された後見人等に報酬を支払うのが困難と認められた場合について、家庭裁判所により決定された報酬全部又は一部を助成した。

令和6年度利用者　2人　　報酬額　480,000円

○徘徊高齢者家族支援サービス事業

高齢者が徘徊した場合の早期発見システムとして、高齢者自身に無線発信機を持たせ、ＧＰＳ（全地球測位システム）等を利用し、その居場所を家族等に伝え、徘徊高齢者及びその家族の精神的不安を解消し、高齢者の安全を確保することを目的として実施している。

令和7年度利用実人数　1人

○家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給する。

令和7年度支給者　2人

(4)　包括的支援事業

○地域包括支援センター運営事業

高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるよう、市内を４つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域を対象とする地域包括支援センターを設置。令和３年度からは名称を「高齢者なんでも相談室」に改め、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の業務を実施している。

令和４年４月１日から、野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室を基幹型地域包括支援センターに位置づけ、支援体制を整えている。

なお、令和７年４月１日から、組織変更により、名称を地域包括支援課地域包括支援センターとして実施している。

(R8.3.31 現在)

生活圏域	施設名	所在地	電話番号	開設年月日
―	野田市地域包括支援課高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉 7-1 (市役所地域包括支援課内)	7199-2866	H18.4.1
中央・東部地区	野田市中央高齢者なんでも相談室	野田市野田 1307-1 (ふれあいの里内)	7136-2301	H30.4.1
	野田市東高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉 280 (鶴寿園内)	7157-2750	R4.4.1
南部・福田地区	野田市南第１高齢者なんでも相談室	野田市山崎 2723-3 (椿寿の里内)	7123-7066	H24.8.1
	野田市南第２高齢者なんでも相談室	野田市木野崎 1561-1 (木野崎病院内)	7128-7627	R7.2.1
北部・川間地区	野田市北高齢者なんでも相談室	野田市中里 43－3 (松葉園内)	7128-0113	H20.1.1
関宿地域	野田市関宿高齢者なんでも相談室	野田市桐ケ作 666 (関宿ナーシングビレッジ内)	7196-5588	H18.4.1

令和７年度の総合相談・支援事業件数　(単位：件)

総合相談件数（A）		（A）のうち、虐待に関する件数		（A）のうち、成年後見制度に関する件数	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
5,243	27,335	104	764	36	66

令和７年度の予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務

介護予防支援(要支援１・2)実件数　R8.3 月分（単位：件）

委託なし	委託	合計
142（66）	1,247（474）	1,389（540）

※（　）内は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

○認知症サポーター等養成事業

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催している。本講座は研修を受けたキャラバン・メイトが講師役を務め、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等について講義しており、受講者にはオレンジリングを配布し、認知症サポーターの輪を広げている。

平成20年度より事業を開始し、平成28年度に「２万人のサポーターを養成する」ことを目標に掲げ、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を図っており、令和6年度末までに20,918名の認知症サポーターが養成され、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を図っている。

認知症サポーター育成事業実施状況

区　　分		令和　7年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	41回
	参加者数	1,460人
キャラバン・メイト養成研修	受講者数	7人

第７節　社会福祉

第７節　社会福祉

１．難病患者援助金【生活支援課】

難病疾患のための治療を受けている者に対し援助金を支給することにより難病患者又は保護者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図るものである。援助金の額は、毎年度、難病患者１人につき 36,000 円とし、令和５年度から、年度途中に受給資格を持った者に対し、月額3,000 円に受給資格の月数を乗じた額を支給している。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	1,511 人	1,525 人	1,691 人	1,781 人	1,812 人

２．被爆者健康管理援助金【生活支援課】

被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与することを目的として、被爆者に対して援助金 10,000 円（年額）を支給する。

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数	25 人	25 人	23 人	22 人	17 人

３．災害見舞金【生活支援課】

災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し見舞金を支給する。

（令和７年度実績）

区　　分	件　　数	支　給　額
全　焼　又　は　全　壊	4 件	210,000 円
半　焼　又　は　半　壊	2 件	40,000 円
床　　上　　浸　　水	0 件	0 円
弔　　慰　　金	1 件	50,000 円
傷　害　見　舞　金	0 件	0 円
計	7 件	300,000 円

４．総合福祉会館【生活支援課】

ボランティア団体をはじめとする福祉に係る諸団体の育成及び活動の充実を図るため、総合的な福祉サービスを提供する福祉活動の拠点として野田市総合福祉会館を平成 14 年４月に文化会館結婚式場跡施設に設置し、管理を社会福祉協議会に委託した。NPO及び市又は社会福祉協議会の福祉業務に関連しているボランティア団体等が施設を使用することができる。

令和７年度利用状況　　（単位：件）

登録団体数	利用団体	会館利用状況				
		第１会議室	第２会議室	第３会議室	録音室	合計
312	562	525	251	485	110	1,371

5．福祉のまちづくり【生活支援課】

(1)　福祉のまちづくり

福祉のまちづくりパトロールについては、パトロールでの歩道等の改修は平成9年度に実施したパトロール箇所の再点検を含め令和2年度ですでに一巡していることから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化した事業を実施している。

(2)　公共施設のバリアフリー化整備計画

ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化を図った。

（令和7年度実績）

件　数	金　額	概　要	
2件	2,487,100円	備品等	・本庁2階児童家庭課窓口車いす対応カウンター整備 ・関宿中央公民館玄関スロープ設置

6．生活困窮者自立支援事業【生活支援課】

(1)　自立相談支援事業

生活困窮者の就労相談のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、ＤＶ被害等、様々な生活上の困難に直面している方へ、自立生活実現のため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を計画的かつ集中的、継続的に実施した。

年　度	開所日数	来所者数	うち新規	電話相談	就職決定者数
令和4年度	243日	1,836人	320人	2,399件	32人
令和5年度	243日	1,693人	248人	2,525件	37人
令和6年度	243日	1,449人	239人	2,407件	23人
令和7年度	242日	1,542人	231人	2,819件	23人

(2)　就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力を形成する支援を計画的かつ一貫して実施した。令和３年度からは、生活困窮者が生活保護を受給するに至った場合にも継続した支援が行えるよう、生活保護受給者まで対象を広げて実施した。

年　度	開所日数	相談者数		利用者数	利用回数
令和４年度	243 日		150 人	150 人	1,033 回
		うち生活困窮	90 人	90 人	859 回
		うち生活保護	60 人	60 人	174 回
令和５年度	243 日		169 人	169 人	982 回
		うち生活困窮	82 人	82 人	673 回
		うち生活保護	87 人	87 人	309 回
令和６年度	243 日		223 人	223 人	1,033 回
		うち生活困窮	99 人	99 人	827 回
		うち生活保護	124 人	124 人	206 回
令和７年度	242 日		271 人	271 人	1,297 回
		うち生活困窮	161 人	161 人	1,086 回
		うち生活保護	110 人	110 人	211 回

(3)　家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と共に家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を実施している。

年　度	開所日数	相談者数	うち新規	うち継続	電話相談、訪問同行等	改善者数
令和４年度	243 日	586 人	134 人	452 人	586 件	46 人
令和５年度	243 日	613 人	75 人	538 人	613 件	33 人
令和６年度	243 日	1,398 人	149 人	1,249 人	1,398 件	52 人
令和７年度	242 日	299 人	137 人	162 人	831 件	20 人

(4)　住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当分を基本３か月支給することで、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を実施した。なお、要件を満たす場合は３か月を限度に２回まで延長可能であるほか、令和３年５月からは、職業訓練給付金との併給が可能となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、支給人数は令和２年度に大幅に増加したが、令和３年度以降は減少傾向に転じている。

年　度	支給人数	延べ支給月数	支給額
令和４年度	34 人	113 か月	4,591,966 円
令和５年度	10 人	38 か月	1,525,400 円
令和６年度	3 人	12 か月	588,000 円
令和７年度	2 人	4 か月	178,000 円

第８節　人権施策の推進

第８節　人権施策の推進

１．人権教育・啓発事業【人権・男女共同参画推進課】

平成９年、野田市は憲法及び地方自治法施行 50 周年に当たり「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」を行い、趣旨の周知に努めてきた。

国の人権擁護推進審議会は、人権啓発のあり方について審議を行い、平成 11 年７月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申をとりまとめた。

これらを受け市では、平成 12 年４月に、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「同和対策課」を「人権施策推進課」に改組し、庁内には人権施策推進本部を設置した。平成 27 年、類似する男女共同参画社会の推進に関する施策を所管していた男女共同参画課と統合し、「人権・男女共同参画推進課」を設置した。令和６年４月には人権施策推進本部を「人権・男女共同参画推進本部」に改めた。また、平成 13 年４月には人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、野田市人権施策推進協議会を設置したが、人権教育及び人権啓発に関する施策並びに男女共同参画に関する施策を一体的に進めるため、令和６年４月に同協議会を廃止し、新たに野田市人権・男女共同参画推進審議会を設置し、福祉会館等部会を福祉会館運営委員会として設置した。

平成 14 年２月に、野田市の人権施策の基本指針となる『「人権教育のための国連 10 年」に関する野田市行動計画』を策定し、以降、行動計画に基づき人権施策を積極的に推進してきたところであるが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するため、平成 17 年３月に、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定。その後２回の改訂を経て、現在は令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第３次改訂版）」に基づき、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」を基本理念として、引き続き各施策の推進に取り組んでいる。また、本計画は、令和６年７月４日の野田市人権・男女共同参画推進審議会において、計画期間を２年間延長した。

さらに令和７年度には「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の導入に向けた検討を行い、令和８年４月１日から運用を開始した。

・「人権擁護委員の日」

昭和 24 年に人権擁護委員法が施行されたことを記念して定められた６月１日の「人権擁護委員の日」を中心に、地域の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけるための啓発活動などを行った。

年度	開催日及び場所	事業内容	来場者
令和５年度	９月２日 （６月３日荒天のため） イオンタウン七光台	啓発物資の配布	247 人
令和６年度	６月１日 野田市役所ほか公共施設	市役所正面玄関のデジタルサイネージによる人権擁護委員の情報発信 まめバス車内へ啓発ポスター掲示 市役所、支所、各福祉会館、各公民館へ啓発物資の配架	－
令和７年度	６月１日 清水公園ほか	啓発物資の配布 市役所正面玄関のデジタルサイネージによる人権擁護委員の情報発信 まめバス車内へ啓発ポスター掲示 市役所、支所、各福祉会館、各公民館へ啓発物資の配架	300 人

・野田市人権啓発推進企業連絡協議会研修会

企業の社会的責任と従業員の人権意識の醸成を図ることを目的として実施している。

年度	開催日及び場所	講　師	テーマ	来場者
令和5年度	6月8日 野田市役所	千田　朝代氏 （オフィスASKメンタルサポート代表）	なぜ、企業が人権を大切にしなくてはならないか	28人
令和6年度	5月28日 野田市役所	千田　信一　氏 （千葉地方法務局人権擁護課係長）	今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応	38人
令和7年度	6月5日 野田市役所	方波見 真弓 氏 （茨城県県民生活部ダイバーシティ推進センター「ぱらりす」主査）	茨城県における、ビジネスと人権の実践へ向けたダイバーシティの取組みについて	41人

・人権啓発活動地方委託事業

人権週間(12月4日～10日)に合わせ、市民を対象に、人権意識の高揚とあらゆる差別解消を目的として人権講演会を開催していたが、平成25年度に講演会のあり方を見直し、実効性を保つため出前講座を基本とし、国・県の補助が受けられる場合に講演会を実施することとした。

令和7年度は、国の人権啓発活動地方委託費を活用し、のだ市民活動ふれあいフェスティバル来場者へ向けた心のバリアフリーに関する啓発事業として、福まち・じんけんシアターを実施した。

年度	開催日及び場所	講　師	テーマ	来場者
令和5年度	11月26日 欅のホール	ヒューマンフェスタ2023のだ 池澤　暁　氏 （一般社団法人JPIA日本パーソンスポーツ指導士）	「誰かのきっかけになりたい」から始まった～私たちの挑戦～	105人
令和6年度	11月17日 野田ガスホール	福まち・じんけんシアター 木村　友香理氏 （社会福祉法人はーとふる野田圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 社会福祉士）	・ミニ講演会 障がいのある方が地域で生活するということ ・映画上映会 ①不安の正体～精神障害者グループホームと地域～ ②すみっコぐらし　とびだす絵本とひみつのコ ・人権啓発ポスター等の掲示 ・アウェアネスリボンを使った意識啓発	397人
令和7年度	11月23日 野田ガスホール	福まち・じんけんシアター 髙橋　益代氏 （千葉県聴覚障害者センターコミュニケーション課課長補佐兼養成係長）	・ミニ講演会 聴覚障害と生きるデフリンピックから考える合理的配慮 ・映画上映会 ①おしりたんていスター・アンド・ムーン ②みんなのデフリンピック ・人権啓発ポスター等の掲示 ・アウェアネスリボンを使った意識啓発	197人

・人権出前講座

人権週間記念講演会の見直しにより、より効果的な人権啓発を実施するため、人権出前講座を開催している。令和７年度は、公民館主催市民セミナーにおいて出前講座を実施した。また、人権・男女共同参画に関するパネル展の中で、インターネット上の誹謗中傷、災害時に発生しやすい不確かな情報に基づく偏見やデマ、差別を広げないための展示を実施した。

年度	開催日及び場所	講　師	テーマ	来場者
令和５年度	10 月 31 日川間公民館 11 月 2 日福田公民館	人権・男女共同参画推進課職員	身の回りにある人権のお話	19 人
令和６年度	12 月 4 日東部公民館	人権・男女共同参画推進課職員	インターネットの光と陰	6 人
令和７年度	11 月 27 日中央公民館	柏市立藤心小学校 校長　中光理恵氏 人権・男女共同参画推進課職員	誰もが自分らしく生きるために～多様性と共生の理解を通して～	14 人

・人権相談

市民の人権を擁護し、また、人権を侵害された場合はその救済を図ることを目的に、人権擁護委員による対面または電話での人権相談を実施した。

年度	相談件数
令和５年度	4 件
令和６年度	5 件
令和７年度	4 件

・小学生人権教室

原則小学４年生を対象に、自分の人権を守ることと同じように、他人の人権を尊重しなければならないという人権尊重思想の基本的な考えを理解することを目的に「人権教室」を実施した。

年度	開催日	講　師	場　所	参加者
令和５年度	12 月 4 日 12 月 5 日 12 月 6 日 12 月 8 日 12 月 9 日	人権擁護委員 （柏人権擁護委員協議会 野田部会）	北部小学校（4 年生） みずき小学校（4 年生） 宮崎小学校（4 年生） 岩木小学校（4 年生） 山崎小学校（4 年生）	64 人 103 人 73 人 101 人 74 人
令和６年度	12 月 4 日 12 月 5 日 12 月 9 日 12 月 10 日 12 月 12 日	人権擁護委員 （柏人権擁護委員協議会 野田部会）	柳沢小学校（4 年生） 尾崎小学校（4 年生） 福田第一小学校（3・4 年生） 七光台小学校（4 年生） 関宿中央小学校（4 年生）	59 人 32 人 8 人 44 人 48 人
令和７年度	12 月 4 日 12 月 5 日 12 月 11 日 1 月 14 日	人権擁護委員 （柏人権擁護委員協議会 野田部会）	川間小学校（4 年生） 東部小学校（4 年生） 二川小学校（4 年生） 福田第二小学校（4 年生）	21 人 25 人 63 人 16 人

・中学生人権講演会

中学生を対象に偏見や差別をなくし、人権意識の醸成を図ることを目的に、「いじめ」や「性的マイノリティ」をテーマにした人権講演会を開催した。

年度	開催日	講　師	場　所	聴講者
令和５年度	６月 17 日 ７月４日 ７月 12 日 ７月 18 日	NPO法人　ジェントル ハートプロジェクト理事 (※) 熱中症対策のためDVD及び インターネット配信にて実施	第一中学校 関宿中学校 岩名中学校（※） 第二中学校（※）	671 人 59 人 439 人 298 人
令和６年度	10 月２日 10 月８日 11 月 13 日	東京菅公学生服株式会社 一般社団法人ここから未来理事 一般社団法人ここから未来理事	南部中学校 木間ケ瀬中学校 東部中学校	792 人 226 人 128 人
令和７年度	10 月２日 10 月９日 10 月 21 日 11 月 20 日	一般社団法人ここから未来理事 東京菅公学生服株式会社 一般社団法人ここから未来理事 一般社団法人ここから未来理事	福田中学校 北部中学校 二川中学校 川間中学校	129 人 376 人 170 人 224 人

・こどもじんけん映画会の実施

人権意識豊かな個人の育成を目的に、野田市産業祭に訪れた子どもたち（幼児・児童）を対象に映画会を実施した。

年度	開催日及び場所	上映映画	来場者
令和５年度	10 月 14 日 総合福祉会館	アニメ映画 「どんぐり森へ　他」	208 人(保護者を含む)
令和６年度	10 月 19 日 総合福祉会館	アニメ映画 「くまのおいしゃさん　すてきなコンサート　他」	151 人(保護者を含む)
令和７年度	10 月 18 日 総合福祉会館	アニメ映画 「忍たま乱太郎のがんばるしかないさ　他」	183 人(保護者を含む)

・企業人権教育研修会

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第３次改訂版）」に基づき、企業における人権教育の一環として、市内の各企業及び市職員を対象に実施した。

年度	開催日及び場所	講　師	テーマ	来場者
令和５年度	２月５日 野田市役所 インターネット 配信併用	市川　正廣　氏 (福田村事件追悼慰霊碑保存会代表)	福田村事件から学ぶ～差別が人の命を奪う～	55 人
令和６年度	１月 30 日 野田市役所 インターネット 配信併用	藤尾　健二　氏 (千葉障害者就業支援キャリアセンターセンター長)	今、求められる合理的配慮 ～障がいのある人の人権について～	76 人
令和７年度	２月５日 興風会館 インターネット 配信併用	森　めぐみ　氏 (前松戸市社会教育委員・千葉県人権講師)	「外国にルーツを持つ方の家族の人権」 ～外国から来て働く方の家族を支えよう～	54 人

２．同和対策【人権・男女共同参画推進課】

平成８年 11 月 14 日野田市同和対策審議会から、「法期限後における、野田市の同和行政のあり方について」として、「同和問題解決のための環境改善をはじめとする基盤整備は相当程度の成果を上げており、特別対策としての役割は終了の段階にきているものと考える。」、「同和問題を 21 世紀に向けた人権問題として捉えるべきであるとの基本認識も一致をみている。」との意見具申がなされた。

野田市の同和対策は、この意見具申を尊重し、同和対策事業の整理・見直しを進め、教育・啓発事業、福祉会館管理運営事業を除くほぼすべての事業が終了した。

また、平成 14 年２月策定の『「人権教育のための国連 10 年」に関する野田市行動計画』、平成 17 年３月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」以降、現在の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第３次改訂版）」にて、同和問題を個別重要課題の一つとして位置付け、これまでの同和問題の取組の成果を踏まえ、なお残る課題である差別意識の解消に向けた取組を積極的に推進することとし、各種研修会や人権講演会等で啓発資料の配布・活用により、啓発に努めた。

第９節　男女共同参画の推進

第９節　男女共同参画の推進

【人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課】

「第４次野田市男女共同参画計画」（令和２年度～令和６年度）について、令和６年７月４日の野田市人権・男女共同参画推進審議会において、２年の計画期間延長が決定した。計画の基本理念「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」に向けた取組を推進するために、基本目標Ⅰ「人権尊重と男女平等が確保された社会づくり」、Ⅱ「女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶」、Ⅲ「男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充」、Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスの推進」、Ⅴ「生き生きと安心して暮らせる社会づくり」の５つの基本目標重に沿って、男女共同参画の視点に立った意識改革の推進と、政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進及び安心して暮らせる社会づくりに向けて、女性のための相談や男性のための電話相談、人権・男女共同参画に関するパネル展を実施している。

Ⅰ　人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

男女がそれぞれに自立し、互いに人権を尊重する社会をつくるため、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において、男女平等についての共通の認識が深まるよう啓発活動を実施している。

・啓発情報誌「フレッシュ」の発行

市民を対象に男女共同参画に関する情報の提供や、男女平等意識の啓発を進めている。

・女性情報コーナーの充実

興風図書館及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーの蔵書の充実を図り、情報提供に努めている。

・人権・男女共同参画に関するパネル展

固定的性別役割分担意識の解消や女性活躍の推進などに関するパネル展示を実施した。

年度	開催日及び場所	講　師	テーマ	来場者
令和５年度	１月31日 ～２月６日 野田市役所１階 ふれあいギャラリー	人権・男女共同参画に関するパネル展	－	－
令和６年度	３月19日 ～３月25日 野田市役所１階 ふれあいギャラリー	人権・男女共同参画に関するパネル展	－	－
令和７年度	12月10日 ～12月16日 野田市役所１階 ふれあいギャラリー	人権・男女共同参画に関するパネル展	－	－

・女性のための相談

女性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「女性のための相談」を開設している。

年度	相談件数
令和5年度	127件（実人数40人）
令和6年度	123件（実人数40人）
令和7年度	111件（実人数31人）

・男性のための電話相談（令和2年度より開始）

男性の抱える多様な問題・悩みに対し、傾聴を中心とした「男性のための電話相談」を開設している。令和3年度までは業務委託で事前予約制としていたが、令和4年度からは、市役所開庁時間内に職員が対応する傾聴を中心とした電話相談とした。

年度	相談件数
令和5年度	34件
令和6年度	22件
令和7年度	12件

Ⅱ　女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）など女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「ＤＶ相談」を通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めている。

・配偶者暴力相談支援センターとしてＤＶ相談に応じ、相談から保護・自立支援まで相談者の意思に基づき、総合的な支援を図っている。

年度	ＤＶ相談件数
令和5年度	延べ541人（実人数128人）
令和6年度	延べ499人（実人数134人）
令和7年度	延べ487人（実人数146人）

・ＤＶ防止法に基づくＤＶ被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められ、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に緊急一時保護施設（シェルター）で保護するとともに、自立支援を図っている。

運営業務をのだフレンドシップ青い鳥に委託し、官民が協働した支援を図っている。

年度	一時保護件数	一時保護日数
令和5年度	1件（延べ人数3人）	延べ11日
令和6年度	0件（延べ人数0人）	延べ 0日
令和7年度	1件（延べ人数2人）	延べ10日

・デートＤＶ講演会

市内県立高等学校を対象に、ＤＶについての理解や知識を深め、将来のＤＶ被害防止を目的に継続的に講演会を実施した。

年度	開催日	講　師	場　所	聴講者
令和５年度	７月 14 日 11 月９日 11 月 29 日	NPO 法人　レジリエンス	野田中央高等学校 清水高等学校 関宿高等学校	844 人 149 人 57 人
令和６年度	11 月 14 日 １　月 16 日	NPO 法人　レジリエンス	清水高等学校 関宿高等学校	119 人 47 人
令和７年度	11 月 13 日	NPO 法人　レジリエンス	清水高等学校	123 人

Ⅲ　男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、審議会等への女性委員の目標登用率を 50%にすることを目指すとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めている。

Ⅳ　ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を進めるとともに、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図っている。

Ⅴ　生き生きと安心して暮らせる社会づくり

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるようにするため、性差に関する知識の普及と生涯を通じて心身ともに健康であるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を推進している。

また、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めている。

第 10 節　保健事業

第 10 節　保健事業

1.　母子保健事業【保健センター】

母子保健は母性並びに乳児及び幼児の健康保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、千葉県野田保健所（健康福祉センター）、医師会、歯科医師会等の協力を得ながら、健診事業、保健指導事業、育児相談事業、歯科保健事業等を行っている。

また、妊娠や乳児等の健診に対する助成を行い子育ての経済的負担の軽減を図り育児支援に努めている。

(1)　妊娠届出状況

妊娠の届出により母子健康手帳を交付する。

①　妊娠届出数　（単位：人）

年度	総数	日本人	外国人
令和 5 年度	775	686	89
令和 6 年度	769	662	107
令和 7 年度	737	640	97

②　妊娠届出の時期　（単位：人）

年度	週　数						備考
	11 週以下	12～19 週	20 週～27 週	28 週以上	不明	出生後	再交付
令和 5 年度	709	49	10	1	3	3	25
令和 6 年度	708	44	12	1	2	2	31
令和 7 年度	676	42	8	3	7	1	24

③　妊娠届出時面接件数　（単位：人）

年度	区分	妊娠届出	転入妊婦	合計
令和 5 年度	面接件数	775	73	848
	ゆりかごプラン（妊婦用）	375	34	409
令和 6 年度	面接件数	769	69	838
	ゆりかごプラン（妊婦用）	364	29	393
令和 7 年度	面接件数	737	62	799
	ゆりかごプラン（妊婦用）	334	31	365

(2)　両親学級

初妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、健康な子どもを育てることができるよう指導及び助言を行うほか、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安解消や自信を持てるような対応に努めている。

〈コースⅠ（2回コース年間14回）〉

区分	内容	担当
1回	子育て情報・オリエンテーション・制度について・産後うつ・赤ちゃんの保育・災害時の備えについて・歯の衛生	子育て支援総合コーディネーター 保健師 歯科衛生士
2回	妊娠中の栄養 妊娠中と産後の過ごし方 同窓会・先輩ママパパと赤ちゃんとの交流会（自由参加）	管理栄養士 助産師 保健師

〈コースⅡ（1回コース年間12回）〉

内容	担当
沐浴演習・赤ちゃんのお世話体験 赤ちゃんのお世話体験・プレパパの妊婦体験	保健師 助産師

受講者数　（単位：人）

年度	両親学級（コースⅠ）受講者数		両親学級（コースⅡ）受講者延べ人数	同窓会参加者数	交流会参加者数
	実人数	延べ人数			
令和5年度	144	237	253	29	－
令和6年度	111	192	243	41	20
令和7年度	133	225	238	39	25

(3)　産後ケア事業

妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うサービスとして、令和2年10月から産後ケア事業を開始した。産後に心身の不調または育児不安等があり、産後に支援が得られない母子に対し、助産師が家庭を訪問して、母の身体的回復・心の安定のための支援や、授乳指導や育児指導等の支援を実施している。

年度	申請者数	利用者数	利用延べ件数
令和5年度	17人	13人	48件
令和6年度	11人	10人	22件
令和7年度	19人	14人	28件

(4)　出産祝い品交付事業

乳児期から絵本に親しむとともに、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、絵本、アドバイスブックレット、コットンバッグ及び市の配布物を入れた「ブックスタート・パック」を、図書館と保健センターが連携し、出産の祝品として、3か月児健康相談時に交付した。

令和7年度ブックスタート・パック　694件　交付

(5)　3か月児健康相談

生後3か月児を対象に各職種による個別相談を行うことで発育・発達の確認を行う。また、育児知識の普及や育児不安の軽減を図る。

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	健康管理上注意すべき者（人）
令和5年度	773	771	99.7	226
令和6年度	756	743	98.3	184
令和7年度	708	703	99.3	170

(6)　1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に運動面・精神面・視聴覚障がいなどを早期に発見し適切な指導を行うとともに生活習慣、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図る。

①　1歳6か月児健康診査（一般健康診査）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	健康管理上注意すべき者（人）
令和5年度	860	840	97.7	654
令和6年度	827	797	96.4	666
令和7年度	792	790	99.7	671

②　1歳6か月児健康診査（歯科健康診査）　（単位：人）

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常
令和5年度	839	10	26	35
令和6年度	796	11	36	35
令和7年度	788	2	26	40

(7)　3歳児健康診査

3歳6か月児を対象に運動機能及び視聴覚等の障がい、発達の遅滞を早期に発見し、適切な指導を行うとともに生活習慣の自立、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図る。

①　3歳児健康診査（一般健康診査）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	健康管理上注意すべき者（人）
令和5年度	1,009	934	92.6	598
令和6年度	940	900	95.7	581
令和7年度	950	896	94.3	649

②　3歳児健康診査（歯科健康診査）　（単位：人）

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常
令和5年度	934	90	98	15
令和6年度	900	72	126	20
令和7年度	896	76	93	20

(8)　すくすく子育て相談

平成25年度未熟児訪問事業等が県から市に移譲され、未熟児健康診査を新規事業として開始した。

2,500g未満で出生した児で、6か月児・1歳児を対象に発育・発達の確認、育児に関する悩みや不安を軽減するための相談・指導を行う。

年度	対象者の把握数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
令和5年度	204	118	57.8
令和6年度	203	120	59.1
令和7年度	209	131	62.7

(9)　親子教室

幼児と親を対象に集団遊びを通じて親子の関わり、行動、ことばの発達等の支援を行う。臨床（発達）心理士、保育士、看護師、保健師が対応する。　（単位：人）

年度	実人数	延べ人数
令和5年度	91	282
令和6年度	98	295
令和7年度	103	345

(10)　育児相談

乳幼児期の発達状態や育児上の問題・悩み等に対し個別相談を行う。保健師、栄養士、歯科衛生士が個に対応する。　（単位：人）

年度	面接相談延べ人数	電話相談延べ人数
令和5年度	4,260	2,215
令和6年度	4,073	1,866
令和7年度	4,020	1,578

(11)　心理相談

幼児期の精神発達や情緒問題、ことばの遅れ、その他育児上の問題に対し個別相談を行う。心理師、保健師が個別に対応する。

（単位：人）

年度	面接相談延べ人数
令和5年度	1,046
令和6年度	1,130
令和7年度	1,238

(12)　妊婦・乳児一般健康診査

妊娠中の異常を発見し、流・早産、妊娠高血圧症候群、低出生体重児出生等の防止を図るため、妊娠中の定期健診の費用に対し助成を行う。平成21年度から助成回数を5回から14回に拡充。平成23年度から新たに妊婦歯科健診の費用に対し助成を行う。

乳児の発育・発達、栄養状態、精神・運動機能の発達等の異常を早期に発見するため、乳児健康診査の費用に対し助成を行う。

令和3年度から新生児聴覚スクリーニング検査が開始され検査費用に対し助成を行う。

妊婦健診等を野田市と契約していない医療機関で受けた場合は、健診費用の一部を償還払いとしている。

(単位：件)

年度	受診者延べ人数			
	妊　婦	乳　児	新生児聴覚スクリーニング	妊婦歯科
令和5年度 (下段　償還払い)	8,730 233	1,262 2	638 40	184
令和6年度 (下段　償還払い)	8,422 314	1,330 0	636 47	142
令和7年度 (下段　償還払い)	8,068 196	1,277 1	579 35	137

(13)　妊産婦・新生児訪問指導

助産師または保健師が妊産婦及び新生児を訪問し、育児や健康管理上必要な保健指導を行う。里帰り出産をされた産婦・新生児については、里帰り先の市町村に訪問指導を依頼している。なお、他市町村から野田市内に里帰りをされている産婦・新生児についても、依頼を受け、訪問指導を行っている。

また、乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法に基づき妊産婦・新生児訪問指導と同時に実施している。

(単位：件)

年度	訪問指導実施延べ数		
	産婦訪問数	新生児期(生後28日以内)に実施した数	乳児訪問(生後4か月までの児)
令和5年度	752	269	483
令和6年度	773	328	445
令和7年度	665	270	395

(14)　歯科保健指導

歯科保健の重要性の理解を目的とし、歯科衛生士が幼児と学童の歯の汚れやむし歯の点検、正しいむし歯予防の知識の習得を目的とした指導を行う。

年度	はみがき教室		保育所・学校等の巡回指導		2歳3か月児歯科相談	
	開催数(回)	指導数(人)	開催数(回)	指導数(人)	開催数(回)	指導数(人)
令和5年度	13	88	61	3,611	48	738
令和6年度	15	95	64	4,001	48	685
令和7年度	15	106	68	4,251	48	698

(15)　母子関係個別相談（面接・電話）

定期相談以外に随時来所者に対し面接での相談、又は電話相談を行う。　　（単位：人）

年度	相談者延べ人数		
	妊産婦	乳児	幼児
令和5年度	2,540	1,894	3,966
令和6年度	2,375	1,754	3,717
令和7年度	3,138	1,698	3,473

(16)　甲状腺超音波検査費用助成金

平成28年10月から福島第一原発事故に伴う放射線物質による健康不安の軽減を目的に、甲状腺超音波検査費用の一部助成を開始した。

年度	件数
令和5年度	4件
令和6年度	4件
令和7年度	4件

(17)　不妊・不育症治療費助成金

子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部助成を令和４年１月から開始した。

令和４年４月からは、不妊及び不育症に係る保険適用外となる検査及び治療に加え、保険適用の検査及び治療も対象として、不妊治療は1 回20万円、不育症治療は一治療期間30万円を上限に助成し、差額ベッド代や食事代・申請に必要な証明書代についても助成対象としている。

年度	不妊症治療費	不育症治療費
令和5年度	205件	0件
令和6年度	209件	2件
令和7年度	339件	2件

(18)　出産・子育て応援交付金事業

国は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する「出産・子育て応援交付金」を創設した。

伴走型相談支援は、保健師又は助産師が妊娠届出時の面談、希望者に対し妊娠 8 か月頃の面談、出産後の全家庭への訪問を実施し、妊産婦に寄り添った支援を行う。また、応援交付金は、令和 5 年 1 月 4 日以降に妊娠届出をし、保健師等と面談した妊婦を対象に出産応援金として妊婦一人当たり 5 万円、令和 5 年 1 月 4 日以降に出生された子を養育し、保健師等と面談した方を対象に子育て応援金として子一人当たり 5 万円を支給するとともに、令和 4 年 4 月 1 日以降から令和 5 年 1 月 3 日までに妊娠届出をした妊婦、及び出生された子を養育する方を遡及対象者として同額を支給した。

令和7年度からは「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」が創設されたことに伴い、本事業は経過措置として、令和7年3月31日までに出産した子どもを対象に子育て応援金を給付し、令和7年度をもって終了した。

（単位：人）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出産応援金支給者数	936	803	0
子育て応援金支給者数	872	799	106

(19)　あかちゃんお祝い金支給事業

あかちゃんの誕生を祝い、子育てを応援する市独自の支援策として、出生により初めてかつ申請日において野田市の住民基本台帳に記載されている子どもに対し、「あかちゃんお祝い金」として1人につき10万円を支給する事業を令和5年度より創設した。

出生日から起算して1年以内に申請したものを対象に支給した。

（単位：人）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
あかちゃんお祝い金支給者数	731	759	699

(20)　妊婦のための支援給付事業

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和7年度から施行された。妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。妊婦1人あたり5万円、子ども（胎児）1人あたり5万円を支給した。

（単位：人）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊婦のための支援給付1回目	－	－	796
妊婦のための支援給付2回目	－	－	655

2.　子どもの発達相談室【保健センター】

(1) 相談支援事業

発達に心配のある0歳から18歳までのお子さんの相談機関として、心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保健師の専門職を配置している。個別相談後に支援方針会議を実施し、お子さんの発達課題や療育の必要性について検討し、保護者の理解や受容を促しながら、適切な支援や医療・療育につないでいる。

①　相談件数　（単位：件）

年度	電話	来室	訪問	文書	関係機関調整	合計	うち、すこやかプラン（子ども用）
令和5年度	1,132	715	140	12	128	2,127	542
令和6年度	991	736	208	7	81	2,023	305
令和7年度	996	798	209	25	51	2,079	327

② 相談内容別件数 （延件数） （単位：件）

	子ども自身に関すること					子どもの養育環境						その他		合計
相談内容 / 年度	育児相談	身体発育	発達	病気・医療・障がい	その他	要対協ケース	家族・家庭環境	養育者の精神・身体	子ども又は親子で通う施設	妊婦	その他	行政サービス制度の案内等	その他	
令和5年度	0	1	2,055	2	22	29	7	4	0	0	7	0	0	2,127
令和6年度	3	21	1,856	3	19	66	28	12	0	0	0	10	5	2,023
令和7年度	3	39	1,787	9	38	92	20	6	0	0	0	60	25	2,079

(2) 発達支援事業

専門職が個別又は集団に対して発達支援（親子教室、個別相談支援等）を実施する「発達支援事業」を通じて、発達に課題がある児童を早期に発見し、早期に療育につなげる役割を担っている。また、療育支援会議を開催し、障害福祉サービス受給者証の発行に必要な意見書を作成するなど、関係機関と連携して適切な支援を行っており、保育所等の現場で保育に携わる職員のスキルアップをサポートするため「保育所等訪問指導事業」を実施している。なお、令和７年度より、保護者支援を目的に「ペアレント・プログラム」を開始した。

指標名		令和5年度	令和6年度	令和7年度
巡回相談及び訪問指導	実施箇所	12か所	19か所	12か所
	実施回数	111回	153回	123回
	延べ対象者数	512人	778人	607人
親子教室	実施箇所	2か所	2か所	2か所
	実施回数	78回	84回	104回
	延べ対象者数	252人	262人	411人
ペアレントプログラム	実施回数	－	－	12回
	延べ対象者数	－	－	46人
意見書作成件数（子ども用）		136件	157件	125件

3. 予防接種【保健センター】

感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき行っている。接種日・対象年齢等は、市報「のだ」、ホームページでお知らせしている。

予防接種対象者については、平成23年度から厚生労働省の算定方法にならい算出している。

対象者は「各年度に新しく予防接種対象者に該当した人口」、実施者は「各年度における接種対象者全体の予防接種を受けた人員」とした。当該算出方法による実施率は100%を超える場合がある。

(1)ジフテリア破傷風（DT）1期

予防接種法改正により平成20年4月から医療機関で個別接種を行う。

対象年齢は、生後3か月から7歳6か月未満で百日せきに罹患した者で20日から56日までの間隔で2回接種、更に1期初回接種終了後、12か月から18か月の間に1回追加接種。

区　分				令和5年度	令和6年度	令和7年度
ジフテリア破傷風1期	初回	1回目	実施者数	0人	0人	0人
		2回目	実施者数	0人	0人	0人
	追加		実施者数	0人	0人	0人

(2) ジフテリア破傷風（DT）2期

DPT-IPV、DPT及びDT予防接種の追加免疫をつけるため、1回接種。小学校6年生を対象に学校で集団接種を行っていたが、平成19年度から医療機関で個別接種となった。従来小学校6年生に一括通知をしていたが、平成23年10月から個人通知をするようにした。対象年齢は、11歳以上13歳未満で、1回接種。

区　分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
ジフテリア破傷風2期	対象者数	1,200人	1,227人	1,164人
	実施者数	807人	921人	844人
	実施率	67.3%	75.1%	72.5%

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、11歳の人口で算出した。

(3) 日本脳炎

1期対象年齢は生後6か月から7歳6か月未満で、初回接種を6日から28日までの間隔で2回、更に1期初回終了後、おおむね1年後に1回追加接種。平成17年5月30日付け、厚生労働省から積極的勧奨差し控えの通知があったが、平成21年6月より新しい日本脳炎ワクチンが1期の対象者に対し定期で使用できるようになり、平成22年8月からは2期の対象者にも定期で使用できるようになった。平成25年度予防接種法の一部改正に伴い、対象者が「平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の者」は特例対象者として日本脳炎予防接種の不足分を接種できることとなった。また、「平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれの者」についても、特例対象者として、第1期の接種対象の対象である生後6ヶ月以上90ヶ月未満に加えて、9歳から13歳未満でも第1期の定期接種が実施可能となった。

区　分				令和5年度	令和6年度	令和7年度
日本脳炎	初回	1回目	対象者数	1,014人	938人	941人
			実施者数	958人	907人	845人
			実施率	94.5％	96.7%	89.8%
		2回目	対象者数	1,014人	938人	941人
			実施者数	950人	888人	865人
			実施率	93.7％	94.7%	91.9%
	追加		対象者数	935人	1,046人	954人
			実施者数	992人	834人	848人
			実施率	106.1％	79.7%	88.9%
	2期		対象者数	1,145人	1,176人	1,167人
			実施者数	1,165人	1,070人	950人
			実施率	101.1％	91.0%	81.4%
日本脳炎（特例対象者）	1回目		対象者数	－	－	－
			実施者数	9人	14人	4人
			実施率	－	－	－
	2回目		対象者数	－	－	－
			実施者数	12人	14人	5人
			実施率	－	－	―
	3回目		対象者数	－	－	－
			実施者数	53人	15人	11人
			実施率	－	－	―
	4回目		対象者数	1,443人	1,437人	1,438人
			実施者数	200人	68人	23人
			実施率	13.9　％	4.7％	1.6　％

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期初回は3歳、1期追加は4歳、2期は9歳の人口で算出した。
特例対象者は厚生労働省の対象者の算出方法で、1期初回（1回目・2回目）、1期追加（3回目）は示していないため表記していない。2期（4回目）は18歳の人口で算出した。

(4) ジフテリア百日せき破傷風（DPT）

対象年齢は生後3か月から7歳6か月未満で、20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後12か月から18か月の間に1回追加接種。ワクチン製造は、平成26年に終了となったが、平成30年1月にワクチン製造が再開された。

区　分				令和5年度	令和6年度	令和7年度
ジフテリア百日せき破傷風	初回	1回目	対象者数	788　人	770　人	757　人
			実施者数	0　人	0　人	0　人
			実施率	0　％	0　％	0　％
		2回目	対象者数	788　人	770　人	757　人
			実施者数	0　人	0　人	0　人
			実施率	0　％	0　％	0　％
		3回目	対象者数	788　人	770　人	757　人
			実施者数	0　人	0　人	0　人
			実施率	0　％	0　％	0　％
	追加		対象者数	788　人	770　人	757　人
			実施者数	1　人	0　人	0　人
			実施率	0.1　％	0　％	0　％

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期初回、1期追加とも0歳の9/12＋1歳の3/12の人口で算出した。

(5) 麻しん風しん混合（MR）

平成18年4月1日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が２回接種に改正された。１期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満（小学校就学前の1年間）で1回接種。

令和6年度に麻しん風しん混合ワクチンの供給不足が生じたことから1期については「令和4年4月2日生～令和5年4月1日生の児」を、2期については「平成30年4月2日生～平成31年4月1日生の児」を特例対象者として、令和9年3月31日までの時限的措置として接種できることとなった。

区　分			令和5年度	令和6年度	令和7年度
麻しん風しん混合	1期	対象者数	878　人	821　人	798　人
		実施者数	781　人	778　人	797　人
		実施率	89.0　％	94.8　％	99.9　％
	2期	対象者数	1,074　人	1,021　人	966　人
		実施者数	1,017　人	940　人	950　人
		実施率	94.7　％	92.1　％	98.3　％
特例対象者接種分	1期	実施者数	―	―	10　人
	2期	実施者数	―	―	20　人

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期は1歳の人口、2期は6歳の人口で算出した。

(6) 麻しん

平成18年4月1日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が2回接種に改正された。①風しんの罹患歴があり、かつ保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者　②保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満（小学校就学前の1年間）で1回接種。

区　分			令和5年度	令和6年度	令和7年度
麻しん	1期	実施者数	0　人	0　人	0　人
	2期	実施者数	0　人	0　人	0　人

(7) 風しん

平成18年4月1日から麻しん風しん混合(MR)ワクチンの予防接種が2回接種に改正された。①麻しんの罹患歴があり、かつ保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者　②保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満（小学校就学前の1年間）で1回接種。

区　分			令和5年度	令和6年度	令和7年度
風しん	1期	実施者数	0人	0人	0人
	2期	実施者数	0人	0人	0人

(8) 高齢者等インフルエンザ

対象者は、接種当日65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する者として厚生労働省令で定める者。接種希望者に対し、医療機関で毎シーズン１回のみ個別接種を行う。

区　分			令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者等インフルエンザ	65歳以上	対象者数	47,796　人	47,860　人	47,693　人
		実施者数	25,295　人	23,441　人	23,979　人
		実施率	52.9　%	49.0　%	50.3　%
	60歳以上65歳未満	対象者数	73　人	63　人	68　人
		実施者数	27　人	25　人	25　人
		実施率	37.0　%	39.7　%	36.8　%

※　対象者は当該年度４月１日時点で、65歳以上の人口で算出した。

(9) ＢＣＧ(結核)

平成25年予防接種法の一部改正に伴い、平成25年4月1日から対象年齢が1歳未満となり１回接種。接種は医療機関で個別接種を行う。平成30年度より全面的に個別接種に移行。

区　分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
ＢＣＧ（結核）	対象者数	761　人	752　人	742　人
	実施者数	743　人	772　人	747　人
	実施率	97.6　%	102.7　%	100.7　%

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

(10) ヒブ感染症

平成 22 年 10 月 15 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は生後 2 か月から 5 歳未満で接種開始年齢により 4 回を限度として接種。

区　分				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ヒブ感染症	初回	1 回目	対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	767　人	8　人	0　人
			実施率	100.8　%	1.1　%	0　%
		2 回目	対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	764　人	87　人	0　人
			実施率	100.4　%	11.6　%	0　%
		3 回目	対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	766　人	170　人	0　人
			実施率	100.7　%	22.6　%	0　%
	追加		対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	762　人	646　人	40　人
			実施率	100.1　%	85.9　%	5.4　%

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

(11) ヒトパピローマウイルス感染症

平成 22 年 10 月 15 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女性で 3 回接種。平成 25 年 6 月 14 日の国の子宮頸がん等ワクチンを「積極的に勧奨すべきではない」との方針を受けて、同年 6 月 18 日より一時見合わせを行っていたため接種者が減少したが、令和 3 年 11 月、国から定期接種該当者への情報提供を再開する旨の通知があり、令和 4 年 8 月に個別通知を実施。また令和 4 年度から令和 6 年度まで、積極的接種勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を実施している。令和 5 年 4 月から 9 価ワクチンが追加承認されたことに伴い、対象者に情報提供を一斉発送により実施した。

区　分			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目	対象者数	642　人	627　人	576　人
		実施者数	321　人	462　人	289　人
		実施率	50.0　%	73.7　%	50.2　%
	2 回目	対象者数	642　人	627　人	576　人
		実施者数	174　人	351　人	686　人
		実施率	27.1　%	56.0　%	119.1　%
	3 回目	対象者数	642　人	627　人	576　人
		実施者数	115　人	102　人	662　人
		実施率	17.9　%	16.3　%	114.9　%
キャッチアップ接種分	1 回目	実施者数	488　人	1,367　人	1　人
	2 回目	実施者数	426　人	1,087　人	401　人
	3 回目	実施者数	377　人	962　人	569　人

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、13 歳女性の人口で算出した。

(12) 小児の肺炎球菌感染症

平成23年1月25日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成25年度から定期予防接種となり対象年齢は、生後2か月から5歳未満で接種開始年齢により4回を限度として接種。

区　分				令和5年度	令和6年度	令和7年度
小児の肺炎球菌感染症	初回	1回目	対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	772　人	770　人	696　人
			実施率	101.4　%	102.4　%	93.8　%
		2回目	対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	770　人	766　人	719　人
			実施率	101.2　%	101.9　%	96.9　%
		3回目	対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	768　人	764　人	742　人
			実施率	100.9　%	101.6　%	100.0　%
	追加		対象者数	761　人	752　人	742　人
			実施者数	763　人	794　人	783　人
			実施率	100.3　%	105.6　%	105.5　%

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、初回・追加とも0歳の人口で算出した。

(13) 高齢者等肺炎球菌感染症

平成26年10月1日から予防接種法上のB類予防接種に位置付けられた。対象者は、当該年度中に65歳となる者（令和5年度までは、70歳から100歳までの5歳刻みの者も対象）及び接種当日60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する者として厚生労働省令で定める者で、かつ、過去に同ワクチンを接種していない者。

医療機関で1回のみ個別接種を行う。

市では、定期接種対象外の接種日時点で66歳以上となる市民（過去に同ワクチンを接種していない者）にも任意予防接種として同一の自己負担額で接種できるようにしている。

区　分			令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者等肺炎球菌感染症	定期接種	対象者数	6,042　人	1,712　人	1,651　人
		実施者数	1,314　人	302　人	610　人
		実施率	21.7　%	17.6　%	36.9　%
	任意接種	対象者数	16,818　人	15,894　人	22,497　人
		実施者数	98　人	54　人	57　人
		実施率	0.6　%	0.3　%	0.3　%

※　対象者は当該年度4月1日時点で65歳以上の人口で算出した。

(14) ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV）

平成 24 年 11 月 1 日より、4 種混合の接種が開始となる。対象年齢は生後 2 か月から 7 歳 6 か月未満で、20 日から 56 日までの間隔で 3 回接種、更に 1 期初回接種終了後 12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区　分				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ	初回	1 回目	対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	834 人	14 人	0 人
			実施率	105.8 %	1.8 %	0 %
		2 回目	対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	838 人	97 人	0 人
			実施率	106.3 %	12.6 %	0 %
		3 回目	対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	832 人	181 人	1 人
			実施率	105.6 %	23.5 %	0.1 %
	追加		対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	782 人	804 人	206 人
			実施率	99.2 %	104.4 %	27.2 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の 9/12＋1 歳の 3/12 の人口で算出した。

(15) 不活化ポリオ

経口生ポリオワクチンの対象年齢は生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で、41 日以上の間隔で 2 回投与し、接種は保健センター・関宿保健センターで集団接種を行っていた。平成 24 年 9 月 1 日より、経口生ポリオワクチンは廃止となり不活化ポリオワクチンが定期接種として導入され、医療機関で個別接種を行う。20 日から 56 日までの間隔で 3 回接種、更に 1 期初回接種終了後 12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区　分				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
不活化ポリオ	初回	1 回目	対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	0 人	0 人	0 人
			実施率	0.0 %	0 %	0 %
		2 回目	対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	0 人	0 人	0 人
			実施率	0.0 %	0 %	0 %
		3 回目	対象者数	788 人	770 人	757 人
			実施者数	0 人	0 人	0 人
			実施率	0.0 %	0 %	0 %
	追加		対象者数	778 人	770 人	757 人
			実施者数	0 人	1 人	0 人
			実施率	0 %	0.1 %	0 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の 9/12＋1 歳の 3/12 の人口で算出した。

(16) 水痘

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成 26 年 10 月 1 日より水痘の予防接種が定期接種となった。

なお、経過措置として平成 26 年度のみ 3 歳から 5 歳未満の者は 1 回接種可能とした。

対象年齢は、1 歳から 3 歳未満で、1 回目の接種終了後 6 か月から 12 か月の間に 1 回接種。

区　分			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
水痘	1 回目	対象者数	878 人	821 人	798 人
		実施者数	788 人	790 人	795 人
		実施率	89.7 %	96.2 %	99.6 %
	2 回目	対象者数	878 人	821 人	798 人
		実施者数	767 人	753 人	666 人
		実施率	87.4 %	91.7 %	83.5 %

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1 歳の人口で算出した。

(17) B型肝炎

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成 28 年 10 月 1 日よりB型肝炎の予防接種が定期接種となった。

対象年齢は 1 歳未満で、1 回目から 27 日以上あけて 2 回目、1 回目から 139 日以上あけて 3 回目を接種。

区　分			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
B型肝炎	1 回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	758 人	764 人	693 人
		実施率	99.6 %	101.6 %	93.4 %
	2 回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	763 人	764 人	717 人
		実施率	100.3 %	101.6 %	96.6 %
	3 回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	716 人	708 人	705 人
		実施率	94.1 %	94.1 %	95.0 %

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

(18) ロタウイルス

予防接種法施行令の一部改正に伴い、令和 2 年 10 月 1 日よりロタウイルス感染症の予防接種が定期接種となった。

区　分			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ロタウイルス 1　価	1 回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	498 人	526 人	469 人
		実施率	65.4 %	69.9 %	63.2 %
	2 回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	491 人	522 人	484 人
		実施率	64.5 %	69.4 %	65.2 %

ロタウイルス 5　価	1回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	241 人	213 人	201 人
		実施率	31.7 %	28.3 %	27.1 %
	2回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	248 人	215 人	205 人
		実施率	32.6 %	28.6 %	27.6 %
	3回目	対象者数	761 人	752 人	742 人
		実施者数	244 人	225 人	204 人
		実施率	32.1 %	29.9 %	27.5 %

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の人口で算出した。

※　初回接種は出生14週6日後まで。

※　ロタウイルス1価ワクチンの対象年齢は出生6週0日から24週0日後までの間にある者に2回経口接種。

※　ロタウイルス5価ワクチンの対象年齢は出生6週0日から32週0日後までの間にある者に3回経口接種。

(19) ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオヒブ（DPT-IPV-Hib）

令和6年4月1日より、5種混合の接種が開始となる。対象年齢は生後2か月から7歳6か月未満で、20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後6か月から18か月の間に1回追加接種。

区　分				令和5年度	令和6年度	令和7年度
ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオヒブ	初回	1回目	対象者数	－	770 人	757 人
			実施者数	－	760 人	697 人
			実施率	－	98.7 %	92.1 %
		2回目	対象者数	－	770 人	757 人
			実施者数	－	678 人	724 人
			実施率	－	88.1 %	95.6 %
		3回目	対象者数	－	770 人	757 人
			実施者数	－	598 人	746 人
			実施率	－	77.7 %	98.5 %
	追加		対象者数	－	770 人	757 人
			実施者数	－	87 人	820 人
			実施率	－ %	11.3 %	108.3 %

※　対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の9/12＋1歳の3/12の人口で算出した。

(20) 風しん及び麻しん風しん混合ワクチン費用助成

妊娠している女性が風しんに罹患することを予防するため、風しん予防接種が必要と思われる妊娠している女性の同一世帯員、妊娠を予定または希望する女性及びその同一世帯員等に対し、接種費用の一部助成を実施。

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
予防接種	申請者数	50人	52人	61人

(21) 風しんの第5期予防接種

令和7年3月31日までの時限措置として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で抗体価が国の定める基準値より低い方を対象に風しんの第5期定期接種を実施。

なお、風しんの抗体検査については令和6年度末で終了していますが、麻しん風しんワクチンの一時的な供給不足が生じたことに伴い、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しん抗体価が不十分な方に限り、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで2年間延長して風しんの第5期定期予防接種を実施。

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
抗体検査	実施者数	575件	474件	－
予防接種	実施者数	128件	119件	4件

(22) 高齢者等新型コロナウイルス感染症

令和6年度より予防接種法上のB類疾病に位置づけられた。対象者は、接種当日65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する者として厚生労働省令で定める者。接種希望者に対して医療機関で毎シーズン1回のみ個別接種を行う。

区　分			令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者等新型コロナウイルス感染症	65歳以上	対象者数	－	47,860人	47,693人
		実施者数	－	9,489人	4,844人
		実施率	－	19.8％	10.2％
	60歳以上65歳未満	対象者数	－	63人	68人
		実施者数	－	15人	6人
		実施率	－	23.8％	8.8％

※　対象者は当該年度4月1日時点で65歳以上の人口で算出した。

(23) 高齢者等帯状疱疹

令和7年度より予防接種法上のB類疾病に位置づけられた。対象者は、当該年度中に65歳となる者、60歳から64歳の者で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいを有する者として厚生労働省令で定める者及び、5年間の経過措置としてその年度内に70歳から100歳までの5歳刻み（令和7年度においては100歳以上）の者。

区　分				令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者等帯状疱疹	65歳	1回目	対象者数	－ 人	－ 人	1,651 人
			実施者数	－ 人	－ 人	709 人
			実施率	－ %	－ %	42.9 %
		2回目	対象者数	－ 人	－ 人	1,651 人
			実施者数	－ 人	－ 人	441 人
			実施率	－ %	－ %	26.7 %
	70歳から100歳まで5歳刻み及び101歳以上	1回目	対象者数	－ 人	－ 人	8,470 人
			実施者数	－ 人	－ 人	3,215 人
			実施率	－ %	－ %	38.0 %
		2回目	対象者数	－ 人	－ 人	8,470 人
			実施者数	－ 人	－ 人	1,664 人
			実施率	－ %	－ %	19.6 %
	60歳以上65歳未満	1回目	対象者数	－ 人	－ 人	0 人
			実施者数	－ 人	－ 人	0 人
			実施率	－ %	－ %	0 %
		2回目	対象者数	－ 人	－ 人	0 人
			実施者数	－ 人	－ 人	0 人
			実施率	－ %	－ %	0 %

※　対象者は当該年度4月1日時点で65歳以上の人口で算出した。

4.　地区組織育成事業【保健センター】

(1)　保健推進員活動

①　市の保健サービスの普及・啓発と地域の情報収集等保健事業の推進のため、各種行政活動への参加、子育て支援等を通して市民と行政とのパイプ役として活動を展開している。

②　活動状況（市民に対する活動）　（単位：人）

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホッとひといき子育て応援ルーム	開催数	4回	4回	4回
	延べ出席者数	28人	30人	28人
子育て講演会	開催数	1回	1回	1回
	延べ出席者数	22人	22人	24人

※令和7年度子育て講演会は、「令和の妊娠、出産、子・孫育て　妊娠中～３歳編」で開催した。

③　その他活動状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修会	開催数	11回	12回	12回
	延べ出席者数	234人	243人	240人
役員会	開催数	9回	8回	10 回
	延べ出席者数	54人	43人	50人
保健推進員養成講座	開催数	－	－	2回
	延べ出席者数	－	－	23人

(2)食生活改善推進員活動

食を通じて市民の健康保持・増進を図り保健事業を推進し「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を地域に広めるとともに、家庭から正しい食生活を普及するための活動を展開している。

①　活動状況（市民に対する活動）

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康づくり料理講習会	開催数	14回	14回	14回
	延べ出席者数	220人	224人	252人
おやこの食育教室	開催数	2回	2回	2回
	延べ出席者数	40人	36人	40人
県委託事業 日本食生活協会委託事業	開催数	7回	6回	7回
	延べ出席者数	152人	81人	94人

②　その他の活動状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修会	開催数	5回	5回	5回
	延べ出席者数	179人	170人	160人
地区連絡会	開催数	48回	42回	48回
	延べ出席者数	219人	216人	242人
役員会	開催数	10回	7回	9回
	延べ出席者数	94人	62人	77人

県代議員会等	開催数	3回	3回	3回
	延べ出席者数	9人	15人	25人
専門部会	開催数	20回	27回	31回
	延べ出席者数	119人	239人	246人

5. 健康づくり推進事業【保健センター】

健康づくりの3本柱である栄養・休養・運動の観点から、総合的に健康を考え「自分の健康は自分で守る」というスローガンのもとに、自らの健康づくりの意識を高めるとともに実践できるように啓発、普及することを目的として各種事業を行っている。

(1) 健康づくりの啓発事業

年度	開催数	参加人数	内　　容
令和5年度	6回	1,137人	野田むらさきの里ふれあいウォーク、新野田市駅オープンフェスタ、口腔がん検診、野田市健康スポーツ文化都市宣言記念式典、栄養講習会（企業からの依頼事業）、食生活改善推進員主催の人形劇部公演
令和6年度	5回	695人	野田病院健康まつり、8029運動啓発事業、野田むらさきの里ふれあいウォーク、イオンノア店源気フェスティバル2日間
令和7年度	8回	2917人	野田病院健康まつり、健康講演会、野田むらさきの里ふれあいウォーク、消防フェア、イオンノア店源気フェスティバル、口腔がん検診、市政施行75周年記念事業ギネス世界記録に挑戦、野田病院健康フェスタ

(2) 保健栄養活動

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
食生活改善推進員養成講座	開催数	4回	4回	4回
	延べ出席者数	34人	14人	42人
離乳食講習会	開催数	12回	12回	12回
	延べ出席者数	133組	129組	115組

(3) 健康・スポーツポイント事業

18歳以上の市民を対象に市民の健康及び体力の保持増進に寄与するため、健康又はスポーツに関する事業への参加及び自主的な取組を行う者に対して健康・スポーツポイントを付与し、1,000ポイントを1口（一人最大3口まで）として記念品と交換している。

令和6年度までの台紙による健康・スポーツポイント事業は「はつらつポイント事業」と名称を変更した。

令和7年3月から個人の運動や健康づくりの取組を「見える化」し、利用者の継続意識が高まるよう「のだ健康・スポーツアプリ」を導入した。歩数や体重などの記録で、毎日ポイントが貯まり、毎月1,000ポイント以上貯めると抽選にてデジタルギフト500円分が当たる。　　（単位：件）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
はつらつﾎﾟｲﾝﾄ申請件数	4,059	5,120	2,676
のだ健康スポーツアプリ登録者数	－	933	2,623

6. 思春期講演会【保健センター】

思春期の心とからだの健康や性感染症に関する正しい知識の普及を図ること、命の大切さについて考えてもらうこと等を目的に実施している。（平成 19 年度からエイズ予防教育講演会を名称変更）

（単位：人）

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加人数	1,263	1,348	1,232

7. 健康増進事業【保健センター】

三大生活習慣病であるがん、心臓病、脳卒中による壮年期の死亡率を低減させること、健康寿命の延伸を目標に各種事業を行っている。施策の重点事項として一次予防の充実、集団から個人への対応の促進、がん対策の推進、健康診査の質の確保を掲げ行っている。（平成 20 年度から健康増進法等に基づき実施。）

平成 18 年度より介護保険法の改正に基づく保健事業の変更があり、対象年齢が 40 歳から 64 歳までとなった。

(1) 健康手帳の交付

40 歳以上で交付を希望する者に、健康手帳を交付。 （単位：人）

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	133	159	153

(2) 健康教育

集団での健康教育として、健康増進などについて正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進に資するために講演会や講習会等を実施している。

年度	開催数	延べ参加者
令和 5 年度	40 回	1,697 人
令和 6 年度	38 回	1,332 人
令和 7 年度	51 回	1,044 人

令和 7 年度健康教育の内訳

項目	開催数	参加者数（延べ）	開催内容
ロコモティブシンドローム	5 回	98 人	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、骨粗しょう症及び転倒予防
一般	3 回	61 人	ウォーキング講習会
その他	43 回	885 人	生活習慣病予防、フレイル予防、歯の健康（依頼事業）
計	51 回	1,044 人	

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導、助言を行い、家庭における健康管理に資することをねらいとするもので、重点健康相談や総合健康相談を内容として行う。平成18年度より介護保険法の改正に基づく保健事業の変更があり、対象年齢が40歳から64歳までとなった。

年度	重点健康相談		総合健康相談	
	開催数	延べ参加者数	開催数	延べ参加者数
令和5年度	29回	571人	9回	32人
令和6年度	27回	919人	12回	36人
令和7年度	29回	786人	12回	27人

(4) 健康診査

①健康診査

健康増進法に基づき、当該年度時点で40歳以上の生活保護受給者等を対象として、生活習慣病に着目した健康診査を実施。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和5年度	1,438人	42人	2.9%
令和6年度	1,532人	78人	5.1%
令和7年度	1,546人	43人	2.8%

②肝炎ウイルス検診

肝炎対策(B型、C型)の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、肝炎による健康障がいを回避し、症状を軽減するとともに進行を遅延させるために医療機関で肝炎ウイルス検診を行う。平成19年度から対象者を40歳の者と41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない者を対象として実施。

受診状況

年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	C型肝炎判定数	B型肝炎判定数
令和5年度	節目検診	1,459人	127人	8.7%	0人	0人
	節目外検診	—	751人	—	1人	3人
令和6年度	節目検診	1,494人	111人	7.4%	0人	0人
	節目外検診	ー	741人	ー	0人	4人
令和7年度	節目検診	1,392人	114人	8.2%	0人	0人
	節目外検診	ー	737人	ー	1人	3人

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施している。後期高齢者の健康維持のため、保健師等による高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）に取り組んでいる。

年度	ハイリスクアプローチ			ポピュレーションアプローチ	
	対象者数	実施者数	実施率	参加者数	健康相談参加者数
令和6年度	48人	13人	27.1%	35人	5人
令和7年度	67人	29人	43.3%	50人	5人

④歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、歯の喪失を予防することを目的として行う。平成17年7月から40歳、50歳、60歳、70歳の節目で検診を実施。平成24年度に65歳を追加し、平成26年度には45歳、55歳を追加、平成27年度から20歳を追加、平成28年度から35歳を追加、平成29年度は25、30歳を追加、令和元年度から80歳を追加した。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和5年度	22,024人	718人	3.3%
令和6年度	22,137人	1,130人	5.1%
令和7年度	20,846人	882人	4.2%

⑤がん検診

がんの早期発見・早期治療を図るため、胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診を行っている。

ア　胃がん検診

胃がん検診は、市内7会場で集団検診（バリウム検査）として実施。令和4年度から50歳以上かつ偶数年齢の者を対象に、個別検診として内視鏡検査を実施。（　）にて再掲。

検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
令和5年度	99,246人	4,618人 (811人)	4.7%	299人 (78人)	283人 (78人)	94.6% (100%)
令和6年度	99,511人	4,491人 (832人)	4.5%	223人 (75人)	219人 (75人)	98.2% (100%)
令和7年度	99,524人	4,228人 (973人)	4.2%	257人 (132人)	249人 (132人)	96.9% (100%)

精密検査結果　（単位：人）

年度	早期胃がん	進行胃がん	その他	異常なし
令和5年度	6（5）	1（0）	259（73）	17（0）
令和6年度	3（2）	0（0）	207（73）	9（0）
令和7年度	4（3）	1（0）	234（128）	10（1）

イ　子宮頸がん検診

子宮頸がん検診は、保健センター・関宿保健センターにおいて集団検診、実施医療機関において個別検診として実施。

検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	内訳（人）		受診率（%）	要精検者数（人）	精検受診者（人）	精検受診率（%）
令和5年度	64,767	9,244	集団	2,288	14.3	84	77	91.7
			個別	6,956				
令和6年度	64,977	9,469	集団	2,553	14.6	93	92	98.9
			個別	6,916				
令和7年度	65,007	9,123	集団	2,619	14.0	71	67	94.4
			個別	6,504				

精密検査結果　（単位：人）

年度	子宮がん	その他	異常なし
令和5年度	1	55	21
令和6年度	2	76	14
令和7年度	0	64	3

ウ　肺がん検診

肺がん検診は、40歳以上を対象に、市内11会場で集団検診（エックス線及び喀痰検査）を実施。結核の予防の観点から、結核検診を同時実施しているため、65歳以上の対象者には、受診券を全員に送付している。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精検者（人）	精検受診者（人）	精検受診率（%）	肺がん（人）	結核（人）
令和5年度	99.246 (47,796)	11,706 (9,463)	11.8	183 (174)	170 (162)	92.9	0 (0)	0 (0)
令和6年度	99,511 (47,860)	12,518 (10,171)	12.6	176 (165)	163 (154)	92.6	3 (3)	0 (0)
令和7年度	99,524 (47,693)	12,050 (9,819)	12.1	172 (159)	156 (144)	90.7	9 (9)	0 (0)

※　結核・肺がん検診の対象者で65歳以上の対象者は、結核検診を兼ねるため（　）にて再掲を出している。

エ　乳がん検診

平成15年度より50歳以上を対象に、マンモグラフィ検査（集団検診）を保健センター・関宿保健センターにて実施。平成29年度より北コミュニティセンター・南コミュニティセンターを会場に追加。平成16年度より40歳代を対象に、マンモグラフィ検査（集団検診）を保健センター・関宿保健センターにて実施している。

また、30歳代を対象に視触診（集団検診）を実施していたが、平成24年度より視触診（個別検診）に変更し実施。平成29年度からは、超音波検査（集団検診）に変更し、保健センター・関宿保健センターにて実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	内訳（人）		受診率（%）	要精検者数（人）	精検受診（人）	精検受診率（%）
令和5年度	57,827	11,150	集団	11,150	19.3	201	184	91.5
令和6年度	57,908	11,147	集団	11,147	19.2	198	194	97.9
令和7年度	57,946	10,770	集団	10,770	18.6	226	217	96.0

精密検査結果　（単位：人）

年度	乳がん	乳がんの疑い	その他	異常なし
令和5年度	13	5	109	57
令和6年度	15	1	110	68
令和7年度	12	4	103	98

オ　大腸がん検診

大腸がん検診は、実施医療機関において個別検診で実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率	大腸がん
令和5年度	99,246人	13,436人	13.5%	828人	655人	79.1%	18人
令和6年度	99,511人	13,165人	13.2%	821人	653人	79.5%	28人
令和7年度	99,524人	13,183人	13.2%	843人	682人	80.9%	38人

精密検査結果　（単位：人）

年度	早期大腸がん	進行大腸がん	その他	異常なし
令和5年度	8	10	534	103
令和6年度	9	19	478	147
令和7年度	21	17	482	162

(5) 訪問指導

特定健康診査等において保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進のための支援を行う。また、心理的な問題を抱える人に対して、適切に対処できるように心の健康づくりのための支援を行う。

（単位：人）

年度	特定健康診査等の要指導者等		こころの健康づくり	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
令和5年度	33	33	6	23
令和6年度	48	48	11	23
令和7年度	26	26	1	1

(6) 後期高齢者健康診査事業

医療制度改革により、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者健康診査を実施。

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和5年度	25,337人	7,618人	30.1%
令和6年度	26,629人	8,291人	31.1%
令和7年度	27,578人	9,171人	33.3%

※ 実施期間は、令和5年度は7月から11月まで、令和6年度は7月から10月まで、令和7年度は6月から10月まで実施。

8. 急病センター診療状況【保健センター】

野田市医師会・野田市歯科医師会・野田市薬剤師会の協力により、内科（小児科）は毎日夜間診療、歯科は休日診療を行っているたが、令和２年８月10日から休診している。

9. オンライン診療【保健センター】

市民が安心して適切な医療を受けられるように令和6年度から、小児だけでなく比較的軽症な患者を対象に、市民が優先的に受診できるオンライン診療を委託している。土日、休日、夜間に自宅にいながら短時間で医師の診察を受け、市内調剤薬局で薬を受け取れる体制を構築している。

(1)患者数

年度		令和５年度	令和６年度	令和7年度
患者数	15歳未満	―	388人	293人
	15歳以上	―	401人	256人
診療日数		―	345日※	365日※

※令和６年４月22日から開始した。

10.　骨髄移植におけるドナー支援事業費【保健センター】

骨髄移植(末梢血管細胞移植を含む)の促進及びドナー登録の増加を図るため、平成30年4月1日から骨髄等を提供したドナー本人やそのドナーに骨髄移植等の入院に必要なドナー休暇を与えた事務所に対して、助成金を交付している。

指標名		令和5年度	令和6年度	令和7年度
骨髄等を提供したドナー	人数	1人	1人	1人
	助成金額	140,000円	140,000円	140,000円
ドナー休暇を与えた事務所	事務所数	0件	0件	0件
	助成金額	0円	0円	0円

11.　実習生受け入れ状況【保健センター】

年度	期間	人数（人）	学校名
令和5年度	5/15～6/9（20日間）	8	・慈恵柏看護専門学校
	6/19～11/1（21日間）	28	・千葉県立野田看護専門学校
	9/26～10/19　(10日間)	4	・順天堂大学医療看護学部
	10/26・11/1・11/6	1	・東京家政学院大学
令和6年度	5/13～6/7（20日間）	7	・慈恵柏看護専門学校
	6/26～10/30（14日間）	33	・千葉県立野田看護専門学校
	9/9～10/1（10日間）	4	・順天堂大学医療看護学部
令和7年度	5/12～5/30（15日間）	7	・慈恵柏看護専門学校
	6/25～10/29（12日間）	19	・千葉県立野田看護専門学校
	9/8～10/9（10日間）	4	・順天堂大学医療看護学部
	7/2、7/16（2日間）	6	・千葉県立保健医療大学

12. 新型コロナウイルス感染症対策【保健センター】

(1) 市独自新型コロナウイルス対策本部会議

国内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、市としての対策を総合的に推進するため、令和2年2月20日に委員25人で構成される「野田市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、対策本部会議を10回開催した。なお、「野田市新型コロナウイルス対策本部」は令和6年3月末をもって廃止した。

（単位：回）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対策本部会議開催回数	10	―	―

(2) 新生児特別定額給付金

令和4年度中に生まれた全ての子どもの健やかな成長を応援するとともに、コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎えた子育て世帯を支援することを目的として、令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた新生児を対象（令和4年度対象者）に、令和5年6月30日までに申請のあったものに10万円を新生児特別定額給付金として支給した。

令和5年度から、子育てを応援する市独自の支援策としてあかちゃんお祝い金（1人につき10万円）が創設されたことにより、本事業は令和4年度をもって終了した。

（単位：人）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請者数	28	―	―

(3) 妊婦タクシー利用料金助成事業

令和2年5月から妊婦健康診査受診時等にタクシーを利用 する妊婦に対し、自宅と医療機関の間の経路でタクシーを利用した場合のタクシー料金の半額を助成している。令和5年1月から妊婦健診の交通費などに使用できる国の出産応援給付金（5万円）が創設されたため、市独自の当助成制度は役目を終えたことから、令和5年3月31日をもって終了した。　（令和5年度は、令和4年度中利用分の申請受付のみ）

指標名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請人数	6人	―	―

(4) 発熱相談専用ダイヤルの設置

発熱等により医療機関の受診を希望している市民からの相談に対し、医療機関を紹介するための発熱相談専用ダイヤルを設置していたが、令和6年度から予防接種法上のB類疾病に位置付けられたことにより、本事業は終了した。

（単位：件）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発熱相談専用ダイヤル	2,592	―	―

(5) 新型コロナワクチン接種（特例臨時接種）

接種を希望する全ての市民が、新型コロナウイルスワクチンを安心して接種できるよう、接種体制の整備について取り組んだ。

令和5年5月から春開始接種として、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する方及び重症化リスクの高い方が集まる場所でサービスを提供する医療従事者等を対象に、市内44の個別接種医療機関で8月まで、関宿パークＭＯＰＳ体育館サブアリーナで集団接種を6月25日まで実施した。また、秋開始接種として9月から令和6年3月まで、初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方を対象に、市内45の個別接種医療機関にて実施した。令和6年3月末をもって新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が終了となった。また、令和6年度から予防接種法上のB型疾病に位置付けられたことにより、本事業は終了した。

＜接種状況＞

指標名			令和5年度	令和6年度	令和7年度
1回目接種	65歳以上	接種回数	16回	―	―
		接種率	0.03%	―	―
	65歳未満	接種回数	81回	―	―
		接種率	0.08%	―	―
2回目接種	65歳以上	接種回数	18回	―	―
		接種率	0.04%	―	―
	65歳未満	接種回数	88回	―	―
		接種率	0.08%	―	―

指標名			令和5年度	令和6年度	令和7年度
3回目接種	65歳以上	接種回数	77回	―	―
		接種率	0.16%	―	―
	65歳未満	接種回数	321回	―	―
		接種率	0.30%	―	―
4回目接種	65歳以上	接種回数	364回	―	―
		接種率	0.76%	―	―
	65歳未満	接種回数	1,358回	―	―
		接種率	1.28%	―	―
5回目接種	65歳以上	接種回数	2,537回	―	―
		接種率	5.30%	―	―
	65歳未満	接種回数	10,026回	―	―
		接種率	9.48%	―	―
6回目接種	65歳以上	接種回数	31,336回	―	―
		接種率	65.47%	―	―
	65歳未満	接種回数	5,599回	―	―
		接種率	5.29%	―	―
7回目接種	65歳以上	接種回数	24,089回	―	―
		接種率	50.33%	―	―
	65歳未満	接種回数	2,120回	―	―
		接種率	2.00%	―	―

13. がん患者等の支援【保健センター】

(1) 補整具等購入費用の助成

先天的に外見上の特徴がある方や、疾病やその治療などで外見に変化があった方が、その人らしく社会生活を送れるよう、心理的及び経済的負担を軽減するため、医療用ウィッグや胸部補整具、エピテーゼの購入費用の一部を助成している。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補整具等購入費用の助成	42人	56人	70人

(2) 若年がん患者在宅療養費用の助成

在宅療養を行う18歳以上40歳未満の若年末期がん患者に対し、患者及びその家族の身体的及び経済的負担を軽減し、在宅療養生活の質の向上を図るため、令和6年2月から、在宅療養に必要なサービス等に要する費用の全部又は一部助成を助成している。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
若年がん患者在宅療養費用の助成	0人	2人	1人

第 11 節　地域福祉施設

第 11 節　地域福祉施設

1．福祉センター【高齢者支援課】

(1)　中根地域福祉センター

市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉向上を図るため、昭和 55 年 4 月 1 日に開館し、福祉活動はもとより市民の研修、文化活動などに幅広く利用されている。なお、同センターには老人福祉センター(B 型)を併設している。

・所在地　中根 31 番地の 1

・構　造　鉄筋コンクリート 2 階建一部鉄骨造

・面　積　延べ床面積 537.45 ㎡

中根地域福祉センター　年度別利用実績

区分＼年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利　用　者　総　数	4,483 人	6,076 人	8,850 人	9,778 人	9,019 人

※令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設を休館したことや利用時間を短縮したこと等により、利用者が減少している。

(2)　関宿福祉センターやすらぎの郷

地域住民のコミュニティの場として、会議室、調理室、ボランティア室、教養娯楽室、茶室、福祉相談室及び光明石を使用した準天然温泉の温浴施設を備え、平成 13 年 4 月 1 日から開館している。

・所在地　古布内 1944 番地 2

・構　造　鉄骨造平屋建

・面　積　延べ床面積 1,042.42 ㎡

関宿福祉センターやすらぎの郷　年度別利用実績

区分＼年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利　用　者　総　数	6,517 人	14,130 人	18,236 人	18,148 人	18,979 人

２．福祉会館【人権・男女共同参画推進課】

福祉会館は隣保館と老人憩の家を併設（島会館を除く）し、地域における福祉とコミュニティの拠点として隣保事業の推進及び老人福祉の増進を図るため設置された施設。

(1)　施設の概要

名称／項目	谷吉会館	七光台会館	島会館	関宿会館
所　在　地	谷津1145番地の3	七光台242番地の1	山崎2549番地	木間ケ瀬619番地2
構　　造	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建	鉄筋コンクリート２階建
敷地面積	1,172㎡	1,688㎡	1,435.76㎡	974㎡
延べ床面積	551.33㎡	594.15㎡	507.07㎡	265.40㎡
開　　館年　月　日	昭和54年4月1日	昭和59年4月1日	昭和62年4月1日	昭和56年4月1日

(2)　施設の利用概要

谷吉会館

年度別利用状況

区分／年度	令和６年度	令和７年度
開　館　日　数	297日	300日
利　用　件　数	641件	654件
延べ利用者数	6,146人	6,135人

自主事業　（単位：回、人）

内　　容		回　数	延べ参加人数
教養・文化事業	１　着　付	13	88
	２　毛糸編	13	72
	３　絵手紙	13	129
	４　手作りお菓子	8	104
	５　太極拳	13	134
	６　花工房	13	106
地域交流事業	１　会館ふれあいまつり	1	800
啓　発　事　業	１　隣保館事業について	14	140
	２　人権学習会	1	17
相　談　事　業		5	5
保　健　事　業	１　いきいき体操	13	159
貸　館　事　業		547	4,381

七光台会館

年度別利用状況

区分／年度	令和６年度	令和７年度
開　館　日　数	297日	300日
利　用　件　数	1,089件	1,158件
延べ利用者数	12,581人	12,638人

自主事業　　（単位：回、人）

内　　容		回　数	延べ参加人数
教養・文化事業	1　茶　道	14	193
	2　初心者のスマートフォン	14	131
	3　太極拳	14	170
	4　パソコン	14	166
	5　ヨーガ	14	190
	6　リズム体操	14	214
地域交流事業	1　会館ふれあいまつり	1	1,440
啓発事業	1　隣保館事業について	13	175
	2　人権学習会	1	28
相　談　事　業		17	17
保健事業	1　いきいき体操	8	116
貸　館　事　業		1,034	9,798

島会館

年度別利用状況

区分＼年度	令和６年度	令和７年度
開館日数	297 日	300 日
利用件数	1,100 件	1,124 件
延べ利用者数	12,648 人	12,833 人

自主事業　　（単位：回、人）

内　　容		回　数	延べ参加人数
教養・文化事業	1　生　花	14	167
	2　茶　道	14	183
	3　書　道	14	252
	4　大正琴	14	111
	5　民　謡	14	123
	6　ヨーガ	14	173
	7　料　理	14	94
地域交流事業	1　会館ふれあいまつり	1	1,650
	2　子ども絵画教室	0	中止
啓発事業	1　隣保館事業について	14	157
	2　人権学習会	1	25
相　談　事　業		10	10
貸　館　事　業		1,000	9,888

関宿会館

年度別利用状況

区分＼年度	令和６年度	令和７年度
開館日数	326 日	331 日
利用件数	1,871 件	1,621 件
延べ利用者数	14,236 人	13,835 人

自主事業　（単位：回、人）

内容		回数	延べ参加人数
教養・文化事業	１　書　道	10	216
	２　手　編	10	69
	３　パソコン	10	85
	４　ヨーガ	10	90
	５　ラージボール	10	87
	６　料　理	10	140
	７　己　書	10	125
地域交流事業	１　会館ふれあいまつり	1	813
啓発事業	１　隣保館事業について	16	213
	２　人権学習会	1	38
相談事業		7	7
保健事業	１　シルバーリハビリ体操	10	161
貸館事業		1,516	11,791

３．福祉施設一覧表【各所管課】

名称	所在地	延べ面積（㎡）	定員	開設年月日	電話番号
◎保育所					
清水保育所	清水 881	883.00	130	S27. 4.25	7122-5050
花輪保育所	上花輪新町 14	898.90	130	S46. 4. 1	7122-1770
中根保育所	中根 30-1	1,228.26	200	S40. 4. 1	7122-5741
南部保育所	山崎 1214	754.30	150	S50. 4. 1	7124-2221
北部保育所	谷津 682-2	771.82	120	S53. 4. 1	7125-4697
尾崎保育所	尾崎 1714	767.16	130	S51. 4. 1	7129-2009
福田保育所	木野崎 1648-6	835.45	120	S54. 4. 1	7138-0577
木間ケ瀬保育所	木間ケ瀬 3152-1	690.68	100	S57. 4. 1	7198-3825
乳児保育所	中野台 17	546.17	60	S48. 4. 1	7124-2224
聖華保育園	上三ケ尾 454-1	718.81	70	H16. 4. 1	7138-2775
ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙせきやど保育園	なみき二丁目 3-3	496.32	70	H21. 4. 1	7136-2211
アスク七光台保育園	谷津 367	497.41	70	H21. 4. 1	7126-5221
アスク川間保育園	尾崎 853-1	411.15	70	H23. 4. 1	7127-1515
ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙさくらのさと保育園	桜の里一丁目 1-5	584.16	60	H24. 4. 1	7192-7671
すくすく保育園	山崎 1952	632.66	90	H24. 4. 1	7126-5712
アスクスポーツ保育園こぶうち	古布内 1527-13	907.62	90	H26. 4. 1	7196-5161
ｺﾋﾞｰﾌﾟﾘｽｸｰﾙあたご保育園	宮崎 101-1	979.93	150	H26.11. 1	7199-3297

名　　称	所 在 地	延 べ 面 積（㎡）	定員	開設年月日	電話番号
やまざき杜の保育園	山崎 1134-1	448.63	54	R2. 4. 1	7126-5720
ｱｰﾄﾁｬｲﾙﾄﾞｹｱ野田東部みどり保育園	鶴奉 228	806.67	110	R2. 10 .1	7125-0725
しみず空と杜の保育園	清水公園東二丁目 2-1	652.12	60	R4. 4. 1	7128-7486
聖華未来のこども園	山崎 1778-1	1,408.38	120	H29. 4. 1	7125-2325
thanka こども園のだ	蕃昌 338-2	1,153.10	129	R 1 . 7 . 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園	柳沢 83	1,478.56	120	R 2 . 4 . 1	7125-5630
コビープリスクールつつみの	つつみ野一丁目 10-1	661.35	72	R 5 . 4 . 1	7121-0115
柳沢くくる保育園	柳沢 85-1	173.29	19	R 3 . 4 . 1	7179-5686
ひばり保育園	横内 164-7	376.35	20	H27. 10. 1	7123-7635
たんぽぽ保育園	山崎 294-4	557.87	60	R 6 . 9 . 1	7125-5450
thanka 幼稚園のだほくぶ	蕃昌 336-7	2,344.68	132	R 7 . 4 . 1	7129-3920
◎学童保育所					
野田学童保育所	野田 611	68.85	41	S40. 12. 1	7122-6377
野田第二学童保育所	野田 611	184.50	111	H22. 11. 1	7123-2752
柳沢学童保育所	柳沢 139	128.00	76	S52. 1. 10	7122-1361
清水学童保育所	清水 773	118.98	45	S53. 4. 1	7125-1672
清水第二学童保育所	清水 773	160.00	96	H22. 10. 1	7123-4780
南部学童保育所	山崎 1736	77.00	38	S53. 4. 1	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎 1249-25	106.00	40	H20. 4. 1	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249-40	83.70	40	H23. 4. 1	7126-5716
東部学童保育所	鶴奉 220	96.62	58	S55. 4. 1	7122-2416
川間学童保育所	中里 934	75.22	40	S55. 4. 1	7129-5687
福田学童保育所	木野崎 1654-39	118.98	45	S55. 4. 1	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目 10-17	124.22	54	S56. 9. 1	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12-1	192.00	116	H22. 10. 1	7127-2173
宮崎学童保育所	宮崎 62-5	118.98	45	S53. 4. 1	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎 55	143.52	47	H23. 4. 1	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55	65.5	39	H30. 1. 1	7123-3161
山崎学童保育所	山崎 2742-5	95.18	41	S60. 4. 1	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎 2733	64.00	38	H22. 11. 1	7125-2563
七光台学童保育所	七光台 20-1	96.00	58	H22. 10. 1	7128-1330
尾崎学童保育所	尾崎 1415	128.00	76	S61. 4. 1	7127-1761
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488	121.15	49	H 5. 4. 1	7123-1717
北部学童保育所	谷津 22-1	299.97	106	H13. 4. 1	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2-3	166.08	105	H13. 7. 1	7125-4451
三ケ尾学童保育所	西三ケ尾 988	119.65	46	H14. 4. 1	7138-1213
木間ケ瀬学童保育所	木間ケ瀬 3640	64.00	38	H 9. 4. 1	7198-7271
二川学童保育所	桐ケ作 464	128.00	77	H12. 10. 1	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234-1	132.44	80	H13. 4. 1	7198-8270

名　　称	所 在 地	延 べ 面 積 （㎡）	定員	開設年月日	電話番号
関宿学童保育所	関宿台町 171	66.20	40	H17. 7. 1	7196-5535
◎児童館					
中央子ども館	鶴奉 5-1	229.38		S52. 1.10	7125-1678
うめさと子ども館	山崎 1736	315.98		S54. 4. 1	7124-9106
谷吉子ども館	谷津 1148-3	302.75		S58. 4. 1	7127-0117
山崎子ども館	山崎 2742-5	402.27		S60. 4. 1	7124-6739
七光台子ども館	七光台 126-2	399.80		S61. 4. 1	7127-2166
関宿子ども館	木間ケ瀬 620	155.30		S62. 4. 1	7198-3456
児童センター	清水 1122-1	1,152.39		R4.10.1	7189-7961
◎老人福祉施設					
複合老人ホーム野田市楽寿園 （養護老人ホーム野田市楽寿園）	鶴奉 264	2,599.68	70	H17. 1. 1 (S41. 4. 1)	7122-1464
老人福祉センター	瀬戸 270	690.90	100	S49. 4. 1	7138-2155
岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名二丁目 12-1	320.66	25	H12. 4. 1	7129-0137
◎障がい福祉施設					
野田市心身障がい者福祉作業所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）	鶴奉 268	779.88	40	H 8. 4 .1	7125-3322
野田市関宿心身障がい者福祉作業所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）	西高野 334-1	195.30	20	H 1. 4. 1	7196-3818
あおい空（生活介護・短期入所（法外）・一時支援）	鶴奉 90	584.35	20	H13. 4.27	7121-3741
こだま学園（児童発達支援（児童発達支援センター）・保育所等訪問支援・障害児相談支援）	鶴奉 73-1	570.37	30	S47. 5. 1	7122-2916
あさひ育成園（児童発達支援~~事~~（児童発達支援センター））	〃	455.06	20	S47. 5. 1	7122-7159
あすなろ職業指導所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）	〃	1,293.35	40	S49. 5. 1	7124-7307
こぶし園（生活介護）	鶴奉 88-1	1,050.99	40	S61. 4. 1	7124-9291
◎社会福祉施設					
中根地域福祉センター	中根 31-1	537.45		S55. 4. 1	7125-0003
関宿福祉センターやすらぎの郷	古布内 1944-2	1,042.42		H13. 4. 1	7196-8341
谷吉会館	谷津 1145-3	551.33		S54. 4. 1	7129-8444
七光台会館	七光台 242-1	594.15		S59. 4. 1	7129-5087
島会館	山崎 2549	507.07		S62. 4. 1	7122-5170
関宿会館	木間ケ瀬 619-2	265.40		S56. 4. 1	7198-3685
関宿複合センター	木間ケ瀬 620	989.23		S62. 4. 1	7198-3685
総合福祉会館	鶴奉 5-1	1,055.40		H14. 4. 1	7124-3939
◎保健施設					

名　　称	所　在　地	延　べ　面　積 （㎡）	定員	開設年月日	電話番号
保健センター	鶴奉7-4	3,351.27		S56. 4. 1	7125-1188
関宿保健センター	東宝珠花260-1	1,055.22		S59. 4. 1	7198-5011

第 12 節　民間福祉活動

第 12 節　民間福祉活動

1．民生委員児童委員【生活支援課】

民生委員は民生委員法により設置が定められ、児童委員は児童福祉法により民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。民生委員児童委員は社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努め、厚生労働大臣の委嘱を受けて、8 地区に令和 8 年 4 月 1 日現在、195 人が配置されている。

職務として、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うことや関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図ることである。

また、民生委員児童委員の中に児童の福祉に関することを専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域担当児童委員との連絡調整の中心的役割を担う主任児童委員が市内8地区に16人配置されており、子どもたちの福祉の向上、健やかに子どもを産み育てる環境づくりのために地域で活動している。

2．野田市社会福祉協議会【社会福祉協議会・生活支援課】

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉増進を目的とする民間の自主的組織として設置されている。その機能は、調査、討議、広報などにより地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、必要に応じて地域住民の協働促進、関係機関・団体・施設の連絡・調整及び社会資源の育成などの組織活動を行うことを主なものとしている。

(R8.3.31現在)

名 称 及 び 所 在 地	社会福祉法人　野田市社会福祉協議会 会長　小林　幸男 鶴奉５－１
設　立　経　緯	昭和 26 年 10 月 1 日設立 昭和 48 年 12 月 6 日法人格取得
組　織	理事　12 人 監事　2 人 評議員　15 人

予算（令和８年度）社会福祉事業会計

野田市社会福祉協議会

事業活動による収入	金額：千円	構成比%	事業活動による支出	金額：千円	構成比%
会費収入	14,377	2.5	人件費支出	391,172	67.0
寄附金収入	350	0.1	事務費支出	62,528	10.7
経常経費補助金収入	59,463	10.2	事業費支出	37,991	6.5
受託金収入	417,160	71.5	貸付事業支出	1,080	0.2
貸付事業等収入	960	0.2	共同募金配分金事業費	2,819	0.5
事業収入	9,423	1.6	助成金支出	13,527	2.3
障害福祉サービス等事業収入	3,720	0.5			
その他の収入	65	0.1			
受取利息配当金収入	155	0.1			
施設整備等による収入	金額：千円	構成比%	施設整備等による支出	金額：千円	構成比%
施設整備等寄附金収入	0	0.0	固定資産取得支出	0	0.0
その他の活動による収入	金額：千円	構成比%	その他の活動による支出	金額：千円	構成比%
事業区分間繰入金収入	9,815	1.7	基金積立資産支出	124	0.1
			積立資産支出	25	0.1
サービス区分間繰入金収入	31,814	5.5	事業区分間繰入金支出	9,815	1.7
			サービス区分間繰入金支出	31,814	5.4
			その他の活動による支出	3,695	0.6
			予備費	28,392	4.9
前期末支払資金残高	35,680	6.0	当期末支払資金残高	0	0
合計	582,982	100.0	合計	582,982	100.0

(2) 会員及び会費納入状況（令和７年度）

野田市社会福祉協議会

種目	会員数	納入額
一般会員	29,521 世帯	13,974,993 円
特別会員	31 世帯	33,050 円
法人会員	68 社	1,420,000 円
合計	29,620 世帯・社	15,428,043 円

(3) 赤い羽根共同募金

令和７年度は、目標額 14,660,000 円に対し、11,535,235 円の実績であった。

赤い羽根共同募金納入状況

千葉県共同募金会野田市支会

種目	金額	種目	金額
戸別募金	10,368,221 円	職域募金	110,778 円
街頭募金	66,300 円	学校募金	234,936 円
法人募金	755,000 円		
		合計	11,535,235 円

(4) 歳末たすけあい募金

共同募金運動の一環として12月1日から12月31日まで行われている歳末たすけあい募金には、2,862,294円が寄せられた。（令和7年度実績）

(5) 児童福祉

市と健全育成問題を協議すると同時に諸団体への助成を行っている。

(6) 高齢者福祉

・高齢者福祉関係団体に助成し、事業の振興を図っている。

・結婚50周年を迎えられたご夫婦18組に記念写真を贈呈した。

(7) 障がい者(児)福祉

・知的障がい者の社会参加を促進し、明るい生活形成を図ることを目的として「じょいんと」事業を実施した。

・車いす対応の軽自動車及び普通自動車の貸出を行い、障がい者等に対する社会参加の促進を図った。

・障害者総合支援法に基づく同行援護事業（視覚障がい者に対する外出時の支援）を実施した。

(8) 善意の寄付

市民の皆さん延べ64人(団体及び個人)から1,043,470円の金銭並びに物品の寄付が寄せられた。

(9) 災害見舞金

全焼5棟、半焼2棟、弔慰金1件、合計70,000円の災害見舞金を支給した。

(10) 生活福祉資金貸付事業

県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者や身体障がい者世帯の自立更正に必要な各種資金を低利、または無利子で貸付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図った。

令和2年度から実施した新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行う緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付は、令和4年9月30日をもって受付を終了した。

生活福祉資金貸付件数の推移　（単位：件）

資金の種類＼年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合支援資金	生活支援費	0	0	0
	住宅入居費	0	0	0
	一時生活再建費	0	0	0
福祉資金	福祉費	2	5	5
	緊急小口資金	27	8	9
教育支援資金	教育支援費	13	7	9
	就学支度費	12	7	9
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	0	0	0
特例貸付	緊急小口資金			
	総合支援資金			

(11) 特例貸付フォローアップ支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した、緊急小口資金等特例貸付の借受世帯に対し、相談支援を行うことで適切な債権管理と生活の安定を図った。

・支援実績

入電	架電	来所	訪問	その他	合計
229 件	915 件	83 件	49 件	321 件	1,597 件

(12) 福祉資金貸付事業

福祉関係法律の適用を受けることのできない低所得世帯を主な対象として、資金の貸付と必要な指導援助を実施し、生活の安定と自立更生の促進を図っている。

・貸付限度額　10 万円以内

・令和 7 年度貸付状況　113 件　貸付額　1,031,000 円

(13) 野田市成年後見支援センターの運営

認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し支援する。

① 相談支援事業

・令和 7 年度相談件数　84 件

② 法人後見事業

・令和 7 年度末受任件数　8 件

③ 日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用する支援や日常的な金銭管理を支援することで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する。

・令和 7 年度末契約者数　120 人

④ 意思決定支援事業

・エンディングノートの無料配布　753 部

・エンディングノート書き方講座の実施　計 8 回

(14) 地域ぐるみ福祉ネットワーク推進事業

市社会福祉協議会が推進母体となり、住民参加による地区社会福祉協議会を組織して、地域の福祉需要にきめ細かく対応することのできる体制整備に取り組んでいる。

・地区社会福祉協議会の設置状況

No.	組織名称	設置年月日	No.	組織名称	設置年月日
1	上　花　輪	H 9. 3. 5	12	南　部　東	H12. 12. 1
2	清　　水	H10. 3. 1	13	南　部　北	H12. 12. 3
3	中　　根	H11. 6. 27	14	中　野　台	H12. 12. 14
4	太　子　堂	H11. 8. 28	15	南　部　南	H12. 11. 9
5	中　　央	H12. 3. 24	16	南 部 中 央	H13. 1. 14
6	川　　間	H12. 4. 14	17	東　　部	H13. 2. 4

7	上　　町	H12.12.22	18	北　　部	H13. 2.10
8	南 部 第 2	H12. 4.22	19	西　　部	H13. 6.17
9	宮崎・柳沢	H12. 7.20	20	関　　宿	H15. 8. 2
10	福　　田	H12. 9.10	21	二　　川	H15. 8.31
11	七 光 台	H12.10. 7	22	木 間 ケ 瀬	H15. 9. 8

(15) 心配ごと相談事業

市民の身近な心配ごと、悩みごとに気軽に応じ、助言・指導を行う心配ごと相談を秘密厳守のもと民生(児童)委員の協力を得て行っている。

・相談日　　総合福祉会館相談室：毎週火曜日　毎月第１金曜日　午後１時～４時

野田市心配ごと相談実績（令和７年度）　　（単位：件）

件数 / 相談事項	取扱件数	処理状況				
		解決	再来	民生委員	他機関	その他
生計	0	0	0	0	0	0
年金	0	0	0	0	0	0
職業・生業	0	0	0	0	0	0
住宅	3	1	0	1	0	1
家族	7	2	1	0	4	0
結婚	0	0	0	0	0	0
離婚	0	0	0	0	0	0
健康・保健・衛生	0	0	0	0	0	0
医療	0	0	0	0	0	0
人権・法律	0	0	0	0	0	0
財産	0	0	0	0	0	0
障がい者（児）福祉	1	0	0	0	0	1
老人福祉	1	0	0	0	1	0
苦情	1	0	0	0	1	0
その他	2	2	0	0	0	0
合　　計	15	5	1	1	6	2

(16) 車いす貸出事業

社会福祉協議会に寄贈された車いすを有効活用し、市民の方へ貸出している。

(17) チャイルドシート貸出事業

少子化対策の一環として、交通安全の啓発とともに健康で安全な子育て支援を図るため、チャイルドシートを貸出している。

・事業開始　　平成 12 年 1 月 15 日　　・保有台数　153 台

〈事業の内容〉

貸 出 要 件	野田市に住所を有し、６歳未満の児童を養育している方、または他市からの里帰り等で６歳未満の児童と一時的に同居する祖父母等。児童１人につき各年度１回限り。

貸出種類	乳幼児シート、幼児用シート、学童用シートの３種類
貸出機関	3か月間
利用料	無料（ただし、貸出期間中の点検や調整、損傷などの修復は利用者負担）
返却方法	社会福祉協議会へ返却

〈実績〉 利用実人数 （単位：人）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
乳幼児	34	52	49
幼児用	82	67	117
学童用	37	44	50
合計	153	163	216

(18) 受託事業

① 会館管理事業

事業名	内容
総合福祉会館管理事業	地域福祉活動の拠点施設として開設された、野田市総合福祉会館の管理を行っている。 ・開設･･･平成14年4月1日
関宿福祉センターやすらぎの郷管理事業	市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉の向上を図るために設置された関宿福祉センターやすらぎの郷の管理を行っている。

② 高齢者福祉事業

事業名	内容
介護支援ボランティアポイント事業	介護支援ボランティアとして登録した65歳以上の方が、市が指定する介護保健施設でボランティア活動を行い、活動した時間に応じて活動を行った施設からその都度介護支援ボランティア手帳にスタンプを押印してもらい、スタンプの数に応じて年間5,000円を上限に交付金を受け取れる。

③ 障がい者福祉事業

事業名	内容
手話奉仕員養成講座開催事業	市内在住・在学・在勤の方で、聴覚障がい者の福祉に関心と理解があり、受講後も活動を続けられる方。手話通訳者を目指す方を対象に手話奉仕員養成講座を開催している。
点字・声の広報等発行事業	市内在住の視覚に障がいがある方や、読字障がいのある方等の文字ではなく音や点字で情報を得る方（個人のみ）に対し、野田市報のだ等を音声化及び点字に翻訳し、配布している。
障がい者用選挙公報作成及び配布業務	野田市選挙管理委員会が発行する選挙公報の録音ＣＤ及び点字（ダイジェスト版）を作成し、視覚障がいのある希望者に送付している。

④ 児童福祉事業

事　業　名	内　　容
育児支援家庭訪問事業	育児、家事等の支援を必要とする産褥期にある母親のいる世帯に支援員を派遣し、育児、家事等の支援を行うことにより、産褥期の精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援している。
ファミリー･サポート・センター事業	仕事と育児の両立支援のための環境整備等の育児支援と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的に実施している。
学童保育所の管理運営	家庭の事情等により家庭保育が困難な児童の保育を行い、児童の危険及び非行化の防止を図っている。 ○平成 13 年度･･･北部及びみずき学童保育所 ○平成 14 年度･･･三ケ尾学童保育所 ○平成 17 年度･･･関宿学童保育所 ○平成 22 年度･･･清水第二・尾崎第二・岩木第二・七光台第二・関宿中央第二・山崎第二・野田第二及び柳沢第二学童保育所 ○平成 23 年度･･･みずき第二及び宮崎第二学童保育所 ○平成 29 年度･･･清水第三及び宮崎第三学童保育所 ○平成 30 年度…南部学童保育所 ○令和元年度…清水第三学童保育所は清水第二学童保育所へ統合 みずき第二学童保育所はみずき学童保育所へ統合 ○令和 6 年度…尾崎第二学童保育所は尾崎学童保育所へ統合 七光台第二学童保育所は七光台学童保育所へ統合 関宿中央第二学童保育所は関宿中央学童保育所へ統合し、委託契約を解除 柳沢第二学童保育所は柳沢学童保育所へ統合し、委託契約を解除

(19) ボランティアセンターの運営

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、福祉活動への参加を推進するとともに、組織的なボランティア活動の育成と連携に努めている。

① ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋

② ニーズの把握及び情報の提供

③ ボランティア活動保険の加入

④ ボランティア活動に関する資材機材の貸出

⑤ ボランティア活動に関する調査研究

⑥ ボランティアの発掘及び育成指導

(20) ボランティアセンター登録グループ

(R8.3.31 現在)

No	グループ名	活動内容
1	手作り拡大写本かたつむりの会	弱視者のための「拡大教科書」及び「拡大写本」の製作。
2	野田市手話サークルけやきの会	聴覚障がいに対する理解を深めるための活動。聴覚障がい者との交流、日常生活における情報提供、サポート。手話の習得、技術向上。
3	野田点訳奉仕会	視覚障がい者への点訳本の作製。市や社協からの依頼物の点訳。
4	のだ要約筆記サークル「ほたる」	要約筆記を通して、途中で聞こえなくなった人や聞こえにくい方々の耳代わりとして、その場の情報を文字に変えてお伝えすることにより、聴覚障がい者の社会参加のお手伝いをする。
5	野田理容組合奉仕会	高齢者施設入所の方に月に１回カットの奉仕。６月及び年末のシェービングの奉仕。
6	朗読グループあいの会	音訳を通して視覚障がい者等の福祉向上のために活動。視覚障がい者及び会員相互の親睦。野田市報音訳、その他音訳。音訳技術の向上。
7	点訳の会	視覚障がい者に対する点訳による生活情報の提供活動。
8	上町地区社協ボランティアグループ	上町区民を対象とする社会福祉事業支援。地域の児童・生徒の見守り。 高齢者福祉（ふれあい広場、歳末友愛訪問等）、青少年育成（挨拶運動、等）。
9	清水ボランティア　あしたば	清水地区社協事業支援、協力。ひとり暮らし高齢者見守り、電話訪問、ハガキ慰問。清水台小学校児童下校時パトロール。介護予防事業協力、支援、他。
10	太子堂ひまわり会	太子堂地区社協の実働部隊として活動する。「友愛訪問」の実施。「太子堂ふれあい会」、「ふれあい・いきいきサロン」の開催に協力。地区内外の他福祉団体の活動への協力、地区内・地区外の研修会への参加。広報紙「福祉たいしどう」の発行に協力。
11	中根地区社協ボランティア会	中根地区社協の事業の一環として社会福祉の向上と充実を図るため、ボランティア活動を通して地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

No	グループ名	活動内容
12	中野台地区社協ボランティア　かすみ草	中野台地区社協での活動。地区の方々が楽しんで交流できる場として月に一回ふれあいサロンを設け「水曜サロン・かすみ草」通信を偶数月に自治会を通じて全戸に配布。
13	南部第2地区社会福祉協議会ボランティア	地域内に於いてふれあいと、支え合いのある心豊かな福祉のまちづくりと、地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。
14	西部地区社協ボランティア会	地域住民相互協力による「であい」、「ふれあい」、「ささえあい」、「心のバリアフリー化」を基本理念に社会福祉活動の推進を図る目的とする。 １　社会福祉のための広報・啓蒙活動、ならびに研究。 ２　青少年、児童福祉のための活動 ３　高齢者、ならびに障がい者（児）福祉のための活動 ４　暮らしの福祉活動 ５　社会福祉にかかわる文化事業、スポーツ、及びレクリエーション活動。
15	おさんぽカフェ　あん・ピコ	地域の人たちの繋がりの場、情報交換の場、ふれあいの場として、毎月第4月曜日に代表の自宅1階でカフェを開催。
16	茶話会レインボー	認知症にならないよう、交流の場として自由に参加できる場所作り。飲食を中心としたおしゃべりの場、簡単なえだまめ体操、ゲーム、物作り等。
17	ゆう and みい	「シルバーサロンはつらつ・ゆうみい」の運営、行事の援助。
18	余暇支援グループ Yoka-Yoka	障がいのある方の余暇を過ごす場の開催。 ・「当事者主体の余暇」について、障がいのある人とともに取り組むことを目的として、様々な催しを企画する。 参加者同士の親睦を深める茶話会・物作り体験等のワークショップ・日常の困りごとなどに関する情報交換・地域イベントへの参加 ・当事者の希望を考慮した活動　など
19	明るい社会づくり推進協議会　野田地区	目的：私のできることで皆が明るくなり社会が明るくなること。 内容：清掃奉仕、ポスターコンクール（小・中学生）、「太陽の箱」募金、「おひさまといっしょに」「市民ふれあいハートまつり」に参加。その他。
20	キャロット	人間的成長と共に地域貢献のための活動をめざす。月２回（第２、第４週の水曜）の特養老人ホームへの訪問・交流。関宿城さくらまつりの協力。

No	グループ名	活動内容
21	支援者 つくしんぼ	社会福祉法人はーとふるの関連施設より、喫茶業務を通じて就労を目指して青年男女が体験実習中。それらの応援ボランティア。
22	精神保健福祉ボランティア　ビオラの会	精神保健福祉を目的としたボランティア活動。市内精神保健福祉施設訪問による障がい者への支援、そこで培ったノウハウの交換により相互研鑽に励む。
23	野田市介護予防サポートボランティアの会	参加高齢者の介護予防の推進を目的に、①はつらつサロンの開催（４地区、５カ所）②えだまめ体操の普及　③定例会の開催(会員相互の交流及び研修会)を実施。
24	介護・認知症の家族と歩む会・野田	認知症・高齢者・障がいのある人の家族同士の交流を通じて、お互いの理解を深め、励まし合い、助け合い、社会への働きかけ等、さまざまな活動を通じ、福祉の向上を図ることを目的とする。
25	やすらぎの会	介護予防として学んできた知識を元として、会主催のサロンに参加していただいた地域住民の方と楽しく有意義な時間を持ち、身体、体力、認知機能の向上に役立つシルバーリハビリ体操とスクエアステップエクササイズを提供することを目的とする。
26	野田市国際交流協会	野田市において、ボランティアとして国際交流の促進を図ることによって地域社会のグローバル化及び国際化の充実発展に寄与することを目的とする。①市民の国際理解を深める事業。②在住外国人へ情報提供等による生活支援。
27	野田市外国人支援グループ	日本語を母国語としない野田市在住の外国人への行政等手続、及び児童生徒への日本語/学習日本語の指導。
28	関宿日本語教室	日本語を学びたい外国人の学習サポート。
29	おもちゃ病院 野田	おもちゃのリサイクル活動を行う。「壊れた・故障した」おもちゃを原則無料で修理する。
30	学習支援ボランティア	学習環境に恵まれない子供たちの学習を支援する「ひまわり学習会」を運営する。
31	なかよし自然隊	市内生き物調べ（定例）、市内の環境関係イベントへの協力、市内観察会の主催（適宜）、市内の自然保護活動、生物多様性関連事業などへの協力（適宜）

No	グループ名	活動内容
32	花の会　野田	「咲かせよう街に心にきれいな花を」をモットーに花を通じて街を美しくするとともに、潤いのある豊かな心と環境を育むことを目的とする。主な活動は市役所、欅のホール、南・北コミュニティ等公的機関のプランター、花の植替え、花壇整備を年間を通して実施している。
33	野田エコライフ推進の会	地球環境を守るため、地球温暖化効果ガス削減の啓蒙と、市民に出来る対応策・適応策、並びに省エネルギー、省資源を指向した環境と家計にやさしい生活の普及活動を行う。
34	下総野田　谷津自然の会　竹林整備グループ	野田の放置竹林を整備再生し、美しい景観を取り戻し、竹林に棲む生き物の環境を整えることで生物多様性への貢献をおこなう。市民に、残された里山・谷津の重要性を知ってもらうことを目的とする。
35	あいねこ	野田市近隣で保護された保護猫の里親を見つける活動。殺処分０を目指す為に、避妊去勢手術と室内飼育の推奨・啓発活動を行政と連携して取り組み、動物を通じてつながりあえるコミュニティづくり等に取り組む。
36	Clean correct 地域みらい環境サポート	七光台地区、光葉町地区の通学路、駅、公園等にポイ捨てされたゴミ拾い、リサイクル活動。また、メンバーの活動を通してウォーキングによる自身の健康増進に一役かっており心身健全で楽しみながら地域の美化にも貢献。
37	ほのぼの会	一人ひとりが主体的に生きがいのあるライフプランを創造し、自分を生かすと共に地域社会の中で積極的社会参加を目指す。
38	東葛野田福祉会	地域社会の福祉の増進に寄与する。会員の研鑽、親睦、健康の増進を図ることを目的に、福祉施設、地域社会でのボランティア活動等。
39	むらさきの里 野田ガイドの会	①野田市内の名所旧跡等のボランティアガイド。②野田市内の名所旧跡等のスライドによるボランティアガイド。③野田市郷土博物館、野田市市民会館の土、日、祝日のガイド。④市のバスを利用した魅力発見ツアーの実施
40	千葉県生涯大学東葛飾学園　野田校友会（野田交友会）	シニアライフを有意義に過ごすために、心も体も健康で楽しい仲間づくりを行いながら会員相互の親睦を図ると共に地域社会の活性化に寄与していくことを目的とする。
41	野田市介護日本語学習支援の会	介護日本語の学習支援。介護職に従事中、及び介護職を目指す野田市在住の外国人に対して、介護で使う日本語の学習支援を行う。

No	グループ名	活動内容
42	野田市生涯学習センターボランティア会	1．野田市生涯学習センター主催のパソコン講座のお手伝い。講座の企画、テキストの作成、講師担当、講座実施時の受講生支援。 2．野田市東部地区、二川公民館での出張パソコンのサポート。
43	雲雀ハーモニカクラブ	ハーモニカ演奏による施設訪問。ハーモニカ演奏の技量向上と会員相互の親睦を図ると共に、ハーモニカ演奏を通じて地域社会に貢献する。
44	ろごす腹話術研究会	腹話術、手品、笙、ひちりき等の演技を披露して、デイケア、老人ホーム、学童保育の場で楽しいひと時を提供する。
45	表現グループ ゆらぎ	朗読の出前（施設訪問、各種イベント）。舞台朗読。勉強会。
46	おはなしパレット北	小学校・学童保育所・子ども館などで、子どもと本をつなぐためのおはなし会の開催。
47	おはなしパレットみなみ	ことばで聞く物語は読んで感じるのとはまた違った世界をつくり出します。語り伝えられてきたお話は、楽しさ、おもしろさ、生きる力や知恵を与えてくれます。そんな素敵な世界を、子どもたちそして大人の方々にも味わって、感じてもらえたらと活動しています。
48	ひまわり	紙芝居を見ていただく為、施設等を訪問。多くの皆さんと一緒に紙芝居を楽しみ、笑顔の輪を広げる活動をしています。小さなお子さんには、夢と笑顔を。高齢の方には、昔を思い出して楽しんでいただく事を目的としている。
49	影絵の会「ひまわり」	影絵を作成し、ボランティアで子ども館、保育所また高齢者施設等で上演。市内及び周辺で公演活動。また定例の活動日には影絵を作成・練習。唱歌、童謡、昔話や物語を作成して、光と影の面白さを見ていただく方々にお伝えしたい。
50	カ・フラ・オ・イリマアロハ	フラダンスの披露による施設訪問。フラダンスで皆仲良く、楽しく。見る人には笑顔に、元気に。
51	天空（よさこいソーラン）	よさこいソーランを踊り、障がい者と家族の健康維持と社会参加、そして社会に障がい者の理解を深めてもらうことを目的としている。
52	ソフトブラザーズ	主に老人ホーム、デイサービス等で懐メロを中心に生演奏で唄う。女性演者の日本舞踊。最近は、洋楽のポピュラーソングも取り入れている。
53	流山三線同好会　ちばんちゅ	三線演奏と歌による施設訪問。

No	グループ名	活動内容
54	笑紫会	落語を通して、地域の諸施設を慰問、明るく元気な地域文化に貢献する。年に2回の落語の発表会を通じ、落語の技術の向上、地域の人々に楽しんでもらう。定期的に落語の師匠（プロ）の元、稽古により、話術、落語芸能の向上を図る。
55	ＴＯＭＡＣ	手品の習得を通じて、会員相互の親睦と地域社会に貢献する。対象者にあわせ、手品で観客も演技者も一緒に楽しく面白くをモットーに施設訪問を行う。
56	野田マジッククラブ	マジック技術の向上と研鑽を通じて会員相互の親睦と融和を図り、あわせて地域社会への参加や、いろいろな施設へのボランティア訪問により、皆さまに「驚きとワクワク感」をお届けする。
57	オカリナサークル　森音	福祉施設、病院、地区社協等にオカリナ演奏での訪問。
58	蕎麦道楽　野田弐八会	そば打ち披露や試食提供、そば打ち体験をとおして学童の体験学習や福祉施設等への訪問活動を行う。
59	野田市合唱連盟（コール・そよ風）	音楽を通して訪問先の方々と楽しく健康的な時間を過ごす。
60	傾聴ボランティア・ダンボ	野田市内の高齢者施設を訪問し、入所者の心に沿うお話し相手をし、地域貢献する。
61	おはなしグループ「ゆう」	野田市近隣の児童養護施設「子どもの町」【定員150名】の子ども達に、おはなし会を通してお話の力と楽しみを届け、子ども達の自立の基礎となる内的な豊かさ、力を育む。また、活動拠点である野田市で、児童虐待を予防し、子ども達の健やかな成長を支援するネットワークの一員として、「お話」を通して寄与していく。
62	「童謡の会」「歌声の会」 「歌声ひろば」 （総合芸術音楽協会）	日本の四季、心の故郷、生まれ育った街、心の教養と呼ばれている童謡を歌の「柱」として日本、世界の愛唱歌に触れ、歌い語り人生の「喜怒哀楽」を生きるエネルギーにするため活動している。
63	ウクレレマスタークラブ野田	ウクレレ演奏による施設訪問。ウクレレ音楽を通して楽しみを共有し、演奏を地域の方々にお届けすることで社会貢献となればと思い活動している。
64	ウクレレを楽しむ会	ウクレレ演奏、ハワイアン中心の歌などの披露による施設訪問。
65	よさこいソーラン野田白龍会	育て応援活動として、家族や親子連れでの活動、子育てに重点をおきながらの活動を主体にしている。野田市の地域活性化、伝承活動

No	グループ名	活動内容
66	ベンツ	ギター伴奏による歌と物まね歌謡ショーによる施設訪問。
67	ハンドベルクワイア　Largo	ハンドベルの演奏による施設訪問。
68	野田ギターアンサンブル	クラシックギター演奏を通し、会員相互の交流をし音楽を楽しむ。
69	演芸出前「仕出し屋」	各種施設等からの依頼に応じ、会員の演芸や演奏を出前披露し、聞いていただいた方々に喜んでもらい、会員相互の親睦、技能向上を目的とする。
70	ひろぜん	エレクトーンとギター、歌による施設訪問。 音楽を聴き、歌うことで喜んでいただく。
71	ザ・サンキスト	音楽による施設訪問。歌、楽器、演奏を通し、音楽の楽しさを共有し交流する。
72	木洩れ日（こもれび）	紙芝居・お話の披露による施設・会合訪問。全国各地の選りすぐった昔話・民話及び内外の名作を、紙芝居・お話・朗読で楽しんでいただく。
73	Happy-Winds&オカリナ倶楽部	歌謡曲からジャズまで幅広く音楽（歌と演奏）を楽しむグループです。福祉施設等への訪問活動や各種イベントへの参加をメインに行っている。
74	ふろしき研究会　野田	1300年の歴史を持つ、「ふろしきの活用」を通して。 ①環境保全、地球温暖化防止（レジ袋の使用削減）②日本文化の継承（色・柄・文様に凝縮されたわの芸術と歴史）先人の知恵が詰まった「ふろしき」の変幻自在な活用を啓発　③コミュニケーショングッズや、ラッピングとしての活用。④3R〈リユース・リサイクル・リデュース）の啓発。
75	オカリナ　カナリヤの会	オカリナに興味を持った仲間が集まりレパートリーを増やしています。福祉施設（老人、子ども、自治会など）に出かけて行き、ふれあいを大切にしている。
76	華寿美会	歌、踊りなどで施設訪問
77	すずらんの会	三味線演奏を通じて地域社会に貢献する。
78	トライアングルZ（トライアングルズ）	ハーモニカ愛好者の会員で構成し、ハーモニカのスキル向上と演奏を通して地域社会に貢献する。 高齢化社会への取り組みとして、トライアングルZが進める「ハーモニカセラピー」の取り組み施策を推進する。

No	グループ名	活動内容
79	野田おどりこ隊	よさこいソーランを通じ、会員内のコミュニケーションを深め、地域に貢献し、野田市内および近隣地区でのイベント参加及び文化事業への参加。
80	野田文化研究会　人形劇　みいみ	人形劇の表現活動を通じてメンバー相互の親睦と交流を深める。優れた伝統文化を継承し、子どもにも大人にも人形劇の世界を届ける事を目的としています。
81	紙芝居 のっこ	日本発祥の紙芝居の勉強会や定例会を通じて会員相互の親睦を深める。紙芝居の特性である「人と向き合い、人の輪の中で様々な想いを共感する豊かなひと時を体験する場」を提供し、乳幼児、子育て世代、学童、自治会、高齢者などを対象にした紙芝居を中心にしたお話し会や、他団体とのイベント等の参加により、多くの方々へ紙芝居の魅力や楽しさを広める。
82	文月会	踊りの発表。日本舞踊の披露による施設訪問。
83	二胡サークル　つばさ	二胡の演奏による施設訪問。 演奏する自分たちはもちろん、聴いてくださる多くの人と、二胡の音色で幸せな時間を共有したい。
84	スクラップブッキングの会	スクラップブッキングによる手作りアルバムの作成を通じて仲間づくりに取り組み、市民の方の居場所づくり地域の活性化に寄与することを目的に活動しています。 地域イベントへのボランティア参加、体験会開催、親子イベント開催など。
85	野田文化研究会　うたごえウェーブ	うたごえを通じて、人と人、世代間をつなぎ、参加者に笑顔で帰っていただける居場所の提供を行うとともに、各種ボランティア活動で社会貢献を行うことを目的とする。
86	則寿会	野田市および近隣の福祉施設、福祉協議会のお楽しみ会、地域の催し等へ参加。歌謡舞踊、銭太鼓。皆さんと一緒に歌いましょう。銭太鼓で皆さんと踊りましょう。季節に応じて盆踊りなどのお手伝い。 共に楽しみ、共に喜び、明るい交流を目標に皆さんが笑顔になれるよう頑張ります。喜んでいただけるとともに、私たちみんなが充足感を満たせるようボランティアを心がけます。

No	グループ名	活動内容
87	和の響会	和楽器の演奏による施設訪問。 会員相互に協力し和楽器を持ち寄り演奏を楽しみ、時にはイベントや施設訪問での演奏活動を通じて地域社会に貢献することを目的とする。
88	千葉県立関宿城博物館サポーターグループ	団体見学者等への展示解説、資料整理、古文書の解読、郷土食指導、昔の道具体験指導。
89	野田がん哲学外来＆メディカルカフェ	がん患者及び家族などが、がんであっても笑顔を取り戻し、人生を生き切ることができるように支援する対話の場を提供する。順天堂大学名誉教授・新渡戸稲造記念センター長の樋野興夫氏が創設したがん哲学外来の理念に沿い、講演会やがん哲学外来カフェを定期的に開催。

表紙絵／市の花：つつじ（昭和 60 年 5 月 3 日指定）